

『寛永治迹（一）』

島原・天草一揆関係文献調査報告（一）

一一二二

南島原市教育委員会

発刊にあたつて

本市の原城跡が世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産の一つとして登録されて二年が経過しました。

原城跡は、近世社会に大きな影響を与えた島原・天草一揆の舞台です。寛永十四年（一六三七）に起った一揆は幕府を震撼させ、その結果、幕府はキリスト教に対する危機意識を増大させ、禁教政策により力を入れていきます。

幕府の政策に影響を与えた歴史的事件である島原・天草一揆に関連する発掘調査や歴史資料調査、研究を進め、市内外問わず原城跡を発信していくことが今後の課題となります。

今回翻刻した「寛永治迹」は、一揆終結の九十年後に熊本藩筆頭家老の「黒木訥軒」によってまとめられた歴史資料であり、熊本藩の記録や他国の記録といった多数の史料から一揆について取り上げた軍記です。全十冊（巻一～巻十五）にわたり、キリスト教の伝来から、一揆の始まり、終結にかけてをまとめています。本書では、一冊目（巻一～巻三）を取り上げました。島原・天草で一揆勢が兵を挙げ、唐津からの加勢、そして交戦されるまでを記し、さらに天草四郎が一揆の総大将となる過程が描かれます。

本市にとって島原・天草一揆や原城跡を研究するための重要な資料の一つと言えます。本書を通じて、様々な視点から一揆を見ていたとき、研究や教育など多方面に活用していただければ幸いです。

最後になりましたが、本書の刊行にご協力いただいた関係者の皆様、全体監修をしていただきました安高啓明氏（熊本大学大学院准教授）に厚く御礼申し上げます。

令和三年三月三十一日

南島原市教育委員会 教育長 永田 良一

例　言

一 本書は、南島原市教育委員会が所蔵する島原・天草一揆関係文書『寛永治迹』全十冊（巻二十五）の内、一冊目（巻一から巻三）を翻刻したものである。

二 南島原市教育委員会では平成二十一年度より「原城跡、日野江城跡、吉利支丹墓碑関係資料収集事業」として資料（古文書・絵図・研究書など）の収集、保管、活用を行つており、今回報告した史料は平成二十八年度に収集したものである。

三 本報告書に係る資料整理・解読及び執筆・編集は、中山和子（教育委員会 文化財課 学芸員）が行つた。

四 本書の全体監修は安高啓明氏（熊本大学大学院人文社会科学研究部准教授）、監修補助を川端駆氏（熊本大学大学院社会文化科学教育部在学）、山田悠太朗氏（熊本大学文学部在学）が行つた。

五 報告の対象とした資料は、南島原市教育委員会で保管している。

目 次

解題	1
凡例	11
寛永治迹（一）卷一、二、三【岡版編】	12
寛永治迹（二）卷一、二、三【翻刻編】	44

『寛永治迹』卷一―卷三の解題と天草四郎の創出

安高 啓明

解題『寛永治迹』卷一―卷三

『寛永治迹』は、熊本藩松井家の家臣である黒木訥軒が記したもので、南島原市教育委員会が所蔵する全十冊（二十五巻）である。『綿考輯錄』に所収される一揆当時の書状や、『耶蘇征伐記』・『駿府政事録』、『山田右衛門作口書』、『肥前島原記』、『有馬戦記』・『板行島原記』などの書誌を随所に引用しているのが特徴である。島原と天草で起こったことを同時進行的にとらえて記述するとともに排耶的表現も散見されるため、体制側の視点から作成されたものと評価できる。

第一冊は卷一から卷三までの合本である。巻頭には標題を收めるが、これと本文が一致をみなかつたり、脱文や加筆も確認される。本書の内容は、キリスト教の伝来から始まり、島原・天草で一揆勢が徒党をなし、唐津からの援軍が訪れ、交戦がなされるまでを收めている。このなかには、益田四郎時貞と父親である甚兵衛の動向をとらえ、天草四郎が一揆の惣領となつていく初期過程が示されている。そこでまず、卷一から卷三までの概要を記していきたい。

卷一是四部から構成され、キリスト教の伝来と受容過程、キリスト教禁制を受けた、天草と島原の状況を收めている。

「耶蘇邪宗始入我国附田原紹忍帰仰之事」には、日本の宗教界の記載から始まる。欽明天皇十三年壬申（五五二）十月に、百濟から仏・法・僧が渡來したとされ、これを日本の仏教伝来とする。そして、天文二十（一五五二）年には豊後国に訪れた南蛮商船が、キリスト教を広めるために大友宗麟の老臣田原紹忍に取り入ったことが記される。珍器などを宗麟に献上し、言葉巧みに布教の許可を得て活動し、神仏を妨害し、神

社・仏閣を破却する暴挙に及んでいる。そもそも奢備恵留（ザビエル）が九州に来て貧窮者に施しをしたことにより日本に耶蘇宗門が広まつたと結論付ける。

「耶蘇之邪宗禁制之事」は、日本は神国で、「南蛮ノ異法」を神道・儒教・仏教とは異なる教えとし信じることはないという否定的な記載から始まる。これは、豊臣秀吉が天正十五（一五八七）年に発布した「伴天連追放令」と同じ原理であり、禁制の思想的正統性となつていて。そして、日本中の伴天連を国外追放とし、慶長十七年（一六一三）の禁教令により改宗させたとする。帰国を拒否する南蛮人に対して嚴科を処すと伝えて、南蛮や呂宋に帰国させた上で、耶蘇寺は全て焼き払つたといふ。そのほか、キリスト大名高山右近や内藤飛驒守忠俊（内藤如安）、禁教令に背いた小笠原権之允（丞）と岡本大八の処遇についても収めている。なお、ここに收められる「今度筑前国大嶋にて捕る吉利支丹連入満同宿白状之覚」は『耶蘇征伐記』から転載している。

「耶蘇毒種復含芽於天草事」は、禁教下にありながらキリストが活発化していく状況を記す。特に、朝鮮出兵にも参加した武功のあるものとして、大矢野權右衛門・千束善右衛門・大江源左衛門・森宗意・片山善左衛門を挙げ、彼らは小西行長に寵愛された旧臣で、小西の死後、亡父の遺志を継いで邪宗を再興し、天草郡中の大矢野・千束という村落で密かに同志を募り集会をしていたという。小西行長の祐筆に大矢野甚兵衛好次（益田甚兵衛好次）がおり、小西の死後に宇土で身を潜め、農業に従事していた。キリスト教再興の動きの中で、大矢野へ行き、自身の子を「天使」と称して流言し、先の五人の信任を得ていつた過程がわかる。なお、ここに、四郎が起こした奇跡、空から鳩を手に招き卵を産ませてキリスト教經文を取り出したり、湯島まで歩いて渡つてみせ、多くの人を驚かせたという記載を收める。

「毒流遂溢于島原作伴天連未鑑誑鄉民事」は、前述の天草の状況を受

けて、同時期の島原の動きを紹介する。寛永十四（一六三七）年八月・九月の頃から島原領民たちの間で南蛮耶蘇の言葉「スイソ」という、世の中が一変するという話が広まっていたという。あわせて大矢野甚兵衛の子息である四郎が善童で天主の使であるとして伝わっている。四郎が文字を習つてもいないので教義を理解していたり、岸壁や海の上でも馬を馳せる妖術使いと認識していることがわかる。このように、天草と同じように島原でも益田四郎が奇跡を起こす妖術者であるという意識を共にしていった様子がわかる。

卷二は、六部で構成される。キリシタンたちが一揆を起こすに至る過程や、キリシタン結合を深めていく状況、これを取り締まっていく当時の島原藩主松倉氏の動向を収めている。

【嶋原ノ耶蘇立暴逆之色事】は、島原のキリシタンたちが一揆に立つ状況を詳しく記す。松倉氏の苛政を追及すると共に、窮乏している生活から天主への救いを求めている。口津村庄屋甚右衛門を中心にキリシタンたちの活動が活発化し、十月十五日には身分の隔てなく耶蘇宗に立ち帰ったという。これは松倉氏三家老である岡本新兵衛（新蔵）・多賀主水・田中宗夫の耳に入り、諸役人を廻村させている。

「植木桑野潜逃去口津事」は、口津村近辺でキリシタンに立帰るもののが多くなつてきており喧騒としてきた状況を綴つてゐる。蜂起を企てるところを役人の植木空之允・桑野八兵衛が目の当たりにし、島原城下に逃げ戻り子細を伝えてゐる。また、松倉家からかつて扶助を受けていた浪人であり画工の山田右衛門作についても收め、籠城時には、幕府軍

「左志木表補天主画像誑鄉民付切害諸鄉官事」には、有馬村の左志木作右衛門なる人物が、これまで隠匿していた天主の画像を他の人にも見せるようになり拝礼するようになったことから始まる。この画像に自然と表具がなされる奇妙な現象が起こつたと広まると、さらなる群衆と

なつていつた。これを有馬村代官林兵左衛門が問題視し、天主像を破つて火の中に投げ入れた。これに憤つたキリシタンたちが徒党し、ついには討ち取られてしまう。そして、十月十五日、上総（加津佐）村寿庵から益田四郎がキリシタン復宗を促す廻状の写を収める。なお、この寿庵廻文は、「岡山藩聞書」より簡略かつ異文となつてゐる。一揆勢はその後、北有馬横目の室加兵衛をはじめ、多くの役人、神職、僧侶を討ち取り島原城に向かつて行つた過程までを記す。

「松倉人數擬渡有馬表事」は、本文には、「松倉人數欲レ渡」海於有馬表「付還船事」とある。林兵左衛門が討ち取られたことをきっかけに、家老の岡本・田中を大将として鎮圧にあたる。根城（本城）を乗つ取られたら「弓矢ノ恥辱」と述べている。大小十九艘の船に乗つて渡海し一揆勢と対峙した様子が克明に記されている。最後は、岡本新兵衛・田中宗夫の松倉家との関係などを収めている。

「松倉長臣重発軍勢事、付深江村接戦事」は、本文中では「接戦」が「合戦」と変わっている。十月二六日早朝からの島原での動向、いわゆる深江合戦を収める。「農民の一揆」に対して岡本新蔵・多賀主水を大将にして、足軽大将六騎、平士六十騎、雜兵三百余人をともなつて出陣した。一揆勢の攻勢により、富岡弥次右衛門や新藤与兵衛は命を落とし、足軽大将ら多くも負傷したが、鉄炮隊が効果的に機能し、深江村寺北脇の忠兵衛宅を取り囲むと一揆勢は逃げ去り、追い詰められたキリシタンたち八五人を討ち取ったという。そして松倉家側は一旦、深江村を引き揚げ、帰城した。

「賊徒俄攻島原城、付櫻山安正事」は、「賊徒俄攻島原城而失利事」と「佐野忠善納糧於城中付櫻山泰正之事」の二編からなる。松倉家が帰城したのをみた一揆勢は、城下に入り込む。この時、一揆勢は三〇〇〇余人とされ、市店や僧房に火を放ち、城下は混乱に陥つた。島原城に攻め入ると激しい交戦が繰り広げられ、一揆勢は「何ノ思慮モナク攻掛」つ

たという。佐野惣左衛門忠善とは島原の惣郡代で島原の百姓から広く信任を得ていた人物で、櫻山泰正は松倉家の寵臣で、有馬への出陣の際は、相応の働きがあつたと評価されている。十月二十五日から二六日にかけての激しい交戦の状況がここに収められている。

卷三は八部から構成されている。島原で起つた一揆勢の動向が各地にどのように伝わっていたのか、そして、各藩がとつた対応などを書状などリアルタイムの情報を含めながら取り上げている。

「島原大銃聞於肥後府城付告之豊後府監察使事」は、熊本藩に島原での一揆の情報が届けられたこととともになう細川家家老長岡佐渡守興長たるの対応から始まる。長岡興長は、すぐに有吉英貴・長岡是季を招き寄せ評議して、島原の動きを「天下ノ凶変」「天下の凶賊」と断罪する。

その上で、十月二八日付で長岡興長・有吉英貴・長岡是季は、豊後日付の牧野伝蔵と林丹羽守勝正に鉄炮隊の派遣を申し出している。島原へ道家七郎左衛門や永良長兵衛を送つており、現地の状況を伝えている。熊本へ戻ると「邪宗ノ一揆」は、島原城を攻略できず、有馬へ向かつたと報告している。これらは十月二八日付で長岡ら三家老から豊後日付に報告した書状で遂時連絡を取つていたことが示される。

「松倉家老乞援兵隣国付監査使評議之事」には、島原城で田中宗夫・岡本新蔵・多賀主水ら五十騎、雜兵七〇〇人が立て籠り応戦していたことに始まる。一揆勢が再び攻めてきたら落城する可能性もあることを示唆しており、十月二七日付で、松倉三家老は、細川三家老に救援を求める書状を出している。これを受けた十月二八日付で細川三家老は、島原からの書状を添えて豊後日付に対して指示を請うている。十月二九日付で豊後日付は、三家老に対して鉄炮隊の派遣を認めると共に、事態の進捗を届けるように伝えている。十月晦日付で豊後日付は有馬へ一揆勢が移動したことを承知した旨を収める。

「肥後長臣擬筆輕卒於嶋城付監察使制止之事」は、松倉方が追い詰める。

られており、落城危うき事態となつていてことから始まる。落城となれば、「武家ハ面目を失フ」として、十月二九日付書状で細川三家老から豊後日付に對して情報提供にあわせて派兵の指図を伺い、十月晦日付の書状で、豊後日付からの返信を受けている。島原の一揆勢は八〇〇〇余人となり、勢いに乗じている旨が記される。

「神敵逆風偃」ス天草一付大矢野四郎之事」は、天草の場面に移る。天草は寺沢家の所領で、三宅藤兵衛重利が城代であると記し、さらに、伝聞としながら益田甚兵衛、並びに四郎の事績に言及する。そして、島原の一揆勢の動きにあわせて、四郎たちが結集していく様子を綴つていい。十月二九日の三宅藤兵衛から細川三家老に宛てた書状では、大矢野をはじめとする村々でキリシタンたちが立ち帰っている様子を伝えてくる。この書状の内容は、霜月朔日付で細川三家老から豊後日付に報告された。そして、十一月三日付で豊後日付から細川三家老に宛てて蜂起が必定であり、江戸からの指図がある旨を返書している。

「肥後長臣訴天草一揆於監察使事」については、本文は見られない。

「擒四郎之伯父及母姉於肥後郡浦付河喜多九太夫正重疑兵之事」は、本文では「擒四郎之伯父母姉於郡裏浦付伯父母口書之事」となつていて、益田甚兵衛の弟である山城（渡辺）小左衛門は大矢野の大庄屋たる。益田甚兵衛の弟である山城（渡辺）小左衛門は大矢野の大庄屋たる。益田甚兵衛も家産乏しくないとする。甚兵衛は天草に來ていたが妻と娘を宇土に残しており、小左衛門が密かに連れてこようとしている。しかし、小左衛門は捕縛されてしまい、小左衛門弟の左太郎、舅の渡辺小兵衛、その弟の長次郎ら、さらに、恵部村にいた甚兵衛の妻と娘、その数は十二人に及んだ。小左衛門の口書は寛永十五（一六三八）年正月二五日付で熊本藩の穿鑿奉行乃美一郎兵衛・町市之允に宛てられている。覚書には、四郎の母親の証言として四郎の年齢や事績などを記している。標題にみられないが、「賊徒乗夜欲奪囚人付河喜多疑兵之事」があ

る。これは、逃げ帰った小左衛門の船頭が事情を話すと甚兵衛父子が憤

り、奪還のため郡浦へ向かった。当初、郡浦の役人たちは驚くも、軍勢を整えた熊本藩側の猛勢にあつて退去している。

『唐津軍勢加富岡城事』は、三宅藤兵衛が手勢一〇〇程に鉄砲六十挺を加え、約三〇〇余人で大矢野・上津浦に差し向け、一揆勢と対峙する過程を記す。大将の天草四郎を「勇氣智謀無双外法」の若者で、奇妙な術を操る人間としている。十月二六日頃から蜂起に至り、同二十七日に島原と軌を一にして一揆となつた。これに至る前の三宅藤兵衛の動向から収め、数名を捕縛して尋間にかけて唐津に報告していることも記している。その後、唐津からの援軍として、岡嶋二郎右衛門と同七郎左衛門、沢木七郎兵衛、三宅重利の嫡子藤右衛門らがおり、十一月五日に唐津を出発、同七日（一説には九日）に富岡に到着している。

『賊徒欺唐津勢而寄手分散之事』は、唐津からの加勢があり、一揆勢と交戦する状況を収める。富岡方は八日に本渡に向けて出発する計画でいたが、四郎はこの動きを察して、本渡・鳴子の人たちをキリシタンに改宗して謀計を示し合わせている。実際には、富岡方は九日に三宅藤右衛門を大将にした一団で、九日に本渡を出立、小鳴子へ出発した。数に劣る一揆勢は、分散してこれを待ち受け、智力戦に持ち込んでいた様子が詳細に記されている。

『寛永治迹』卷一一卷三にみる天草四郎

解題で述べたように、天草四郎は奇妙な妖術を使う存在であり、「天使」「天人」とも表現されている。これは、四郎を語る証言に共通するところであり、特に「別当左左衛門覚書」（鶴田倉造編『原史料で綴る天草島原の乱』本渡市、一九九四年、一二頁、以下、『原史料』とする）は四郎の奇跡を端的にまとめている。

其時分大矢野村に益田四郎と申者、年十六歳にて名誉を致し候由、

近国風聞仕候、此四郎稽古なしに読書を仕、諸經の講釈をいたし、軀て切支丹の世になり候よし申勧め、其証拠を見せ可申とて天より鳩を招寄、手の上にて卵を生せ、夫を割て吉利支丹の経文を取出し見せ申候者、或は竹に雀のとまり居たるを枝折杯にいたし、万不思議なる事のみ仕、天草と有馬との間に有之湯島と申嶋、海上を歩み渡り見せ申候よし、是を見及聞及、

これは、寛永十四年十月二三日の覚書であるが、ここには、十六歳で名誉を得た益田四郎について、近国で広まっている風聞を次の四点を挙げていて。

① 稽古なしに読書ができ、諸宗の講釈をしてやがてキリシタンの世になると勧告した。

② その証拠として天から鳩を手に招き寄せ、卵を産ませ、これを割つてキリシタンの経文を取り出して見せた。

③ 竹に雀が止まつている枝を折つて杯にして、不思議なことをした。

④ 湯島まで海上を歩いて渡つた。

ここに類似した記載は『寛永治迹』にもいくつかみられる。卷一には、次のようにある。

四郎学問ノ程ハ何事ヲナシケルカ相知ル者ナシ、種々ノ妖術ヲナシ

①彼宗門ノ諸書ヲ説テ、勧ケル様ハ、頓而切支丹ノ世ニナルヘシ其証拠ヲ見セントテ、②虚空ヨリ鳩ヲ招キ手ノ内ニテ卵ヲ生セ、ソレヲ割テ中ヨリ切支丹経文ヲ取出シ諸人ニ見セ、或ハ③竹ニ雀ノ止リ居タルヲ枝折ニシテ之ヲ見セ、一宗ノ者ニハ之ヲ渡スニ雀不レ飛、他宗ノ者之ヲ取ントスレハ雀忽飛去ル、又天草ト有馬ノ間ニ④湯嶋アリ、此海上ヲ陸地ノ如ク、四郎歩涉ニス、如此ノ類ヲ以テ、諸人ニ目ヲ驚カサス、

様々な妖術を行なうとした上で、傍線部①～④は先に記したものと近似する。ただし、③については、キリシタンとそれ以外のものとで雀が

飛び去るか否かという内容となつてゐる。別当左衛門覚書にある「万不思議なる事のみ仕」に含まれるかもしだれが、枝を折つて杯にしたという記載は見られない。

また、④の湯島を「歩涉」ことに関連することとして、卷三には、「壁上ニモ馬ヲ騎上ケ、浪ノ面ニモヨク飛行シ、雨ヲフセ風ヲ吹セ、天地ヲ動カシ、雷霆ヲ挫ク、変化奇妙ノ術ヲ得タリ」とある。馬に騎乗して壁を駆け上がるばかりか、海面を飛行しているようにも記してゐる。自然をも操る奇妙な術を操つてゐるともあり、奇術師的な存在としての四郎が誇張して描かれている。

「別当左衛門覚書」(『原史料』所収)と『寛永治迹』の表現に一部異動が認められるのは、いかに風聞としてこれら情報が伝わつてゐたのかがわかる。四郎が起こした奇跡に対して、『寛永治迹』には「諸人ニ目ヲ驚カサス」と表現するが、これも含めて伝聞であつて、実際にこれを目にしたもののが記載はない。いかにして、天草四郎が形作られていつたのかがうかがうことができる。

こうした多様な顔を持つ四郎ではあるが、捕縛された際の母親の証言は、看過できない。『寛永治迹』卷三に所収される寛永十五年正月の覚書では、次のことが述べられている。

- ① 四郎の年齢は十六歳である。
- ② 九歳から三年間手習をする。
- ③ 五六六年程学問を修める。
- ④ 長崎へ時々行つてゐるが、京都や大坂へは行つていない。
- ⑤ 九月晦日に大矢野へ向かつた。

この母親の証言は極めて「人間」四郎の姿と評価することができるであろう。四郎の成長過程を端的にとらえており、大矢野で一揆勢に与するまでの過程がわかる。これに類するものは、『寛永治迹』卷三に次のようにある。

才智萃ヲ抜テ、肝臍倫ヲ離ル、今茲十六歳ニテ、身ノ長五尺ニ余リ、腕ノ力百鈞ヲ輕シトス、七・八歳ノ頃ヨリ好テ文ヲ学ヒ、略筆墨ノ芸ニ達シ、馬ヲ馳セ、剣ヲ試ミ、較兵軍ノ術ヲ慕ハントス。これによれば、現在十六歳で、身長は五尺(約一五二cm)程とする。

また、力もあり、文学を学び、芸に秀でてゐる。また、馬術や剣を嗜み、兵術も修めている。身長にも言及してゐることは特筆すべきことであるが、さらに、「あらい切町与四右衛門口上覚」(『原史料』三六二頁)には、四郎の姿形が記されている。

四郎出立ハつねのきる物の上に白き綾をき、たちつけをき、かしらニハ苧を以みつくみにしてあて緒をつけ、のと下にてとめ、ひたいにちいさき字をたて申、手ニハ御へいを持て惣勢下知仕候事、

四郎は着物の上に白い綾をかけており、裁着袴をはき、頭には苧麻を三つ編みにしたものを作り、額には小さい十字架を立ててゐる。そして手には御幣を持ち、一揆勢を指揮してゐたとある。これは、一揆勢のなかで神格化した四郎の姿形にならうが、四郎の証言としては希少なものとして知られる。

このように、奇術を行なう神秘性とともに、現実的な四郎の姿が『寛永治迹』の中には記されている。また、他の関係資料と比較していくことで、よりリアルな天草四郎像を紡ぎ出すことができるであろう。『寛永治迹』が、当時の書誌類を丹念に調べて作成されていることから、天草四郎の伝聞と実像とが交錯して記される。一揆勢が天草四郎を中心にして結集していく、そして四郎自身にどのような評価がなされていたのかを、『寛永治迹』から明らかにできるだろう。

(熊本大学大学院人文社会科学研究部准教授)

『寛永治迹』と山田右衛門作

中山 和子

録している。

島原・天草一揆の軍記・『寛永治迹』

南島原市教育委員会が所蔵する『寛永治迹』は天保十三年（一七二八）にまとめられた史料である。本市が所蔵する写本以外に、熊本市立熊本博物館が所蔵する伊時家文書群にも同様の写本が現存する。現段階では比較・検討はできていないが、史料の性質を知る上で重要なため、今後の課題となる。

『寛永治迹』は、寛永十五年（一六三八）島原・天草一揆終結の九十年後に書かれ、「黒木訥軒」という人物によつてまとめられた島原・天草一揆における熊本藩の功績を記した軍記である。黒木訥軒は熊本藩筆頭家老・松井家の家臣であった。

全二十五巻を十冊にまとめており、キリスト教伝来から、一揆の始まり、一揆の終結が記されている。また、十冊目の巻二十五（番外編）には、原城の絵図や幕府側の武将の指物（小旗や飾り物）を色付きの挿絵で収録している。併せて、幕府側の死傷者数についても記されている。『寛永治迹』の特徴として以下大きく三点があげられる。

- ① 島原・天草一揆に関する熊本藩の記録や他国の記録といった多数の史料を書き写しており、史料の比較をしながら、島原・天草一揆の全容を明らかにしようとしている。
- ② 比較検討した史料や島原・天草一揆に対して編者である黒木訥軒自身の考えが述べられている。
- ③ 全二十五巻のうち番外編となる二十五巻目には、島原半島、天草の絵地図や幕府勢の大名及び家臣の指物を色付きの挿絵として收

本稿では、『寛永治迹』作成の経緯を取り上げる。また、『寛永治迹』には島原・天草一揆の生き残りと言われる山田右衛門作が登場する。山田右衛門作は謎多い人物であるが、本市口之津町との関わりがあり、島原・天草一揆において注目される人物でもある。また、編者である黒木訥軒は右衛門作について自身の考えを述べている。『寛永治迹』一冊目（巻一～巻三）から読み取れる山田右衛門作について関連史料を紹介しながら論じてゆきたい。

『寛永治迹』作成の経緯

本節では、『寛永治迹』が作成される経緯について取り上げたい。黒木訥軒が記した「自序」（『寛永治迹』巻二十五に収録）には『寛永治迹』作成について記されている。

當時有島原記略志、其事頗有錯誤不足微焉、近栗氏老人作有馬戦記審録正治禍亂之事最有所證説、亦不虛老人語余、今此戦記專精於我藩之、勲積而未公他邦通覽之旨也、欲改刪之則齡既古稀、心倦筆疲将来宜繼我志而削補也、余何能為再三固辭、老人不容切垂尔教終以親所繕録相屬、無何易簣午澤存新宮忘愚私筆此書猶憾寡聞小見逸事不少、若有同志重訂正之則輿老人共多幸焉云爾

享保戌申十一月甲辰肥州松江城小僕黒木不知由採毫於訥軒

要約すると以下のとおりである。当時、島原・天草一揆の略史はあつたが、誤りや不足が多かつた。「栗氏老人」が記した「有馬戦記審録」が有力と言われている。しかし、「栗氏老人」いわく自分の藩について

は詳しいが功績については未だ他国全体の史料に目を通していないため、改めて島原・天草一揆についての軍記を作成したいとのことであった。「栗氏老人」はすでに老齢であり、自分の意志を継ぐ人物を探していたところ、黒木訥軒が意志を継ぎ、『寛永治迹』の編纂を始めたといふ。そして、黒木訥軒は兵の道を志し、君命により十年ほど兵学を学んだ後に寛永治迹を編纂した（「黒木訥軒自少志兵之道曾蒙君命学兵十年計一日携來所編寛永治迹之序」『寛永治迹』卷二十五自序より）。

編者・黒木訥軒による山田右衛門作の評価

山田右衛門作の生涯は誠に数奇にして多彩（助野健太郎『島原の乱』四二一頁）、また、呼称といい、経歴といい、伝説といい、作品といい、まことにとらえがたい人物（竹村覚『キリシタン遺物の研究』二五三頁）とあるように、山田右衛門作については多くの謎がある。



写真②

写真①

山田右衛門作は生き残ることができたのである。

山田右衛門作に関する史料として山田右衛門作の口書がある。一揆後、生け捕りとなつた山田右衛門作が幕府勢に取り調べを受けた際の調書である。一揆勢の内情を伝える数少ない史料であり、『寛永治迹』卷二十三（九冊目）「山田右衛門作御赦免付口書之事」に収録される。口書は、永青文庫蔵本、個人蔵など他にも現存している。

『寛永治迹』は『綿考輯錄』、『耶蘇征伐記』、『駿府政事錄』、『肥前島原記』、『有馬戦記』、『板行島原記』といった多くの史料をもとに編纂されたものであるが、山田右衛門作の口書からも引用している。口書は一般に全てを信じることは難しいと言われるが、黒木訥軒にとつて島原・天草一揆を記す上で必要な史料であつたことがわかる。

山田右衛門作の口書を引用している部分は、『寛永治迹』卷二「松倉長臣重発『軍勢』付深江村合戦之事」にある。この記事は十月二十六日からの島原での動向と深江合戦について記している。

一般的に知られる山田右衛門作はキリシタン陣中旗（縞子地着色聖体秘蹟図指物）を作成した南蛮絵師、島原・天草一揆の生き残りである、

愚按山田右衛門作力口書ニハ、此時打出ル松倉家ノ人數百余人、諸

ということであろうか。本節では謎の多い人物である山田右衛門作について、『寛永治迹』の編者である黒木訥軒がどのように評価していたのかを中心に論じてゆく。あわせて山田右衛門作に関する史料についても取り上げる。

道具ニテ深江村ニ押寄、切支丹ノ者トモ四十人程討取、松倉勢城ニ引取ト云、本書今肥前島原記・有馬戦記・征伐記・板行島原記等ニ依テ、雜兵三百ト記スト云トモ、怕クハ、山田カ口書ノ員數実記ナルヘキ力

勢となり城に籠つたのか。また、邪心があるなら決して内応しない。敵だと思えば、松倉の旧臣であり、しかし有馬の譜代である。どちらにしても信義のない者であろうか。

黒木訥軒は一揆勢の幹部であり、のちに幕府勢に内応した山田右衛門作に対して「信義ナキ者歟」と評価している。

内応の経緯について

山田右衛門作の口書には、深江合戦の際、参加した松倉家は数百人にのぼり、諸道具を携えて深江村（現南島原市深江町）に押し寄せ、キリシタンを四十人程討ち取り、松倉勢は城へ引き上げたとある。本書では

『肥前島原記』・『有馬戦記』・『征伐記』・『板行島原記』を参考に雜兵を三百人と記したが、編者の黒木訥軒が考るに、おそらくは山田右衛門作の口書の人数が事実ではないかと述べている。

また、黒木訥軒は山田右衛門作自身に対する評価をしている。山田右衛門作が一番はじめに登場するのは、寛永治迹卷二「植木棄野潜逃去口ノ津事」である。

浪人山田右衛門作ト云画工、其辺ニ住居セシカ（中略）

山田ハ元有馬家ニ仕浪ニシテ、今松倉家の扶助ヲ受ケ、邪宗ニ与ミシテ、一方ノ頭ト成、然ルニ今、其企ヲ二人ニ内通シ、後ニ籠城ノ時モ有馬家ニ内応シ一命ヲ助ル、若正兵ナラハ、何ソ賊ト成テ城ニ籠ン哉、又、邪心アラハ、豈内応センヤ、敵カト見レハ、味方松倉ノ旧臣カト見ハ、有馬ノ譜代ナリ、何レ信義ナキ者歟、又、口ノ津ノ庄屋次郎兵衛モ彼等ト相睦リ、流石殺ニヤ、忍ヒサリケン

以下、現代語訳をしたものである。山田右衛門作という画工は口之津に住居がある。元有馬家に仕え、今は松倉家に仕えている。邪宗に味方をして一揆勢の頭となるが、一揆勢の情報を二人に内通した。後に籠城した際にも有馬家に内応し生き残った。もし幕府勢の味方ならば何故一揆

山田右衛門作を「信義ナキ者歟」と評価した黒木訥軒であるが、どのような経緯を経て、山田右衛門作は幕府勢と内応したのか。

本節では山田右衛門作が矢文を使って幕府勢とやり取りをする様子を取り上げる。「有馬五郎左衛門筆記」（林銃吉『島原半島史 中巻』一九五四、国書刊行会、一六九頁～一七〇頁）の一部を紹介する。有馬五郎左衛門は有馬直純の家臣である。有馬五郎左衛門は正月二日、有馬表で上使松平伊豆守に会い、城中へ向かわせることを決定した。

一、二月朔日己の刻矢文十五五筋は立花左近殿五筋は細川越中守殿三家の御仕寄口より城内へ御射込せ矢文の文躰。今度其方就籠城上様被諸勢指向候我等も近口此地へ参着候就は当地我々の古郷の地に候籠城の意趣宗門一偏の儀に候哉譜代の地に候条様子見に承届御城使衆へ申達如何様にも可然様に仕度候就夫書状にては存分為可申談田中刑部少輔上下三人丸腰にて可申付候彼者躰を見届双方の矢の口を差留日限時を相定可差遣候城中へ入様子被聞届候は、幸に候左様に無之候は、屏越にても可申談候彼刑部少輔事成城内前々よりの存知の者も数多可有之候間唯今有馬五郎左衛門と申候為存知印に名を書附為持候任返答に則可申付候かしこ

的な矢文があつたという。以下は助野健太郎『島原の乱』四〇七〇四〇八頁に掲載されている史料を要約したものである。

二月一日、細川家、立花家、有馬兵部の三か所の仕寄口から城内へ矢文が放たれた。この書状は有馬直純から益田四郎太夫、山田右衛門作、芦塚忠右衛門宛に出された。

籠城の意趣について宗門のためであるのか、譜代の地のためかを詳しく述べて聞き、いいように取り計らいたいとのことであった。書状のやり取りでは十分に話し合えないため、田中刑部少輔以下三人を丸腰して遣わし、確認したら休戦し、日時を決めて城内で様子を聞くことができればありがたい。また、堀越に話してもよいとの内容である。

一、二月二日晚城内より矢文二ツ出る昨日の返答の由に候夫に付二月

三日七ツ時自分於大江浜山田右衛門作芦塚忠右衛門罷出五郎左衛門へ逢可申由矢一ツに状二ツ仕射出申候一ツの状は右衛門佐忠右衛門加判又一ツは右衛門佐一判にて候此状二ツ則伊豆守様へ真純

様御持參被成候て伊豆守様御覽被成戸田左門様御目前に御覽被成伊豆守様御扣帳に被留置則繼飛脚を江戸へ御進上被成候拙者も矢文の様子御見せ被成ため御前へ堪忍申候矢文認様

御書謹て致拝見候と書出意趣は一ツ書にして恐惶謹言

月 日 山田右衛門作 芦塚忠右衛門
進 上

有馬五郎左衛門殿 御披露

伊豆守様初て上使の御衆中能首尾候由御満足被為成御事にて候

その後、二日の晩には城内から一日に出された書状の返信が二通の矢文でなされた。三日七ツ時、大江浜で山田右衛門作、芦塚忠右衛門に面对することとなつた。また、山田右衛門作は有馬五郎左衛門に宛てた個

自分は一揆に加わるべきではないが、口之津村にいた際、不思議などに一味の仲間に加えられてしまつた。一揆が起きたときには口之津村から立ち去ろうとしたが、疑われ、人質を取られたため、止む無く一味に加わっている。もし五郎左衛門殿に会うことができたなら、城内の様子を申し上げたいと思っている。

以上のことから、山田右衛門作が自ら望んで一揆に参加したわけではないことがわかる。また、山田右衛門作自身に内応の気があつたことが理解できる。しかし、山田右衛門作は一揆勢の幹部（副将）として加わっている。無理やり参加させられたのにもかかわらず、幹部となりうるのかという疑問が残る。

山田右衛門作が伝えたことは以下の通りである（「有馬五郎左衛門筆記」一七三頁）。

① 城内へ男女何程籠城候哉の由相尋候へは四万七千有之由申出候
② 四万七千余の内武士役仕候者何程哉と申候へは一万人御座候由其外女子童部十五より内六十以上の者共にて御座候
③ 米味噌塩水丈夫に御座候鎧長刀刀等は北岡鍛冶串山の鍛冶布津堂崎有家所々の上手の鉄細工共に毎日作らせ申候へは武具沢山に御座候鉄砲の玉は色々遣道具にて玉を鋤させ申候（中略）藁は三月中迄は続申間敷哉

以下現代語訳である。

- ① 城内の男女の籠城者数は四万七千人余りであること。
- ② 四万七千人の内、武士は一万人、その外は十五～六十歳の女性と

子どもであること。

③ 米・味噌・塩・水は十分あり、槍や刀は北岡や串山の鍛冶、布津・

堂崎有家の鉄細工職人に毎日作らせているので、十分である。鉄砲玉についても色々な道具で作らせている。玉薬は三月中までは持たないだろう。

以上山田右衛門作によつて籠城の様子が詳細に伝えられているが、大江浜での対面の次第は『有馬筆記』(『有馬五郎左衛門筆記』)によつて知られるだけである(五野井隆史『敗者の日本史十四 島原の乱とキリストン』二三四頁)。

山田右衛門作という人物については、不確かな部分が数多くある。本稿では多くの課題を残してしまつたが、島原・天草一揆での山田右衛門作の役割や本市との関係性、出自等も含め、検討する必要がある。

『寛永治迹』に登場する山田右衛門作がどのような人物として取り上げられているのか、また、編者である黒木訥軒の山田右衛門作への評価を今後も調査したい。調査を進めることで、『寛永治迹』を編纂した当時の人びとの山田右衛門作に対する評価、考え方を知ることができんだろう。さらに、様々な年代に編纂された島原・天草一揆の記録に残る山田右衛門作を比較することで、山田右衛門作像の時代による変化を読み取ることができるのではないか。

(南島原市教育委員会文化財課 学芸員)

参考文献

木山貴満「伊時家文書について」(熊本市立熊本博物館編『熊本博物館報 No.二十四(二〇一一年報告)』二〇一二)

五野井隆史『敗者の日本史十四 島原の乱とキリストン』二〇一四、吉川弘文館

助野健太郎『島原の乱』一九七一、東出版

竹村覚『キリストン遺物の研究』一九六四、研究社印刷

西村貞『日本初期洋画の研究』一九七一、泰和原色

林銃吉『島原半島史 中巻』一九五四、国書刊行会

南浦利早「[寛永治迹]から見る島原・天草一揆」有家史談会 No.二十六『嶽南風土記』二〇一九

凡例

一、南島原市教育委員会所蔵の島原・天草一揆関連資料一点（『寛永治迹』全十冊「卷一～卷二十五」のうち一冊目「卷一～卷三」）を翻刻した。

一、常用漢字を基本とし、固有名詞・氏名は原文の字体を尊重した。

一、変体仮名は、「江」・「而」・「之」を除いて平仮名に改めた。また合字「ゑ」「ヰ」についてはカタカナの「ヨリ」「トモ」とした。

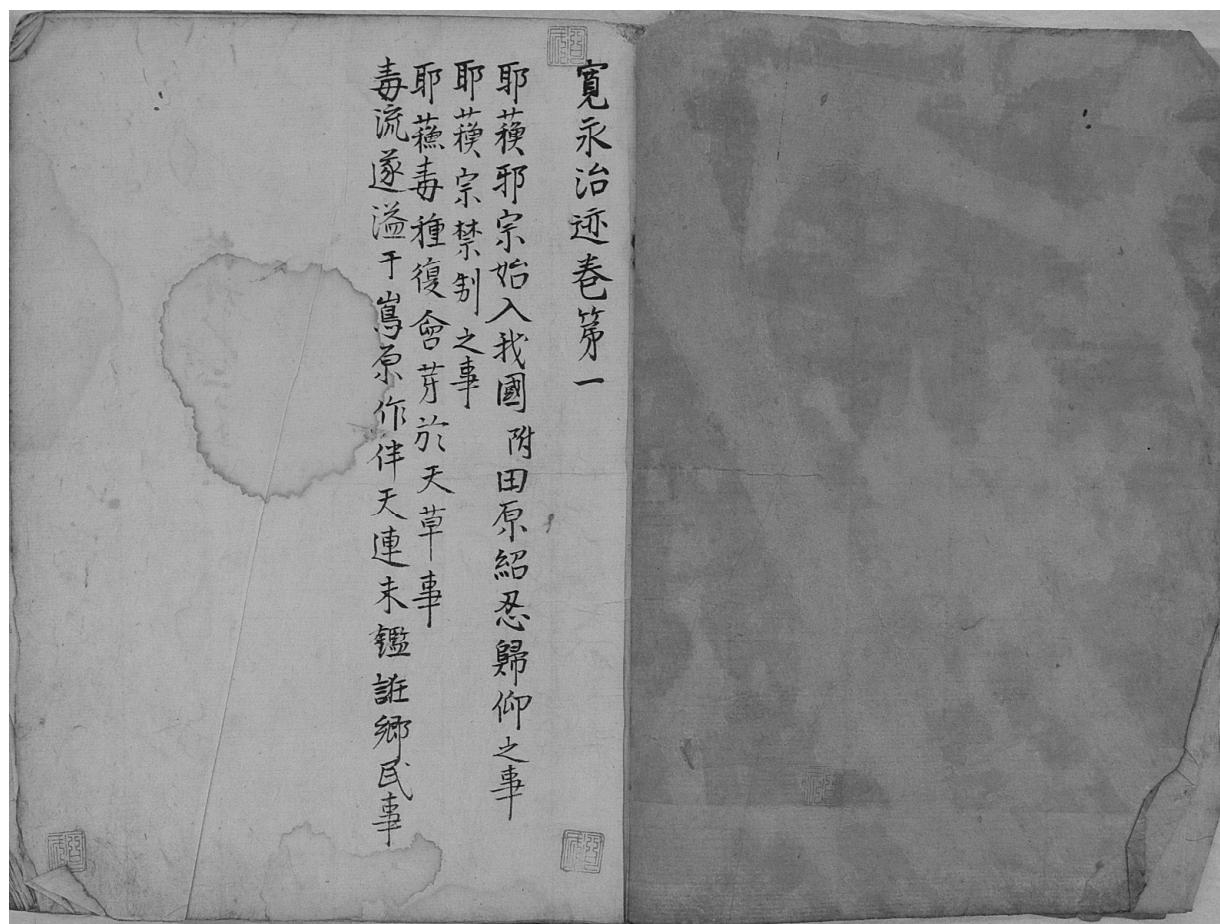
一、原本の欠損や字画の不明瞭等により判読不能の文字は□で示した。

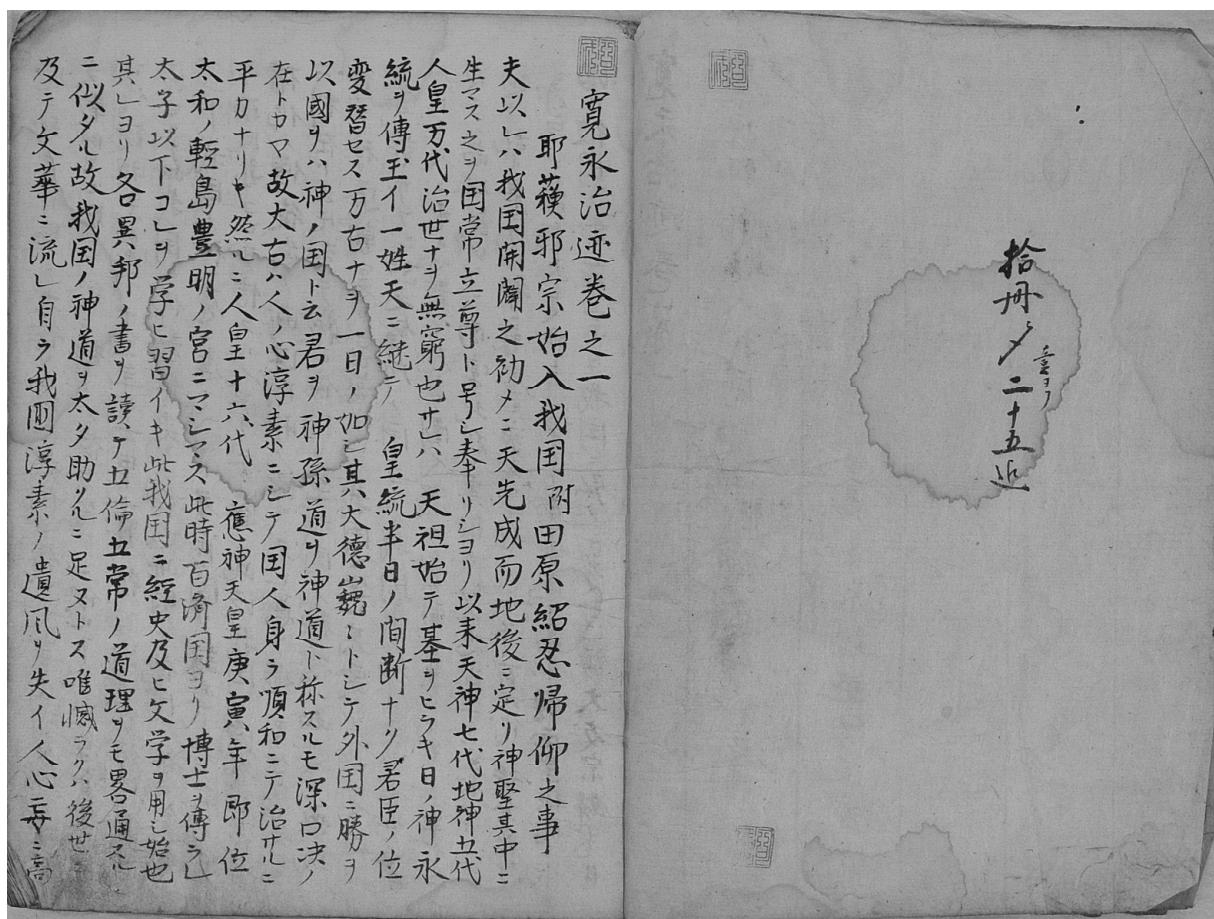
一、闕字は一文字分とした。

一、誤字や疑いがある文字には右側に「カ」と示した。

図
版
編

寛永治迹
(二)

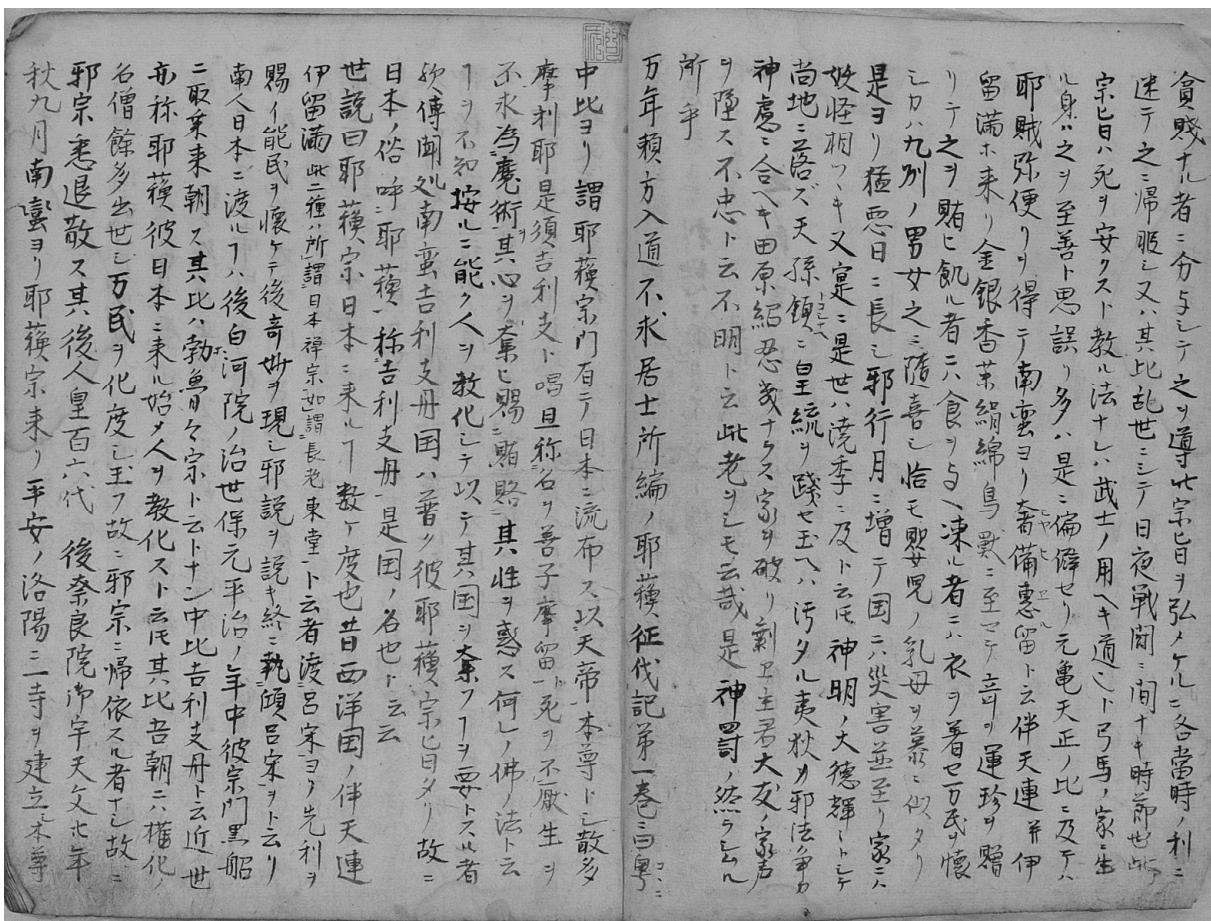




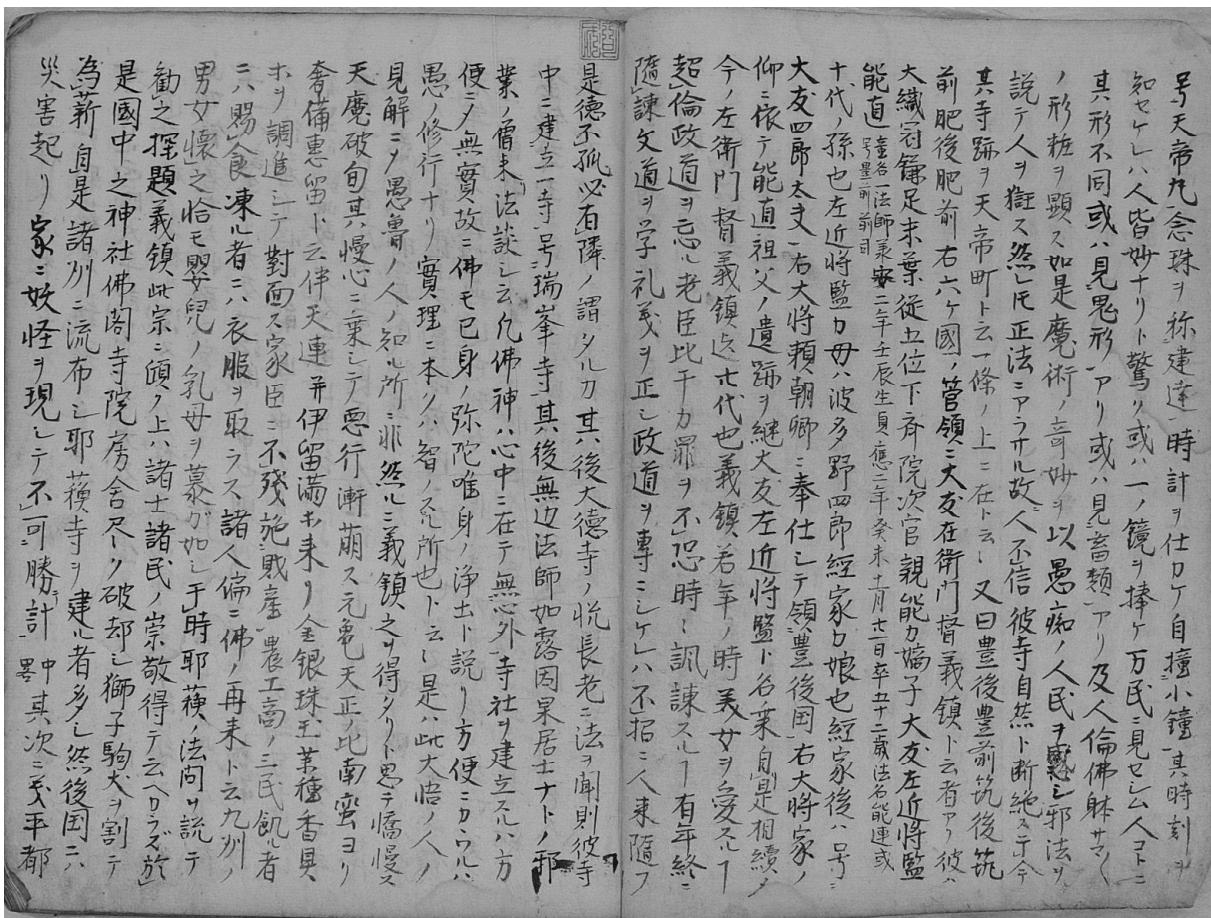
2

遠馳テ神聖ノ大徳ヲ不知我國ニ傳タル古キ詞モ聞ワケス
文較質ニ勝テ終ニ極イノ徳ヲ失フニ似ルトヲ其ヨリ後第
亦代欽明天皇ノ十三年壬申十月復百濟ヨリ佛法僧リ
渡セ此我國ニ佛教傳來ノ始也此時ニ他國ノ神山崇給
シ一我國ノ神慮ニ違フヘド羣臣固ノ諫奉シカハ捨ラレ
キ而氏亦コソ信スル人アリテ遂ニ此法我國ニ流布シ多ク
權化ノ僧徒出テ断滅開悟ノ法ヲ示シ愚ソ遁于中生ソ度充
ニ利在ト云凡却テ恨ム偏極ノ至我國ノ神徳・知心人モ無成
行ナ神道朝寧・哀樂ナハ我國ニ生一其衆ソ食シ人誰カ
是ナ歎サフニ如之館所ノ因ヨリ我國トノ神宣モ忘レ已ニ
無ニテ人ニ求心競イ起テ國人渾テ家藏ノ守リテ失イ末代ニ
及テハ尚以飽タス南寧北狄・異術ヲ好ム志リ生ニ益我國ノ正
道リ乱ル是ナ以邪氣虛ニ乘スル理ノニヤ第百六代後金良院
ノ御宇ニ當テ天文六年辛亥南寧國ノ高祖鎮西豐後國・航
海ニ彼國ノ耶蘇宗寺ヲ我國ニ弘ノンシメ藩鎮・大交宗麟老臣
田原入道紹忍ニ因ニ潛ニ賂ヲ納テ相親ミ耶蘇ノ耶說ヲ誑誘ス
紹忍素ヨリ利慾ニ耽リ不智不明ナハ邪正ヲ論ヒス尾然トシテ
彼宗已日ニ歸仰セリ且密賊力持來所ノ穗ク珍墨ノ主君宗麟ニ
獻之ニテ之ヲ執イ言ヲ巧ニシテ遂ニ密賊ヨニテ相見セシム妙術奇
怪リ施テ之ヲ驚セ急藩鎮免許ヲ得テ廢除ノ族ヲ惠引入
此邪宗門ノ城下ニ弘建ス是ヨリ大交・領令ニ言ニ及諸外・族
下紹忍カ一呼リ聞テ各此宗門ニ入り之ヲ隨喜ス者恰モ水
下ニ就リ加リ国人論レトニテ相宗ニ館波九州ニ汎遷タク柳耶
蘇ノ宗門ハ我國ノ禁制ニシテ天下其教ヲ知ル者十ニ世ニ所謂
神儒佛道ノ四教ニアラス天主ニ尊崇スト唱ヘ外法ノ勸ニシテ
神儒佛道ニ四教ニアラス天主ニ尊崇スト唱ヘ外法ノ勸ニシテ
院ヲ炎上シ邪暴リ極ノ猛惡ヲ振イ佛學ヲ拿イ取神領ヲ侵
掠神通ノ破滅王法ノ衰微殆此節ニ極レリ伴天連國ニテ巡
テ南寧ヨリ持來ル所ノ金玉神佛宮寺ヲ侵奪先戰宝ヨ

3



4



5

呂ト云伴天連來ノ石火矢ヲ傍旦拂抱ヲ張リテ折據ヲ傳授又
諸士弥耶薦宗ニ執著スト云云
世三行ニ西國大平記等一卷大友來歴ノ篇ニ云豊後國大友義鎮
入道宗麟ノ先祖ヲ溫ヌルニ刀ノ称ノ大友四郎太夫平經家ト云者アリ
此狼籍倉右大將殿ヘ官仕シテ刀称ノ局ト申ケリ此房ニ御
子一人誕生アリ大友一法師ト申也則裔院次官薦宗親能ニ預
ラル後ニ左近將監能直ト申ケリ其比豊後國司緒方三郎流
罪ニシテ此故ニ大友能直豊後ノ守トナリ王タリ建久七年
三月十日古庄重吉ト長臣トノ豊後ヘ下向ス中能直ヨリ七代
大友泰氏ノ時ニ尊氏將軍ノ味方シケハ源ノ姓ヲ賜リケリ宗
麻ノ父ヲ義鑑ト云豊後府内ニ在城也又大守大友義鎮
若年ノ比ハ放埒無道也越女ヲ懷ヤ青州ヲ酌偏ニ舞妓義人
童ノ謡歌ヲ以テ耳目ヲ悦ハシノ綾羅錦繡ヲ以テ身ヲ飾
金銀珠玉ヲ以テ室ヲ彌畫シ更ニ政道ヲ不聞適諫臣入テ
説クハ則太刀ヲ拔テ殺ス聞入眉ヲ蹙メ戰栗セスト云トナ
亡尼五人ノ家臣アリ臼杵鑑速小原石波吉弘鑑直吉園宗勅田
北鑑重ト云又諫臣三八角隅越前惟中ノ等第策ヲ事トス各
相談ニ數十ヶ余ノ諫言ヲ入ルハ大友義鑑舊諱ヲ改メ玉イ
美女ヲ退ケ奢矯ヲ禁シテ老臣ヲ近付政道ヲ向イ四書七書ノ
講談ヲ聞テ三綱立常ヲ悦ヒ武ヲ立田ヲ強セントス家中ノ作
法モ日ニ新ニ正直ニニテ忠ヲ思フ其シヨリ諸国ヲ征伐シ向ノ所
各威服ニテ已ニ七ヶ國ノ守護木幕下ニ屬ニ鎮西ニ於テ霸業ヲ
立タル然處ニ其比禪字ハノケハ義鎮モ是ヲ聞玉ハントニ
大德寺ヨリ悅長老ヲ招下シ臼杵ニ梵宇ヲ建テ古則碧岩ニ
心ヲ移シ理外ノ別傳ヲ好トス是ノミナラス太守禪入玉ハ諸
方ヨリ耶文ノ僧衆來ル先無邊ト云僧来テ悅長老ニ法問
カナ已カ名ヲ張シトス又如密法師因果居士ナト云空無ノ耶
義は東廣家中ノ若侍ニ教ヲ成シハ國ノ風俗大ニ變シテ堂
社ヲモ破却シ神モ佛モ苦身ニ在堂社ハ皆侈ナリト云ハ諸
國是ヲ聞大友殿ハ耶薦宗門ニ成エフナトサニテ嘆ノ者

6

多ニ守護人ホニモ非義ヲ言俄正道ヲ守シケハ島津ニ属シ石
竇造寺ト一味スルモアリ七ヶ國忽ニ敵國トナリ永祿五年大友
義鑑悅長老ノ剣刀ニテ髪ヲ雄瑞峯宗麟ト申ナリ
悦長老ヲモ國師三十ニ大德寺ニ瑞峯院ト云寺ヲ經營シ寺
領ヲ付則大龍國師ト号シテ此寺ノ開山トス子息大友又統
卫家督ヲ讓ラシテ宗麟始ハ正直ニテ礼讓アリ臣下ノ
善惡ヲ正ニ諫言入テ心リ琢磨セラシハ諸國皆徳ニ懷又
然ニ如何心得ラシテ放埒ノ氣生シテ臣下善リ云ハ惡ト聞
思クハ善ト聞世上ノ善ハ非ナリト高キ事ノニ宣テ終ニ家
喪シタリ誠ニ後ノ大將タウ一人ハ可考事也ト云シ以下畧之
白記二卷曰後白河院ノ御宇保元平治比勃魯日本今吉村支那
雖來不流布又近代号吉利志擅雖未庶入寺モセナリ六年前間
家庸將軍擴出之故ニ皆歸呂宋南雲云
耶薦征伐記曰人王百八代後陽成院御宇承源年中鐵田上役
信老師耶薦宗つゞ五十年由之少石及至伊伴天連金根珠玉ヲ
持奈ノ則遂ニ辨謁仍テ江州安土ニ建寺次ニ武府八町地ニ寺ヲ建
耶法ヲ說ニトス又曰寺モ立五年ノ間或別江戸ニ伴天連耶薦
子ト云者東テ住ス後喜迎ニ耶薦宗子河岸ト云彼亦產俊豪翁小
鬼金瘡ノ瘡治スルニ妙リ得シ医術ヲ以媒トシ耶法ヲ廣ノントス
故ニ彼ノ医療ヲ相傳瓦者瘡治ノ定ニ者患済仗ス加賀國切支丹
不良亨ト云者金瘡外科ノ達人ナリシカ程ニテ病死セリト云又
曰肥前毛利家東野孟付て連寺ヲ立テ耶法ヲ說キ人民ヲ頗願
マノ倍シ諸人致集スカ候テ海鷗の間城ヨリ一町西久宝寺橋安
道寺橋川塙ヨリ一町西耶薦宗ノ寺ヲ立テ其後四十年涓々
是ノミナラス諸國蜂起如起リテ士農工商已リ作業ヲ捨テ馳
走スト云

耶薦之耶宗禁制之事

人皇百八代後陽成院御宇ニ當テ乱已ニ極テ治將ニ至一トス慶
長年間照廟天下ヲ平均シ王ヲ及テ我國ノ神國ナリ而ニ國ヲ
神ヲ尊敬セス南寧ノ異法ヲ信スト謂ニ耶薦宗ノ神儒佛ノ

7

田舎どなたも見ゆすてり
一ノ木小日かの付き連歩人方

一
呂家小日向の付毛連せんが、やうやくおはなに四四年へ移り
きる年へ是年四月初め、海一石を呂家から我モヲ御贈り、而
も其付てきいえトヤシのと事半ハ海ノ石を我モモテ御贈り
モ小日向人の手あら千人召家から、而して至國海を越玉川入れ
四年の子十二人を聞りと何と付て是小石を四月初め、國一石を
ひし付毛連多くあるのをかく仕合可レサ方を遣へ、小日向小
海一石をも御贈り申
一
某年四月初め五舟をうちうまい前、日向の御前本船
とも、御前舟をあはん、モ御前船のよもよん御前御詔
詔のと、一まつね、御前御詔の御意を御ひかもう五日が、
南裏り、川草車、そんよむニ、御の付毛連おと、五石アレ
何とぞ此法とひうめを、之とおとみそり申

右、征伐記、二載、ノリ未、九月、ハ何ノ年、ニ當ルカ、未考也。白狀。

九月

依テ侵シト伺フノ端タリ尤晨科ニ处セラ所至當セリ誠ニ如是
邪志ヲ懷テ鳥之ヲ譬一老佛文武ノ教トス既即是神國ノ
逆歟ナリ神罰何ゾ免ニヤ慎テ神孫恩宗ノ次シ蒙ラン
ナ欲ニ有心ヲ用機シ案テ君邪宗ノ芽シ知ハ速ニ訴上ルニサハ
熊沢氏モ此事ヲ憲ケルカ編集ノ中此ニ及ヘリ
集卷之和書十一巻曰心友問今ノ武士のよきしやう弓の矢法等
其手のひく所生アヌ筋と世帯の用ニ及ムハキ一書の外
ハナシトシ申ムハ多番ニシテ御ハ義士と避民アリテ云
日朝ニナシカニキ相馬久利又國久利トシモ或國久利付ニテ義士
武勇ニ秀ク、弓の強固アリハ並瓦トシム云雖一義士也、或乃
或義士者也、其ハ並瓦トシム一回吉利又都改ニ至ニハ被ニ勝
カナカトアリテ刀ヒノルハナリテ之に因テ百萬ヒヤ皆ハ
ウクーカルウロ曰給ルハ社外邪もアリハ治メ易イ云利舟舟
内也アリハ治メ難イ皆内為生アリ折中ハ心の感ト度くの
因底小止アリテ迷トケ因底止ハ根ツ施一佛度の後生の

耶穄毒種復會芽於天草一事
再犯故ナルハ法令ノ定ル所ナレハ誰カ之ヲ順ニナフナ一ハ我國數
百年來ノ兵乱ナフキ金革ナ茵トメ争戰暫モ止時ナシ庶民
半足ナリ金三万ナリ教化陵夷ニ壞乱已ニ極マリレニ天運稽環ニテ
大凶ニ元ニ歸シ天下渾テ 照廟ノ武神ニ服ニ立セキ李二
至テ一朝ニシテ平治ノ得国土安全ノ化ニ洛ニ三光德ヲ明ニ
四民業ヲ安シテ天恩ヲ遙ニ蒼生ニ及リテ感ニ二十餘年靜
謬ニシテ虞芮ノ訴自止リ誰カ敵上ノ苔ツ拂ニ然ニ肥前國
高來ノ郡有馬表ニ挺妻アリ農家再外邦ノ邪風ヨ起我國ノ
神制ニ北向ヤ百十代 女帝 院ノ御宇寛永十四年丁酉
壹ツ樹ナ城ニ據テ終ニ天下ノ異乱ト成干戈ヲ動ニ弓箭斗争
依ニ西海東閻ノ英雄ニ命シテ之ヲ廢ニ殺シ彼邪宗ノ者ニシテ
尽ク断滅シニ其本事リ尋ニ是ヨリ先肥後國守ナ城主ナ西播
津守行長ト云人在其身高家ヨリ出テ強暴倭葛ニシテ故太閤
秀吉公ノ駒將トシテ采邑九立万石ヲ領ニ度ノノ戰功顯ニ且命
ニ隨テ朝鮮國ニ攻入テ屢勇猛ノ威勢ニ震イ其声和漢ニ
鳴ニ曾ニ南寧ノ邪宗ニ帰ニテ我國ノ正道ヲ失イ神麿ヲ碎却
ニテ社司ヲ切害シ佛門ヲ折破ニテ空像ヲ炎滅ニ邪暴ヲ極メ
貪惡ヲ恣ニス加之志ルキニ七年石田治部サ師ニ成ニ興
照廟ニ移ニ及濃國閔原ニ軍ニテ兵又ヲ擰ニ矢石ヲ爭ケルニ
忽神罰リ蒙ノ一戰ニ狼狽ニ遂ニ擒トナリ繩縛ノ辱リ懷ニ六条
河原ニ於テ諫ニ伏ニ首リ獄門ノ木ニ曝ニ居城ノ同國熊本
城主加茂主計頭葛原清正ニ攻取シ忽其家系ヲ失エリ昭八
肥後半田ノ領主トシテ威勢ヲ天下ニ振ニセキ今ハ郊原一場ノ
行討ナ時モ免ニ難キーナ孰カ是ヲ監サルヘキ哉斯ニ小西
行骨ト成ニ汚名ヲ世上ニ遺ス信ナル哉積善ノ家ニ必篤歟アリ
家ニ於テ名有勇士ハ清正是リ梅撫スト云ヒ行長ニ志望者民

法華僧愍信スラ尚此宗門ニ立入ハ其餘、愚民ニ云ニ不及彼西城
ノ教主度生ノ為四十牟平ノ方便モ四海ノ賊徒誣民ニテ六七下月謀討
モ第リサノミ若キト眉ナ顎耳ノ多カリヤ元末室主天草ハ小西家
回顧ミテ預ノ此宗ニ帰セし处ニ天下一統ノ禁制ニ無是非轉室ヲ裏
誰ニテモ時ヲ得テ再宗風ヲ扶起スルモノナト民廢舉ヲ頼フ折節
十七ハ恰モ激流ニ棹スカ如ク之ニ隨者サカラス而して國策ヲ憚リ
更ニ其色ナ見矣潛ニ渾江邊ノ村ニシ巡リ農家ヲ劫フ徳日彼
宗門ヲ轉ヒル者ニテ如元邪宗ニ再入セシムト相備ス從未我因
國名道神明ノ明ナル徳ナリ年ナリ農民モアラサレハ皆咸ク之頃
彼ホリ邪說ニ雷同シ之ニ隨喜至一火ノ檜ケル草ニカ如ク諸ノ傳
相誘テ各私ニ信仰ス是山度ニ芽ニテ卒ニ國家ノ騒動トナリ神威
一ニ震テ邪宗ノ檜ヲ斷絶シ天下ニ撒塵ヲ掃イス或說ニ其比天草
領大矢跡村ニ益田四郎時貞トテ今年十六歳ニナル父ハ益田連兵衛
母次トテ小西保津守ニ仕レ者ナリ行長歟ニ以東浪人ニテ多年
彼村ニ今居住密ニ切支丹ヲ勧ヘ伴天連ナリ四郎前席肥後熊本城主
細川ニ家承中須佐義半之乞ト云者方ニ兒姓奉ムヲ仕ト云凡字間ニ志
暇ヲ乞テ父ト一所ニ有宗門ヲ勧ム今年秋類ニ宗門ヲ勧メケルニ
額門ノ事第ニ四郎ヲ尊テ天人ト稱ス四郎當間ノ程ハ何事ヲ
ナケルカ相知ル者ナシ檜ノノ技術ヲナシ彼宗門ノ諸書ヲ說テ勧
乞シ折八松ヒ切支丹ノ世ニハシニ吉沈板ニ見セシトテ虛空ヲリ鳩ヲ
招キ手ノ内ニテ卯リ生セソレ割テ中ヨリ切支丹ノ經文ヲ取出シ
諸人ニ見セ或ハ竹ニ著ナ止リ居タルヲ枝折三テ之ヲ見セ一宗ノ者ニ
之ヲ渡スニ者不甚他宗ノ者之ヲ取ニトスハ首忽飛去ニ又天草
ト有馬ノ間ニ湯嶋アリ此海上ニ陸地也如ク四郎牛津ニえ如此那
以テ諸人ニ目ヲ驚カサス故ニ皆四郎ヲ感心スト云一說曰高島衝
天下ヲ復サシ下緒ヲ切支丹ニ授シ催スト後附會ノ說タラニク只
一向ニ切支丹ニ深ソ着シタルヲラニ君又右ノ如ク天下ヲ心ロケタル
實ナラハ狂乱人乎

茲ニ其比肥前國高木郡鳴原ノ城主松倉長門守從五位下
勝家又作重次所ノ本ノハ貪戾私曲ニノ奢淫怠慢也役ヲ東武ニ勤テ
所治ノ政事患皆長臣ホニ任附ス上ノ奸公处下必隨之トライテハ
要欲論諫ノ臣群リ争イテ苛政ヲナシ貴賤列各其明リ失一鄉ノ
風俗忽ニ變ニテ四民甚困焉セリ此時ヲ得テ隣ノ同五人ノ耶
賊鳴原一紛レ入り私ニ邪宗ヲ弘ノントス寛永十四年八九月ノ
比ヨリ鳴原ノ人民當年ハ世間スイソ也ト專ラ流言スニシトハ
南蛮耶荷語ニノ志心ハ世中一慶ニテ諸人皆鬼利支丹ニ相成
キ前表ナリトナン斯ニ立賊相談ノ昔捕正成天王寺未承記ト唱
謀書ヲ作テ諸國ノ味方ニカツ付勝利ヲ得タリシ軍農習一篇
ノ文ヲ綴リ鄉民ホニ密ニ讀聞ス其文ニ曰

慶長年間南蛮國ノ伴天連帰帆之節書置未鑑也向
年立ニハ西教ニ及日域ノ善童出生ノ不習諸道得通ノ
東西雲燒古木花咲其時諸民ノ既ニ久留守ヲ指シ海
山跡白旗靡天主草時至可也ト云々

此文ヲ讀聞スト云尼本末無智ノ耕民相通ニキニアラ子ハ委細ニ是
ヲ取テ曰今此末鑑ヲ考ルニ當年ハ二十立ニ西教ニアタリテ長
十七年天草上津浦ニ居住アリシ伴天連津禁制ニ仕セ帰帆
シテカニシケル時此書ヲ記ニ置玉ノ夫ヨリナ五年ニ相當尤不
思伏丸書ニテ向年トテ跋シ向フノ年ヲ早知テ書置シルニ
一百零モ違ハカルト奇妙能ニ信心ヲコラシテ承し日域トアルハ此日
本ヲ丁ニ善童出生トハ是天主ノ使ミテ今大矢跡志兵衛ノ子恩
ナリ此人サモ書面ニカラワラス未シ習スニテ能此宗門ノ奥義ニ至
學問ニ極メ文字ヲ知リ諸藝ニ通達シテ我タル岩壁海面
三毛馬ツ馳セ天ヲ鞠リ地隱ヘ變化無窮妙術ヲ得ゾノサテ又
近比東西雲ノ焼ノ各眼前ニ見ル所十ハ秋ニ不及又古本ニ
花咲トアルは是天主御恩ノ深ニ縦イ枯ソル木ナリ花咲キトノ拂
告ナリ即大江ノ庭櫻ヲ見ヨ片枝枯レガアノ通ノ不時ニ花咲テ
禰漫タルモ此信心ノ驗ナリ一々此文ニ書置ニ相送ナシ終レハ
此書ノ教ニ任セ大矢即四郎ヲ大將トシテ之ヲ仰キ尊ニ程ナソ南

蚕國ヨリ日本ヲ攻取シ時帝トナリ諸民ノ願ニ久留守ト云物
指テ相隨イナハ海山村里一画ニ白旗ヲ翻シ天主尊ニ此國ニ現レ出
サセ王ニ半時至ラントノ末艦也如是奇妙ナル字ヒ日ナレ誰力疑
イ可不感此宗門ニ立入ル事ハ各家富祭昌シテ祭華ノ種々設ソ
ニ元末昔日ノ耶教宗ニ立復シ人レハ殊多者也復喜悅ノ眉ナ
開シトキナ指ガ如ソニ勸メシカハ土民ホ奇モ思リトシ各立賊力
下知ニ隨イ専ラ邪宗モリ國心ス豫ノ邪法リ守リ外面他宗ト訴リ居シ
歸民比時ヲ得タリト大ニ恍惑リ誘イ他ナ勸メ今ハ早晚惶ヲ忘向
ニ押出シ彼宗ナリ當ニ族モアリキ

或人曰右ニ載ル所未鑑ノ文義不詳尤農民ヲ欺謀ノ一端ニ十六
強テ論スルニ不足東西雲燒ト云ト定テ是凶亂ノ兆アリテ冬ニ
ニ大雲出タル事白旗麻ト云ハ兵乱ノ機ナ移テ云示ク又之雷
守ト云トモ相通セサル矣也此キナ農民相通シテ信服セト不
審也ト云名曰曾テ聞タルスト云ハ夷語セト此蚕人彼宗旨名者常ニ
復ニ指附ノ節也節之者ナ以蚕人自卯トス故ニ今此書ニ諸人
頭ニシテスヨナシトアシハ惠ク之ナ指テ蚕賊ノラシントノ義アリニ征伐記
ニシルスノ形容ヲ圖スルト云民未タ何ヲ以之ナ製スルヲ詳ニセス東西雲
燒トアルハ其比西天ニ毒氣アリシト伊萬子書ニモ見タリ白旗ノ
兵機ヲ定セシモ百ノ而レ民亦肥後國阿蘇山上ニ寶ニ其年
白旗起リ不知現シリト也傳フ好テ怪リ諸ノキニ非スト云天
下ノ治乱國家ノ興廢ニ係ル時天祥地歎アリテ豫其吉凶ノ端ヲ示
スシ古今其例少カラス是故ニ今ノ外邪漸便リ同フノ事モ
天ノ神之ナ報ニ玉ノ如テ下愚ノ農民彼立賊ニ詫サシ都ニ之ヲ
邪宗發興ノ祥瑞也ト惑テ不覓蚕賊ノ暴風ニ便ス豈其思
迷ノ甚キニアラスマ世澆季ニ及ニ日月何ソ不明日月明失セ
ハ我國何ソ外國ノ穢塵ヲ容ニ是ナ以人民ノ心ナ驚ニ正道ヲ守
ラシナ為ニ神明豫ノ其凶瑞ヲ示し天變地歎アリシナルニ神明
若此山災ヲ穢ナシ玉ハヌハ唯患フラフハ愚民是ヲ曉ラヌ終ニ
暴逆ノ罪ニ沈ニシテ是外邪山變ノキナシアリト云民天地
神明ノ徳ナ仰キ其高恩ナ忘ルカラスト云

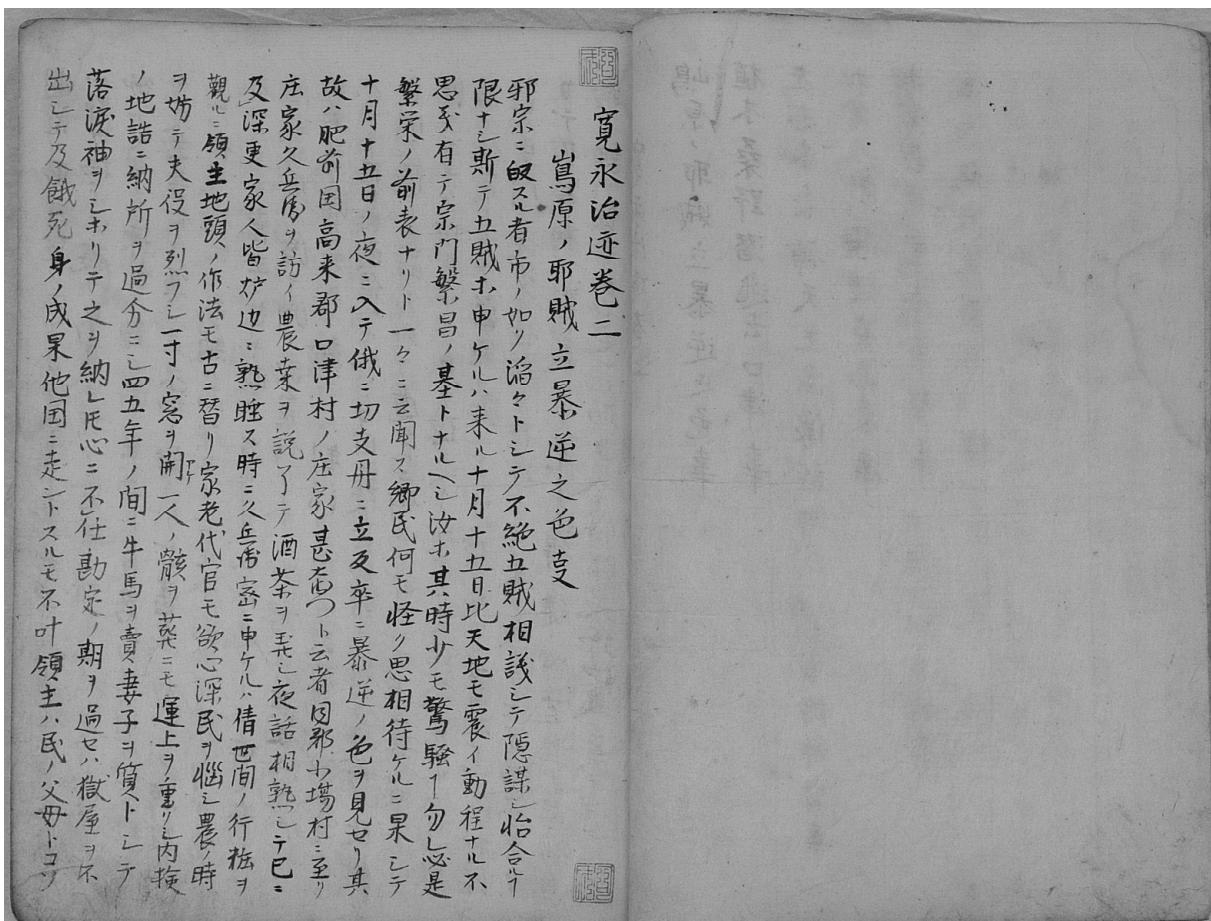
14

伊萬子述作、閑除筆記曰寛永中ニ肥前国篠原耶種、兵將ニ
起シトスル時毎日午後酉天ニ赤氣在大極、如ニ旋テ中天ニ及西京
東城皆ニカリ余時ニ弱冠京ニ在テ日レニ之ヲ見タリ按ルニ東晋
安帝時和龍城ニ赤氣アリ四塞日ナ敵ノ太史令張衡燕王
ニ言テ曰此兵氣ナリト和龍遂ニ陷タリ天變、古今不違
其如此歟ト云云

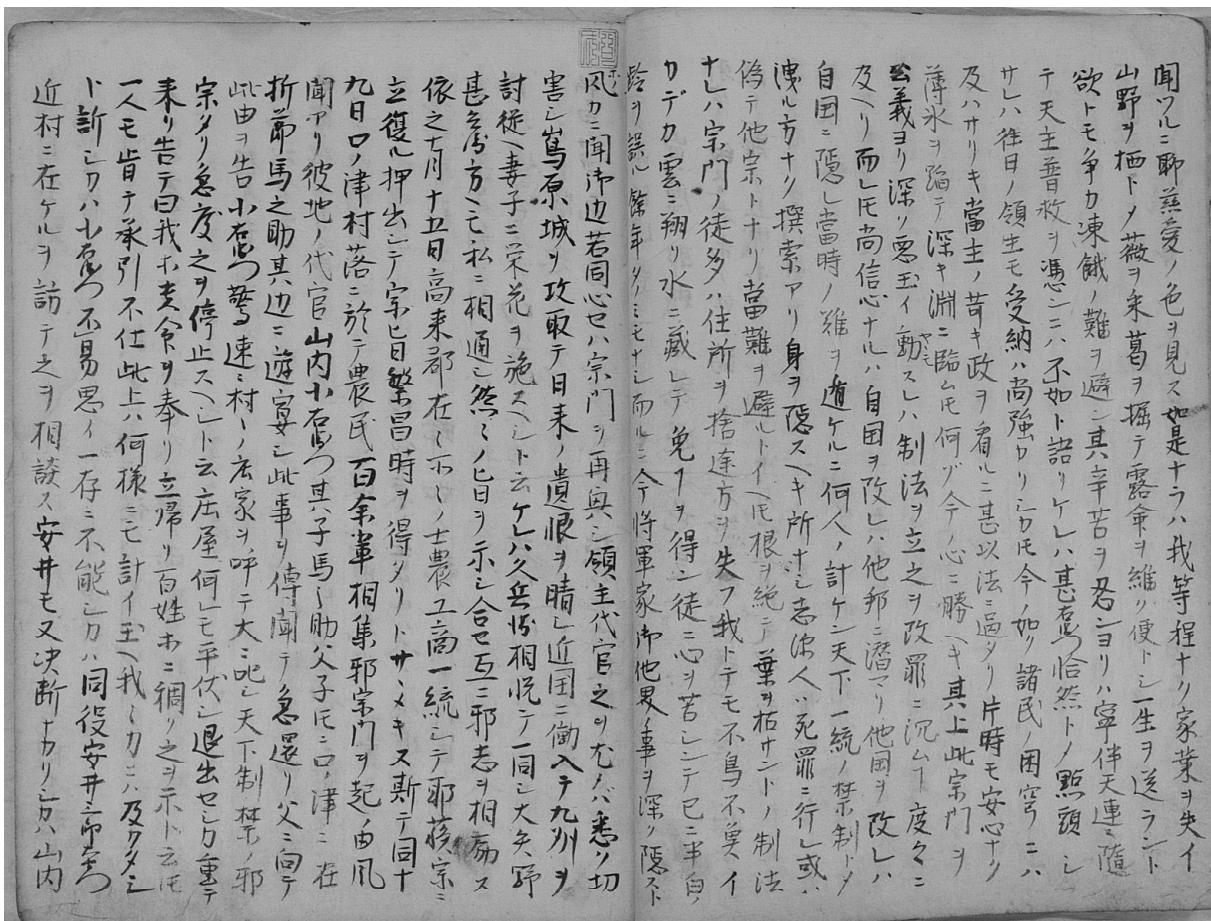
寛永治迹卷之一終

嶋原、耶賊立暴逆之色事
植木桑野潛逃去口津事
左志木表補天主畫像詫鄉民付切害諸鄉官事
松倉人數擬渡有馬表事
松倉長臣重發軍勢卒付深江村接戰事
賊徒俄攻篤原城付櫻山安正事

15



16



遂ニ鳥原、城ニ至テ右ノ越ヲ長臣がニ相達ス家老園本新之房
又千百石多賀主米田中入道宗丈木大ニ當惑シ如何ニモシテ先隠
便ニ事ヲ鎮ムト設定ニテ諸役人ヲ差回シ無裏ヲ計ルヨリ
外ハ思慮元ナシ信志哉古人ノ謂ニ兩葉ヲ制セサヘ終ニ斧
柯ヲ用ルニ至ルト云フラ豈之ヲ思ワナルヘンヤ

植木秉輝潛逃去口津事

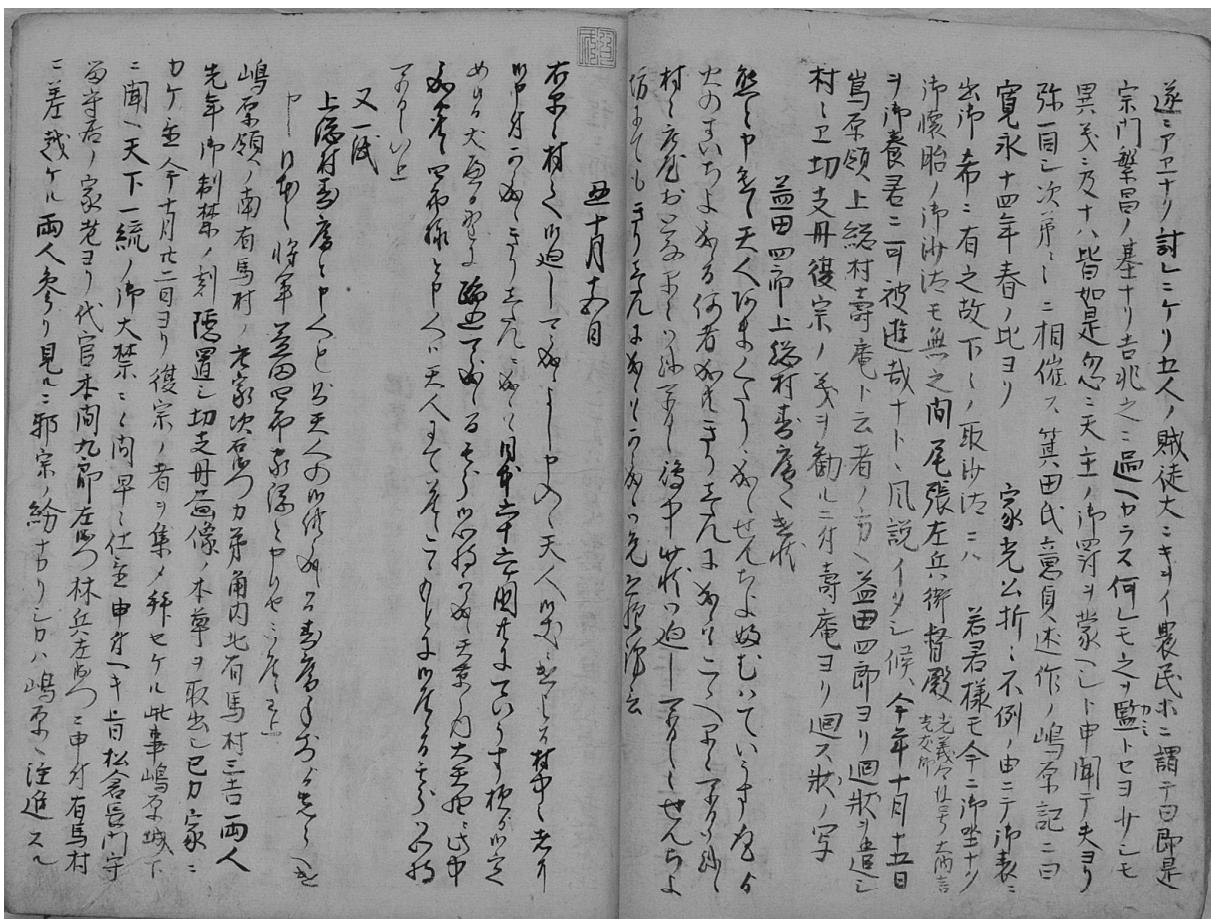
其比ハ松倉家ノ役人植木秉之允来跡八兵馬ト云者田村ト立在布
ノ蜜脾ヲ取セ東武、敵上、裁判トテ口津ニ在ニ斯騒動ニ
及ケルカ勝家連シ枝助アリシ浪人山田彦作ト云盡工具以ニ
住居セニ力密ニ彼兩人ノ役宿ミ束リ告ケルハ今度近郷ノ農家
患也耶後宗ニ立復リ蜂ノ如ノ起テ領主代官ノ禁制ニ
用ルニ不足剝工所ノ代官押ノ役人始研究門ニ立入花面シ
浦邊達ラモ尽ソ切害スキ企ナリ若宗門ニ志アラバ各別左モ
ナノハ長居ハ恐アリ急キ宣傳至帰ラシテ可無ト云

松白山田ハ元有馬家ニ仕限シテ今松倉家ノ枝助ヲ受ケ邪宗ニ
与ミテ一方ノ既ト成然ニ今其止ラ文ニ内通シ後ニ築城ノ時モ
有馬家ニ内應シ一命ヲ助ヒ若正兵ナラハ何ソ賊ト成テ城ニ毫
ニ哉又邪心アリ不豈内應セシヤ歎カト見ハ味方松倉ノ因匿カト見ハ
有馬、諸代ナリ何レ信義オキ者ル又口津、庄家次第と弟モ彼
ホト相睦ク流石殺ニヤ忍じサリテ一私ニ語テ然レノ旨ヲ告ケ此上六
當布ノ渦多ナリ急帰エシニ方平本道ハ通スニ山中ニ柴サ新斗運
力ノ陶通アリ今霄潛ニ逃去玉、我不見送リ申サハ同宗ノ者定テ
不審ラナ各ノ立退シタルヲ知テ前後迷惑ニ及ニ某ハ疏ニ蒙リ
可然計ワニ愚妻ヲ案内トニテ急キ退ルニト苦ニ之ヲ勧メトハ
兩人モ是非ニ不及彼女夫婦か情シ國ニ庄家ヶ妻サヲ郷守ト
ノ夜ニ紛解更ノロノ津キ遁出テタルノ漸ソニシテ亥ノ刻
六カリニ有江村ニ落着テ彼郷守ノサヨ再拜ノ之ヲ帰ニ所之
代官村田作高ノ之ヲ聞テ我不今合ト共ニ退ハ此村中之者モ
亦我意ニ譲ルニ深江村ノ代官白石市郎貞相良金左衛門ニモ
知ルテ軍リ相計ニト各フ立之乞ハ居ソレハ其方勝手次第ニ

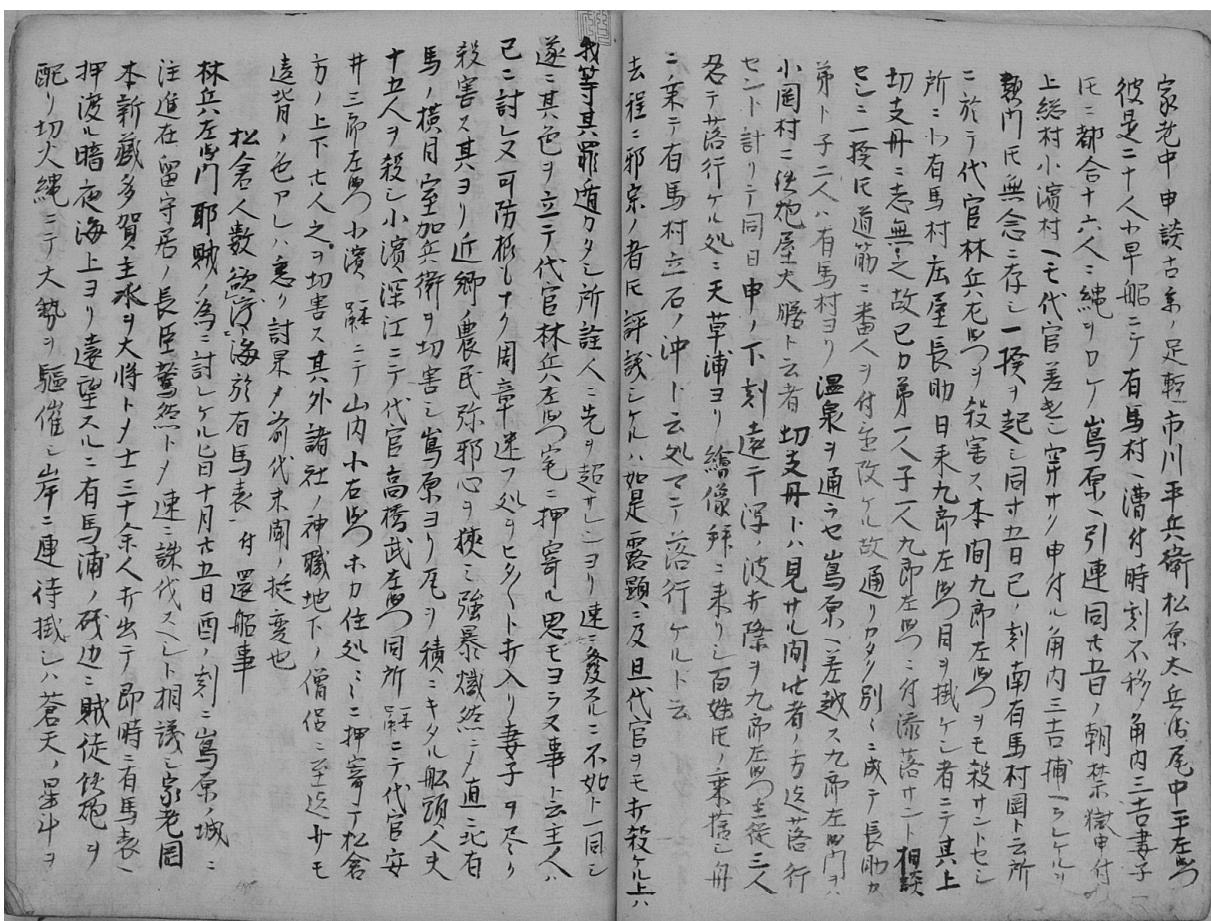
セテト云捨テ十月廿一日鳥原、城下ニ立帰リ右ノ越ヲ長臣サ
訴ヒハ速ニ鎮制スコト御官ヲ諸处支配地卫差遣日又同
太旨長臣トヨリ諸家ノ中ニ示ケルハ在所ニ切支丹者ニ狼
藉キナスニヨリ之ヲ諒詔スキ為不団人數ヲモ押出候モ可有之
各内用意セテトソ觸クノケル

左志木表補天主畫像欺郷民付切諸代官吏

同郡有馬村ニ左志木作高ト云農夫在内心ニ邪宗ヲ守リ
天主ノ石像ヲ浑ク秘ニ朝暮ニ齋ニ拜スル由リ五敗ハルクニ探知
是究竟ノ方便也ト潛ニ左志木ヲ招寄候ト其詭謀ヲ授ケ
新ニ屬像ヲ表見ニテ与ヘシカハ左志木具ニ謀ヲ多々テ急キ已カ
宅ニ帰リ即縫像ヲ牀ニ載近隣ノ民ヲ招集ノ不思議ヤ此尊
像一夜ニ内ニ自然ト表見現ニ玉ヲ此只事ニ思ウレス但我家内ノ
者ハ云ニ不及誰ニセビ像ヲ表見シク人アリヤト穿鑿スルニ
皆アフト感シテ我ソト召ル者ニ左志木掌寧ヲ拍ニ度礼
拵レ省ハ誠ニ我平生不急此事草原ヨリ常恭し重ノ信仰スト云瓦
世間ノ人ヲ憚リ表見キ湯シキ便モノ此事常ニ心ニカリ思イ
煩フ信心ヲ早リ感通ニ玉イ如是ト覓シテ正ニ是天主普救ノ
神空験實ニ新ナリ利益力ナ有難キ宗旨也ト感源ヲ極テ
故イケル是ヲ聞テ一坐ノ愚民不覓アフト感信ニ皆同ニ礼ヲ
ナス此事ヲ語リ傳ヘスワヤ左志木カ空像ニ一夜ノ間ニ新ナ
表見俄ニ現ニ奇妙ト云程ヨソアレ近里遠村ノ農民も男女
老サノ差別ナク聞傳シ我先ニ下群集ニ隨ラフイテ并見ニ
供物ハ山ノ如ニシテ往來殆給縛メノ松倉家有馬村ノ代官林
耶法ヲ糸ノハ志以奇怪也トノシリ天主ノ像ヲ牀頭ヨリ列
下ニ擇破テ火ノ中ノ投カケル早リ雄ノ健民之ヲ見テ勿解ナ
代官力舉動哉其科何ノ道キ亦殺ニテ捨キト棒棒ナ
手ニ持大執前後ヲ取包ム代官ズ恐テ推參ナル奴等ニ
撫切セント腰ノ刀ニキヲ撒ル健民是ヲ事ニセマソレ物ト云セント
上カ上ニ重リ寄テ十方ヨリヰカケルワハ多勢ニ圍ニ兵在



20



21

見りカ如シ又彼地ノ寺院耶宗ニ隨ハシル者ノ家丈リ放燒上ル
館宿アタリシ拂テ其勢盛然タノ新虎主水之ヲ見テ驚キテ曰此
極弊ニ向テ吾モ陸地ニ上ル凡無人數ゾ、叶カタ一且根城ヲ敵ニ來
取レテハ弓矢天ノ耻辱也、一先引取テ事ヲ計シト諸士ニ其日相示シ
古ニ舟ヲ還シトス若キ事、コロウク思イ岡本新虎農民ニ怖レ
脹病神ノ付タルニヤ敵ノ旗色ヲ見ス引退ハ平家ノ軍執水鳥
ノ羽音ニ驚きタルニ不異ト之ヲ諭請スレヒ兩人更ニ嘲ス顔、ミテ
急々城中ニ引取重テ軍勢ヲ促シ陸地ヨリ押寄テ臨済スシト
下知シテ已ニ船艤ヲ立エケル處ニ有馬ノ郷官本間九郎左衛門^{又鶴}
走舟ニ乘テ彼地ヲ立退ケル力新虎カ舟ニ漕寄テ賊徒夥シ
起テ強暴當リカタシト告ク依之諸士卒殊帰船シト指揮シテ
新虎ハ松葉ト云走舸ニ乘テ先立テ鳴原ノ着岸ノ則船場ニ
人數ヲ立テ左右ニ太身ノ長柄ヲ二十本立ナセ篝火焼テ諸士ノ
帰船ヲマツキニシテ舟尾寒ソ擗シカハ城内ニ引入シトス時ニ新虎
下知シ日歎不図足下ヨリ可也モ計カタシ市店ヨリ軍行營ヲ出シト
相觸じリハ市中家ノヨリ之ヲ拠出ス燈花町内ニ照ニテ白昼、如ニ唐
朝上元ノ萬燈千年ヲ照スカト怪ニ諸士ハ二行ニ列歩ニ家僕、
中ニ立テ押行ノ縫ニ不喜ニ賊徒突来テ相戰ヒ人數サシ討ル、既
隨介切抜一人ニテセ城ニ入ルシト下知ノ事故ナク未明ニ城中ニ引入ス
一說言角内三吉ヲ召捕テ後有馬村ノ船ヲ見分ニ鳴原ノ町ヨリ
甲斐半之助ト云者ノ小舟ニ乗ヒテ遣ケルニ半之助有馬村深川ノ舟ヲ
着テ代官鉢鳴久丈ト相談シ有馬村ノ庄屋源之允深川ノ長音
右写平作十ドシ案内トシテ同船ニ北有馬村滅下ト云处ノ舟ヲ看ニ處
ニ賊徒起テ布穿ノ今度切支丹ニ立返リ年未ノ舊帳順ヨ逐キ
由声ニ釣リケル間舟ヲ漕寄シケル處ニ賊徒淡池ヲ放テ石ヲ投げテ故
半之助カ鎧ガワキ淡池ニ中テ死ス庄屋源之允之麻ノ得メリ其後松倉
人數明ル廿日申ノ下刻固本多賀ヲ初ノ大小十九艘ノ舟ニ乘テ
渡海シケルニ有馬村立石ノ沖ニテ本間九郎左衛門折手ヲ召奉ルニ
有馬村北園ト云处ニ一揆八百余人淡池ニ待て其後松倉
此處ニテ防ノ間に殘ル者凡て鳴原ノ城ヲ攻取シ内諭ト聞及シ申

22

語ル甲斐半之助元此處卫来リ道ヘノ難交物語リシテ来ル之ヲ聞テ岡本
カ曰幾イ當處ノ敵ヲ追崩スルノ一揆入替テ鳴原ノ城ヲ攻ハ味方並勢
ニテ万一大事也先鳴原ノ城ヲ堅固ニシテ一揆ヲ退治シト其夜鳴原ノ漕送ス
町令菅加兵衛岸田七右衛門町横目木村弥平次池田權之助眞牛門
脇町別當在庭^{又鶴}毛^{又鶴}出合町老氏呼テ町口ヲ堅メサセ船場ニ築キ
境ヲ相待フ漕送ノ舟ヨリ此幕ヲ見テ最早城下モ敵ニ成タル争ト
相対シ舟ヲ着カタニテ奉行横目方ヨリ町中無至公由申送ル
故其夜已ノ刻ニ何レモ帰城ス其夜鳴原ノ町人に申合セ今度太而
一時而十六何モ作用シ立申度奉手存ノ余武具ヲシテ貸渡下
ト望シテ心底計カタシト家老中承引セス町人民又曰御氣を乞
ト間我々人貨人差出キ由起テ告ケシハ左アラハ忠心悦入トテ人貨
ヲ取カタメ本城ニ入レ以炮其外長柄キノ武具ヲソレクニ貸渡テ
持ロキ定メテ守ラシム今度高家ノ忠信奇特也ト他邦ニテモ聞
傳テ之ヨリ体及セリナテ又家中諸士卒ノ妻子ヲモ恵リ本城ニ
取納岡本新虎田中宗史多賀主水共夜半分手配シテ城中
ニモ守居ノ人數ヲ用意シ明日一揆ヲ退治セシト終夜支度セ
リト云云

傳曰右賊徒強暴ノ奉勲其勢スルトニシテ當リカタキヲ不知若者
ハ^又賊徒斯狼藉シナス上ハ縫イ君即ち京府ノ中ナリモ即刻人數
ヲ差向テ先郷氏ヲ攬捕是非リ糺明シ上聞ニ達スヘシ若又異儀
高老有被者^又近辺ノ安佐寺村ニ^又耶宗ヲ改メ味方ニ矣^又キ
ヤト之ヲ示ス何モ之ニ應諾ス又深江村^又此者ヲ^又庄屋ニ右
類^又云セナシハ免角ノ返答ナシ剝^又年未ノ苛政ヲ^又言立新歲
主水ホラ種レ恩口諭請シ半入ヨヒリ謂^又十キ所^又西^又使^又未
ル^又推奉ハハ其役^又に極老ノ者ナシハ一年ヲ^又財ケ返ス^又リ
ト追拂ノ半入^又危半露器今車ヲ拾イタリト大息フキテ外還リ
諾^又所石^又如^又

23

傳三曰岡本新成「松倉一老トシテ采邑十三百石ヲ領ス後ニ

新兵尙ト改ム度レ、或功アリ松倉家断絶、後水谷伊勢守ニ仕（二千石ヲ）賜ル又甲申宗末始、名ハ久六、後ニ改名ト改閔東、於テ或名在閔ケ京、合戰三毛百功松倉重政平去ノ時

蘿蔓ニテ宗史ト号此時、鳴原、城代ナリト云

松倉長臣重發軍策一付深江村合戰之事

明六十月十六日早天ニ岡本新成城内諸士ヲ化ニ會ニ示シケルハ

今度耶賊ノ揆縫ニ士民ノ民心也ト云是如斯ノ挺度ヲ十ニ至テ、
遠ノ東城ニ注進シテ其心下知ヲ待ハ退治及延引ニ事、微ナル
ニ棄ノ甲兵ヲ起シ之ヲ討復ル、外十三諸士卒隨介粉骨ヲ
尽シ相傷ニ八幡モ昭覽アシ武勇ノ剛柔詳ニ言上ニ戰功在
ルニ於テ急度恩賞ヲ行ルニ唯今勝家公虎父子即在江戸
十ハ某列取テ万端ヲ指揮シテ若我意ニ任セ下知ニ不隨筆モ
有之ハ軍神ヲカケ即時ニ切腹申付コト云諸士何元首ヲ倣テ
其旨ニ相從フ時ニ新成来輝ナシテ人數ヲ二三分ノ左右ニ
配テ右ノ面ニハ出陣ノ相傷ニ死ノ面ト城ヲ堅固ニ守リ根ヲ

深シ功ヲ立シト定テ士大將岡本新成多賀主水ヲ領トノ

足輕大將六騎平士六十騎雜兵三百余人相供ニテ出軍ス
何レモ血氣ノ勇者ニテ元未農民ノ一揆ナレハ、縱仁義許ノ大
勢ナリビ何程ノ事ナリ仕合キ患疏倒ニ攝捕武勇ノ程ヲ見ス
シト思慢リ押寧ニ旌旗風ニ魏テ龍蛇ノ動ニ示異

鉄載ハ日ニ被シテ冰雪ヲ碎ニ彷彿シテ純テ久ニキリ矣ノ

弟イ是ヲ晴ト出立シカハアタリ拂テ見物ノ目ナ驚ス深江村
近辺ニ附荒野山ニテ地勢自高低アリ見切所多シハ定丁
一揆伏ニ居ル一キト峯ニテ騎馬ノ丘ヲ皆下立ニ攻近月キルニ
率ナシリ山ノ峯ノ越ニ五六ヶ村ノ賊徒千余人待居タルカ一同ニ
聞ノ声ヲ發ニ後砲ヲ放擬議セシ手ニ鑠拂斧猛山刀ヲ拔
連テ切テカリ山上ヨリ下ニ俄テ勝敗ヲ一奉ニ決セントス岡本
多賀ノ者頃ニ下知シテ軽卒各後砲ヲ閣ナ刀劍ヲ振テ接戦
シ鋒ヲ碎キ鋒ヲ削リ主客互ニ死傷アリ味方ニ進度シ

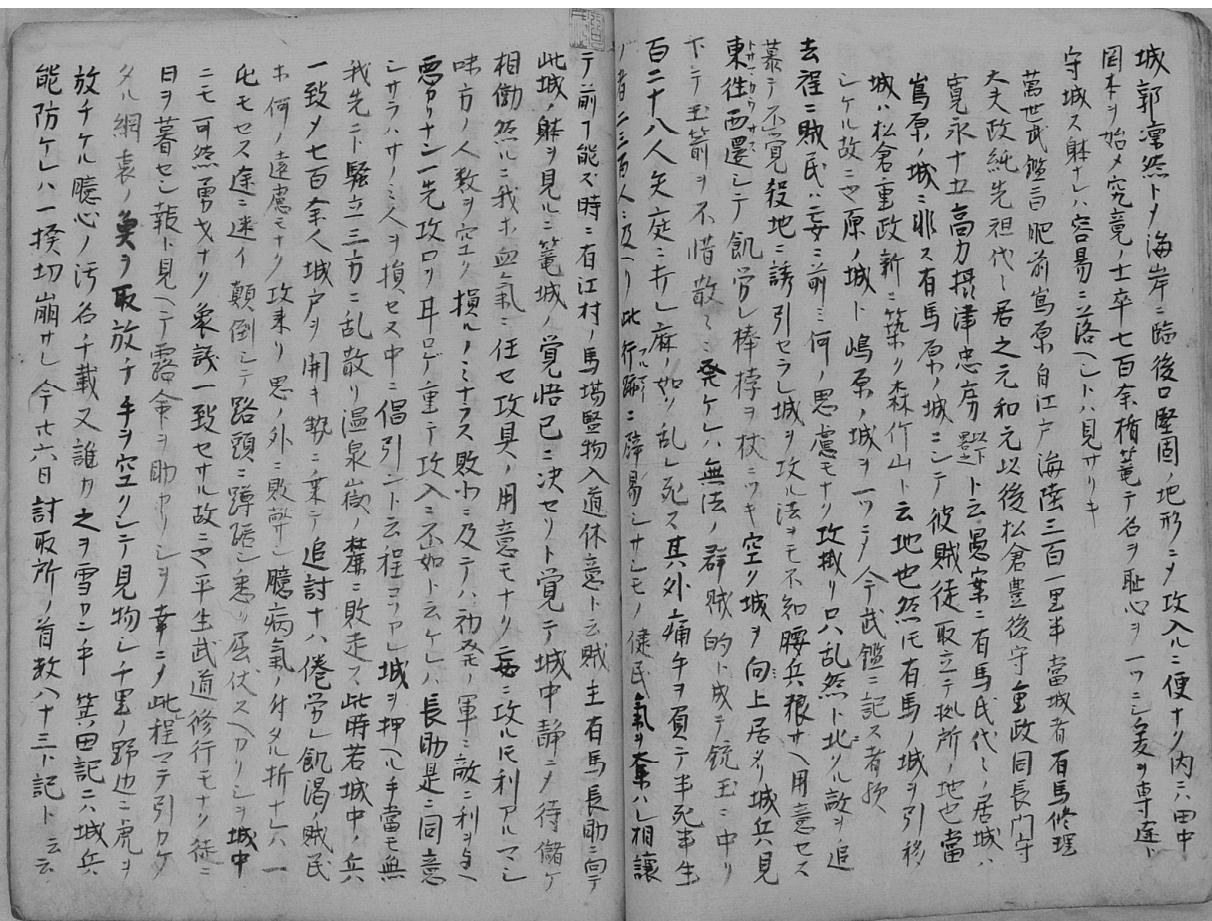
兵少一陣ニ進テ力戰し終ニ討死ス竹村新成中西嘉立三作
ホ辛痛ノ戰イ賊ヲ討テ創ニ蒙ル松田兵石門ハ尚奥深ノ
傷入テ血戰ニ深キヲ負テ終ニ死スサニ元岡本頻ニ兵驅テ
相勵シ賊ヲ討テ首數立十全級ヲ得シカハ農民堪エズ
敗聲ニ深江村中工引退ノ岡本新成宅市左衛門父子相續
ノ例ナル石垣ノ上ヨリ木石ヲ投ケ掘シテ防キシカハ面ナ向ニ
不耐忍モ城ヲ攻ムカ如シ宅市左衛門頻ニ進ニ無比類相勵イテ
イテ深江村ノ庄屋ニ押諾乞所ニ賊徒大勢待マウケ紫門ナ
開テ例ナル石垣ノ上ヨリ木石ヲ投ケ掘シテ防キシカハ面ナ向ニ
麻ヲ被シ其外士卒身命ヲ忘テ共ニ進ニ攻入シトスニ元後山ニ
シテ口一ノ屋ニキナリ内ニ大弊築居テ堅ク守リシカハ急ニ攻
入ワタシ岡本下知ニテ曰事始吉ニ尤ニ味方ヲ討ヒテ無益也
一先人歎リヤゲ明日押搦討捕ニシテ賊徒若ニ嵩原ニ攻束ラニ万
味方無勢十七八其時ハ篠城ニ長崎ノ政所豊後府内ノ監察使
モ注進ニ鄰国ニ加勢ヲニエ内外ヨリ挾テ討取ニシテ味方ヲ不殘
城中ニ引入國リ守ラン雜兵武具ヲ取落シ勿レ下知リ北門ハ
曲支ダニト指揮ニ兵ヲ勒ヒテ靜ニ退ケルニ小木右馬之助不見人
残テ相待ニシテ小木ハ深江村ニ押寧ケル時力戰ニテ賊ヲ討左
肩右脇腰三十所ナシ長刀ニテ斬シ其外凌歛致シ蒙ルノ傷
得ス朱ニ滌テ溝ノ中ニ卧居ケルヲ負負テ立帰ル

傳三曰小木右馬之助手疵平愈ニ松倉家永断絶、後板倉隱岐
守重常ニ事ナリ小左門ト云
斯ニ處ニ殘黨復タ大ニ集リ松倉勢ヲ追討シト演カヨリ幕波ナ
登テ幕イ未ル新成市左門真外士卒逐ニ合テ接戦ニ賊
徒三千人ハカリ瓶ヲ被ル然ニ賊徒多勢十六八廿モ患ニ頻ニ
追テ松倉人敵且戦且走テ遂ニ蒙高橋ニ取立ラシ高橋又考
留永殊左門城九丘唐石原源助鐵下町ニ生熊脚之元
者立騎雜兵百人計忽討シサニモノ勇兵六塘王ニ乱立テ
破卉ニモ應セス鐘ヲ聞テモ止ラ子ハ大將岡本モ為方ナゾ石
往左往ニ敗走ノ嵩原ノ方ニ引退シ

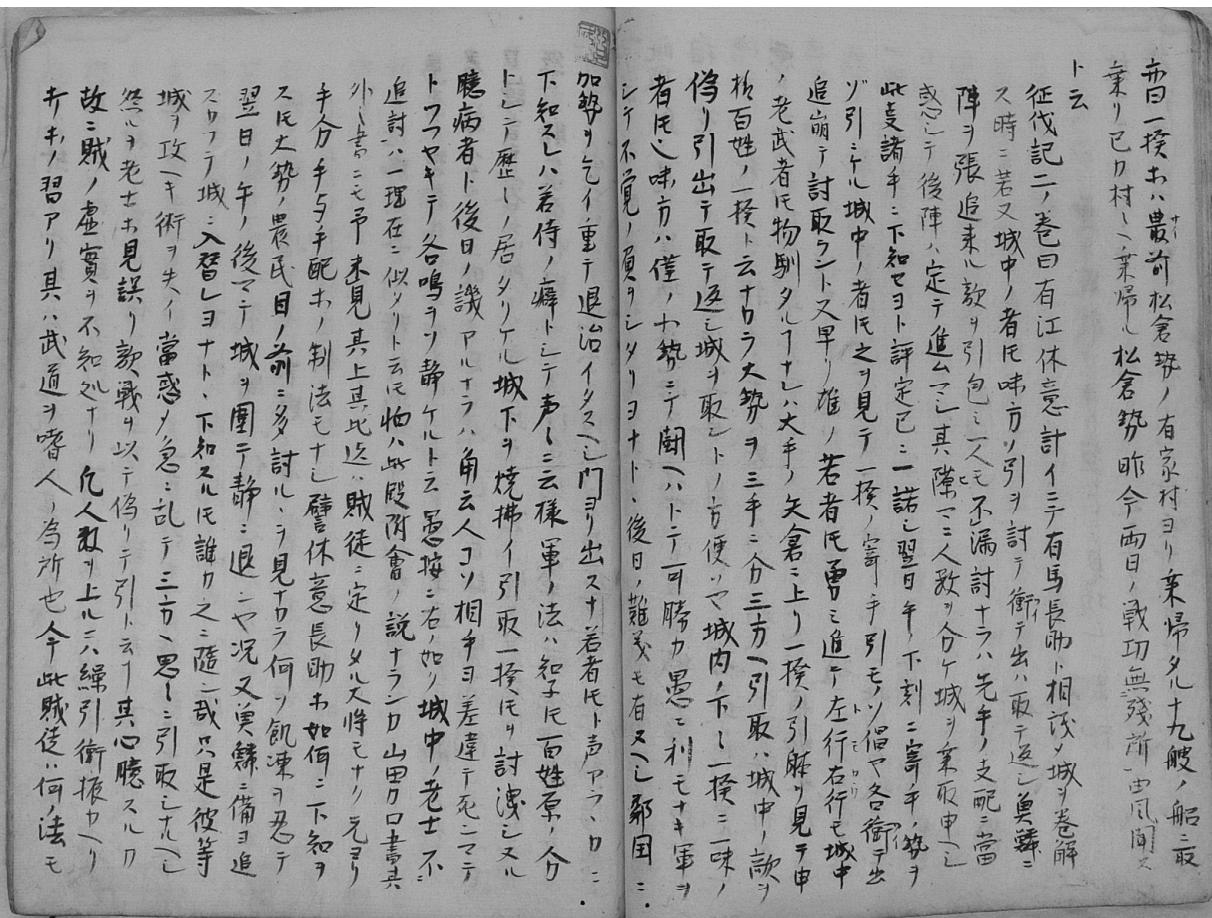
愚按山田石高作口書云此時先松倉家ノ人數百余人諸道見

三丁深江村三押寄切支丹ノ者凡四十人程討取松倉勢城ニ引取云
 本書今肥前鳴原記有馬戰記征伐記板行鳴原記ナニ依テ
 雜兵三百ト記スト尼山田刀口書ノ員數實記ナルヘキ力
 本書三平士立六十騎ト肥前鳴原記ニ因テ書スト云凡是又征伐
 記ナニ四十五騎ト記ス何カ是ナリヲ不知
 或說ニ翌六日卯ノ刻ニ田中宗夫多賀主水木先江東寺ノ南
 今村ノ榜仇ニ着到ノ人數百人ト云一說ニ馬上四十五騎上下
 合三百四人ト云斯ニ宗夫家人馬場七之乞ト云者ナ安藤村ニ使ト
 ニ申送リケルハ殊味方任ルカ又二授ニ与スルカト云庄屋太左衛門
 ハ深江村見分ニ争ノ殊味方任ル由答ケレハ太左衛門弟内蔵助ト
 村年寄忠兵衛兩人ナ人質ニ取テ還ル然ル所ニ固本新義城
 ヨリ出テ宗夫ハニシ還ニ城ノ堅固ニ守ルニ某深江馳回フ
 ナ由申ニ依テ宗夫ハ城ニ留リ其子田中夏左衛門差向ル本場
 村ノ庄屋市右衛門ト云者ナ中本場安徳寺村ト深江村ノ
 燐ヨリ深江村一遣ニ味方ニ事ルカ否リ申切キ旨云遂ルニ
 深江村ノ者凡申ケルハ只今ニ戰ヲ遂ニヤナ急ニ寄東リト答テ早
 廣畠ト云处ニ出向フ主客声ヲ覺テ互ニ矢石ヲ爭賊ハ後退ニ度未放
 味方ハ後退ニ連ニ半分ナキセ賊徒玉革リニトスル處ニ又半合、
 慢施ナキロア賊徒止ム處ナキ太刀ヲ以切カリシカハ賊徒不堪
 退散ス此時松倉方ノ煙炮八十挺ナリヒトワマ賊ハ夫ヨリ深江村寺
 北脇民首忠兵侍ヨ家ニ籠テ相支ケルヲ松倉勢又取巻ニロハ賊徒
 忠兵去ニ追詰テ八十五人討取ニ味方ニハ富國弦次ヲ後抱ニ中テ即時
 死ヌ新義与兵船同リ創ヲ得テ翌日死ヌ足輕大將松田兵左衛門父
 子作村新義中初志兵左衛門石厚之物キ慢施手ナ員雜兵ノ死
 慢施多レ賊ハ布津村ニテ逃行シテ味方ノ若武者勝ニ來テ直ニ追
 討ニ由テ云固本曰各下人凡多クハ賊徒一類ニ甚ニ召連深入、
 勸寃束ナシ城内ノ下して心許ナク某モ右半負傷以テ先人數リ
 納ノ明日ノ事ニ仕キト下知ニテ其日未ノ刻ニ深江村ヲ引取鳴
 原ニ歸城ス此時入江寺右衛門ト固本ノ家人林田清左衛門慢施十挺
 敵ニ城下ニ引入ト云

賊徒俄攻鳴原城而失利事
 松倉家ノ士卒退リ見テ賊民大ニ氣力ヲ増ス時ニ布津村堂崎村有
 家村ノ賊徒各馳來トイニ松倉勢已ニ引取シカバ無念ニ思サラハ此
 人数以鳴原城ノ付入スレト我先ニ進撃テ声ナ矣ノ通ニ城外ニ押来
 安藤村ノ農民多々城方ニテ大ニ驚キ牛馬ニ荷リ付テ子ヲ倒ニ負テ外
 来ニ城下ノ市店ニ來テ此由ヲ告げ固本新義小知ニ追手ノ武者
 如ノ寄来ル兩人急ニ城ノ入テ此由ヲ告げ固本新義小知ニ追手ノ武者
 也ニ取リ捕ヘキニ若侍氏ハコロシニ詰リノミ出合テ支シト云ニラ固本
 別當主左衛門も駆見テニ賊徒早移井寺江東寺ニ火ヨカケ雲霞
 人數少シ獨ニ若侍氏ハコロシニ詰リノミ出合テ支シト云ニラ固本
 思案ニテ城中ノ下ニ内通ニテ火付ナトテ入金タルモ量カタシ全之ニテ
 防リ中ニ施ニ危事アラハ如何ニ所詮城ノ引入テ防ヘシトニ人弱リ
 圓ノ引入ニ案ニ如追手ノ門内ニテ内通ニ火付ナトテ捕ヘ即時ニ切害ス
 事筆城ノ用意ニテ固本新義田中夏左衛門大將介ニテ追手リ堅ニ率ニ
 井村助兵左衛門少兵衛目付役本村弦年次林治於左衛門
 相馬一吉左衛門白石市郎ヨ曾我八萬郎村長左衛門青木ナ七陸部
 四郎左衛門馬場七之又隆於左衛門カラ宗徒トニテ雜兵若干也本城ノ
 田中宗夫多賀主水木頭トノ岸田七右衛門池田桂一助升閑助元以下堅ク
 守ル士卒ハ何と勇メニ奴僕多ハ敵方ナレハ之リアヤツニ勝テキ圓ノ見
 付テモ深リ傷ヲ不仁心底ニ各口惜リ恩居タリ暫ニテ賊徒三千余人
 関戸ノ發ノ城下ニ逼市店僧房ニ火ヲ放テ一片ノ烟ト燒亡ニ市
 中ノ男女達ナ失イ林下黃底ニ身ヲ隠シ即今天地モ覆ヘカ如クニ
 周章ス賊徒遙間モナリ攻入り始ノ中ヨリ鏡玉ヲ破シ追手ノ虎口
 押寄セ得物ナリ持テ切カル城兵下合テ防禦中ニ賊徒斧ナシ以テ追手
 ノ前ナリ破リ入ニトセニラ木村床平次信以テ火テ出賊ヲ追拂テ賊徒
 退時木村カ館リ奪取テ逃去ヒリハ本村歯ノニテ境ニ民多ナシ賊
 徒復群テ攻入ル中ニ彼信ヲ持タル者アリニテ甲斐半之助寔伏テ其
 館ノ前ナリ木村ニシテ木村ニシテ佛シム
 賊ヲ討テ劍ヲ被ヘ曾我八萬郎ハ慢施ナキ鉄練ニ大筒ニ小石ヲ多シテ
 遠間ナク放防戦ス柳城鳴原城往日ハ森竹山ト云勝家親父松
 倉黒後守重政要害ノ地ナ撰テ爰ニ有馬ノ城ヲ引移ニ新築等



28



29

ナク終日ノ合戦ニ多討し飢ニ臨是非ナク城ヲ巻解シ敗北スルニ
因テ右ノ如ク謀モナリ引取テ一所ニ集ル一場子モ定む。改ニ
其村レノ方角ニ仕セ自ラニ三方ノ分敵ス若村レ百姓一致シテ
他ノ路ニ走ラズ味衆トナリテ一方ニ引十八自午ニ謀モ有ニヤト案
ス(キニ左モナキニ右ノ如ク詞ヲ飾テ味方ノ心ヲ曉セシメ且味方ノ
下ノ款ト一味ニシナト聞ニ信ニ愚ニノ勇ナシト云ニ寄来テ
敗スル賊ヲ挫キシラハ下駄ノ者ハ震イ恐シテ何ソ裏切リスル
ノ心アフニヤ物見ハ勇怯ヲ離ハシト云ニ信ニ哉順テ師傳リ定
キニ

佐跡忠善納糧於城中付櫻山奉正之事

島原ノ惣郡代佐跡惣左衛門忠善百廉直ニノ民ヲ恤ニ忠信ヲ
君ヲ諫メケルノ主昧ニテ忠言耳ニ逆イ臣論ナ賢エヲ隔シロハ忠善
口諫言モ容ラル所ナリ空ク比干ノ患ヲ懷テ其庄内ヲニ治モ重
然ニ勝家奢侈日ニワリ淫怠時ニ盛ニノ其倫理ヲ乱リ多ク
ナ年ニ度能シテ恩義ノ内外ニシ長道ノ歎ノ極テ私ノ情ヲ忍シ
家畜ノ費シ武器ヲ失イ旦領内ノ民ニ不時ノ課役ヲヨリテ之ヲ危
市店村落每物ニ相計ナ若干ノ運上ヲ出サニム此上ニ高家モ兵利
食ヌトヲ得久農夫モ其董ヲ務ヘリ能ハス庶民渾テ其只汎ノ蒙
ル者ナリ上ノ恨ニ吏ヲ横テ本地冬タ因守ミ並ニ耶(後)ト成テ
當原城ノ圍然難ナスニ至ル時ニ佐跡忠善ハ微瘦ニ聖テ田村
松第ニ燕居スト云尼常ニ法令ヲ屢爾ニノ其村落ニハ詳役厚
歛ヲ厭イ法外ノ運上リワケサリシカク蹄人惠ニ懷イニノ家ヲ移ニ
ト欲スル心ナハ此第佐跡カ一言ナシテ農家相護ニ米穀三百
石ヲ集メ出セニ爰ニ松倉家ノ竜臣櫻山吉之乞奉正十七歳
官員ハ華麗ナリシカハ深ク之ヲ寔セシムに委正其不道ナリニ忠テ
時ニ諫ノ奉ニニロ既更ニ聞玉ワス故ニ奉正病ト称ニテ出仕ナシノ折モ
幸存ノ而ナハ之ヲ残シ留ニシテ心憂ノ思イエイ故老ノ勇士十六
トテ佐跡忠善ヲ召テ此度ナシ説ニ病氣本復七日連ニ差越シト
櫻山吉之乞ナ預ラル佐跡忠善余ニ隨テ櫻山ヲ松倉ニ伴帰テ
病ノ般ニ文ヲ講シ武ヲ習ハシテ居タリ時此極度出早ニシハ万櫻山
病ノ般ニ文ヲ講シ武ヲ習ハシテ居タリ時此極度出早ニシハ万櫻山

相伴イ木穀ノ舟ニ積テ之ニ乗ノ鳥原ノ城ニ入ラントス已ニ纏ナ解
シトセニ賊徒五六百人一揆ニ迹ヲ隠ニテ追従ス木リ運シ者モリ志
切害ニ及石ヲ發ニ呼キ喚テ櫻山之ニ見テ推測ノ賊徒遁スシト銘
シ取テ向公ントス佐跡被ヲ安テ制シテ曰津邊ノ心穢惑充ニ堪メリ
而シ元若年十ハ只是血氣ノ勇ニ泥ニ武ノ道ノ上策ノ晚ラス
津邊今年舟ヲ還ニテ信ノ合ニ争リ万倍ノ歎ニ當ラニ我モ此ニ討死
セハ誰カ城中ニ在テ賊ヲ防リノ署ニ附ニ敵ハ目ニ至ル大船十ハ拔等ヲ
討取ムナラス此兵糧モ又敵ノ有トナラハ何ヲ以テカ城中三ヨノ飢ヲ救
ハニ然レハ無用ノ血氣也ト理非判然トノ示ケル核山モ心腹ニ賊徒等
惡口耳ニモ入ス水手ヲ而ニ備志立テ途ニ冲ニ瀧ガス賊徒等
是非ニト端ナ足折筋辺ニ舟モニ活拖キ放千石ヲ投テモ皆舟底
ニ落テ不中之但舟ヨ出サントセシ時拔辺ケル大石橋山カ背ニ申リ
シロ氏身ヲ傷ルニ至ラカリキ丈ヨリ牠ヲ掲テ風ニ任ニ程ノク峰屋
ノ渡頭ニ至リ其夜城中ニ入シテスルニ城門カタノ鍵ニテ曲間大砲
シロ氏身ヲ傷ルニ至ラカリキ丈ヨリ牠ヲ掲テ風ニ任ニ程ノク峰屋
前ニ至リ入シト乞フ城兵之ヲ異ニ佐跡ハ已ニ賊徒討シケルト風聞
ス殊更夜中ニ未ハ不審ニ何様歎ニ謀ナシ由断スナリテ頻リ
矢石ヲ下シ折神ノ佐跡郭無トノ大ニ咬シ疊愚子民ニ譲ニ不足
ツツヤキヤラ大音ニ申ケルハ城中ノ不審理ナリ古去大ガハ声
ニテモ知ラシモ疑フ处アラハ松明ヲ出テナゾ我面ヲ見サルト
云ケハ城兵寔モト心有相ヲ投ニシケハ則是ヲ振立ニシタルキ
株ノ佐跡ニ一旦預リシ鬼姓櫻山モ召連ニハ矢石ヲ止メ城戸ヲ
開國本田中多賀リ始各被斃ニシテ殊更若干ノ根木ヲ
得テ恰モ轍莫ノ而ラ妻ヲ加リ佐跡ヲ祐美ニ軍配ヲ定テ城
内ノ持口ヲ堅固ニ守リ降國ノ後諾ヲ待居タリ
傳ニ其後城主下署アリ有馬表山陳ノ弟モ佐跡櫻山相應ノ
佛ドニキ其後松倉家左遷ノ日櫻山ヲ謫所ニ召連タキトノ願
絶に一僅ノ外洋免ナシ櫻山是非ナク浪ニシ長崎ニ住ス本氏
森田有政テ櫻山ト改松倉家ニシテ鬼姓ニ三百石、格也後ニ
肥後国ニ來テ細川宗家ニ奉仕ニケルト云十月廿七日未明ニ松

倉家老子、黒後府内、浦口付牧師侍藏、或次林丹波守吉
政(七五六雨日)戰、次第一授、蜂起ノ趣、一々注進入同日
ヨリ屏裏へ長同、鐵砲ヲ仕掛、獨ニシ城ヲ相守ル

寛永治迹卷之二終

寛永治迹卷三

鳴京太統聞於肥後府城付告之豊後府内監察使事
松倉家老乞援兵隣付監察使評議之事
肥後長臣擬筆輕率於鳴城付監察使制止之事
神敵逆凡僵天草付大矢郎四郎之事
肥後長臣訴天草一揆於監察使事
捨四郎之伯父及母姉於肥後郡浦付河喜多九左衛門正重
兵之事
唐津軍勢加富國城事
賊徒欺唐津勢而寄手分散之事

寛永治迹卷三

鳴京太統聞於肥後府城付告之監察使事
其比肥後、國守在近衛少將從四位下兼越列、太守源朝臣細川
忠利公令嗣從四位侍從肥後守光利公後光貞又共三朝親、中ニノ
長臣長岡佑渡守豊臣與長本姓松井清和源氏也有吉頼母佑福參貢長岡
大監物橘是季及長岡勘解由左衛門、亥原延之其外馬守居、諸
隊長法令ヲ正ニ職分シ守、邦君在城ノ日ノ如ノ民ノ安ノ國ノ治ム
時レモ公勢ノ暇ニ長岡是季ノ宅ニ同僚長岡延之本姓源氏也拓于園碁
ノ富アリ浦兵太支當時ホモ来リ例侍リニ半殿漸熟、ニ互ニ奇
正ヲ相争フ黑白ノ死生已ニ決マントス、時延之已ニ先サキテ是季
後手サト石リ振上ニ及テ不意ニ一声ノ大統西南ノ天ニ轟リ
之ヲ聞ケテ是季暮石リ持ナカウコハ不思議、砲声ワナ今一響
兵乱ナフ、ト其詞未了シタルニ復一聲相續イテ震ヒ阿呼ニワノ
声リ合セリ是於テ是季延之トニ相承ノ長臣おニ示會
意、間人ヲ起シテ其趣ヲ探聞シト擬スヘ所ニ至テ近國ニ付置

金間ニカニ一宮原表耶複山賊其芦ニアハナツ被レ來ル其時一萬ノ

心ナ用テ閨外リ同キ兵乱ヲ察ス古人ノ所謂眼東南ナ有心西北ナ在ト教ケル道ニ合リト各之リ体歎ス已ニ長岡化渡守與長八郎計有吉英貴・長岡是季リ招キ訴議曰柳切支丹宗門禁制事已東照宮神在セ時固ク鈔金アリ况如是壹ニ結他ニ侵ニ領主ニ凌制法ヲ恣ニ兵器ヲ勦スニ於チマ誠ニ天下ノ凶慶也凡兵ヲ用ヒル人其機ヲ牽ニ達ニ易リ勝者ハ是武道ノ微權ニシテ兵家ノ常文也前ナリ終ニ時ハ事未ソ强大及サル先ニ早リ之リ領制又ニ如ニニ跡同ト云當國ニシテ往日小西ノ徒アリキ今モ彼耶宗ニ有若者十ニ陳同ト云當國ニシテ是天子受カシ所在ト云出未シニ非ス事ニ臨テ意ニ應スル時ハ君命天授受カシ所在ト云又豫慮アワテ謀リ定ニ時蹉フクナク是疑ニ闇ノ通ニ而ニ今鳴原ノ農民一揆ノ企アルヘ其起ル所旱廢也トイニ既ニ三郡主ヲ不従因禁リ不憚ハ是天下ノ凶賊也時ニ邦君迷惑中十三・臣工私乞討カラシ里後府内ノ市目付牧師傳尼林丹波守ニ相伺イ是非ノ裁判シ蒙シニ名如何ニト云兩人尤至極セシト一同ニ遂ニ一封ノ羽檄ヲ飛セテ事ノ様ヲ相窺ノ其書曰

松原傳光稿

卷之三

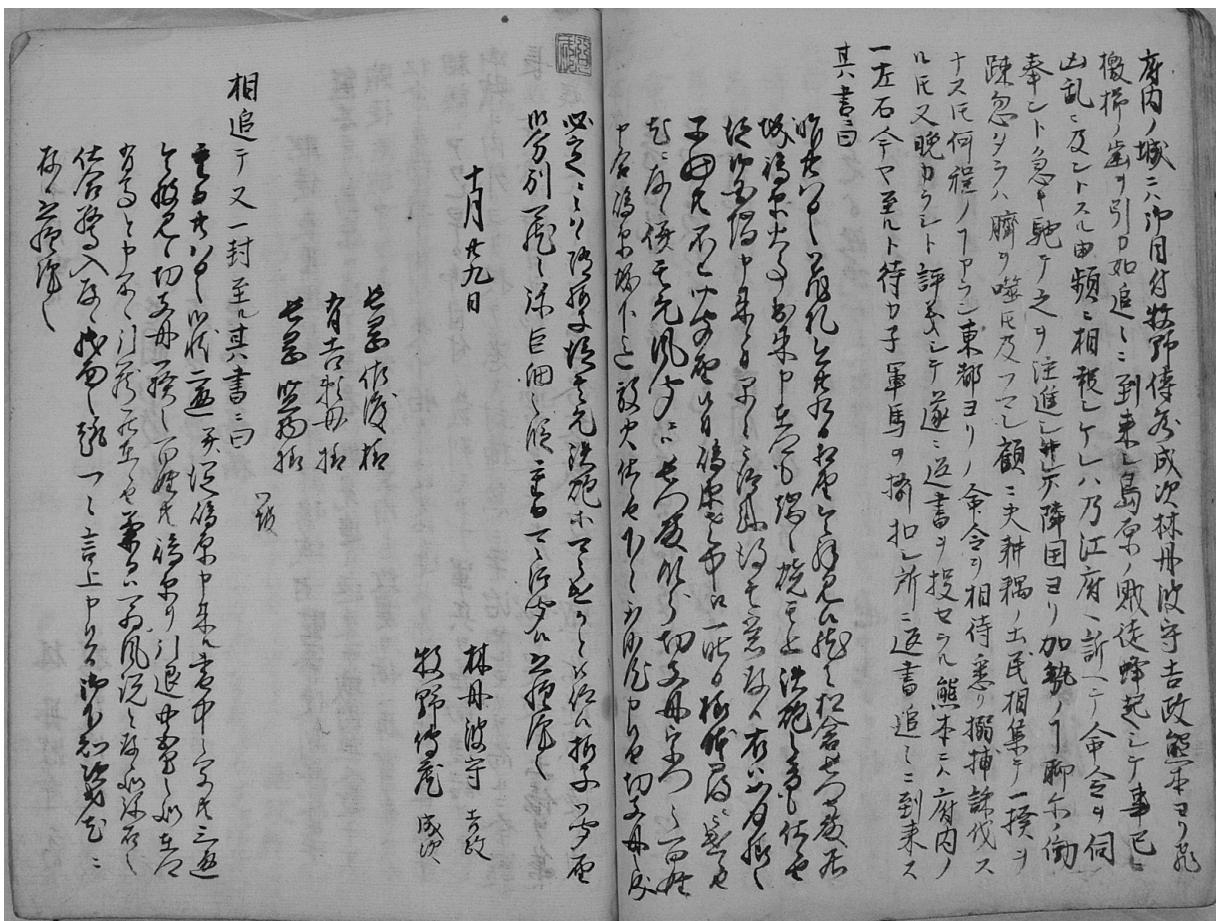
34

林母はる枝

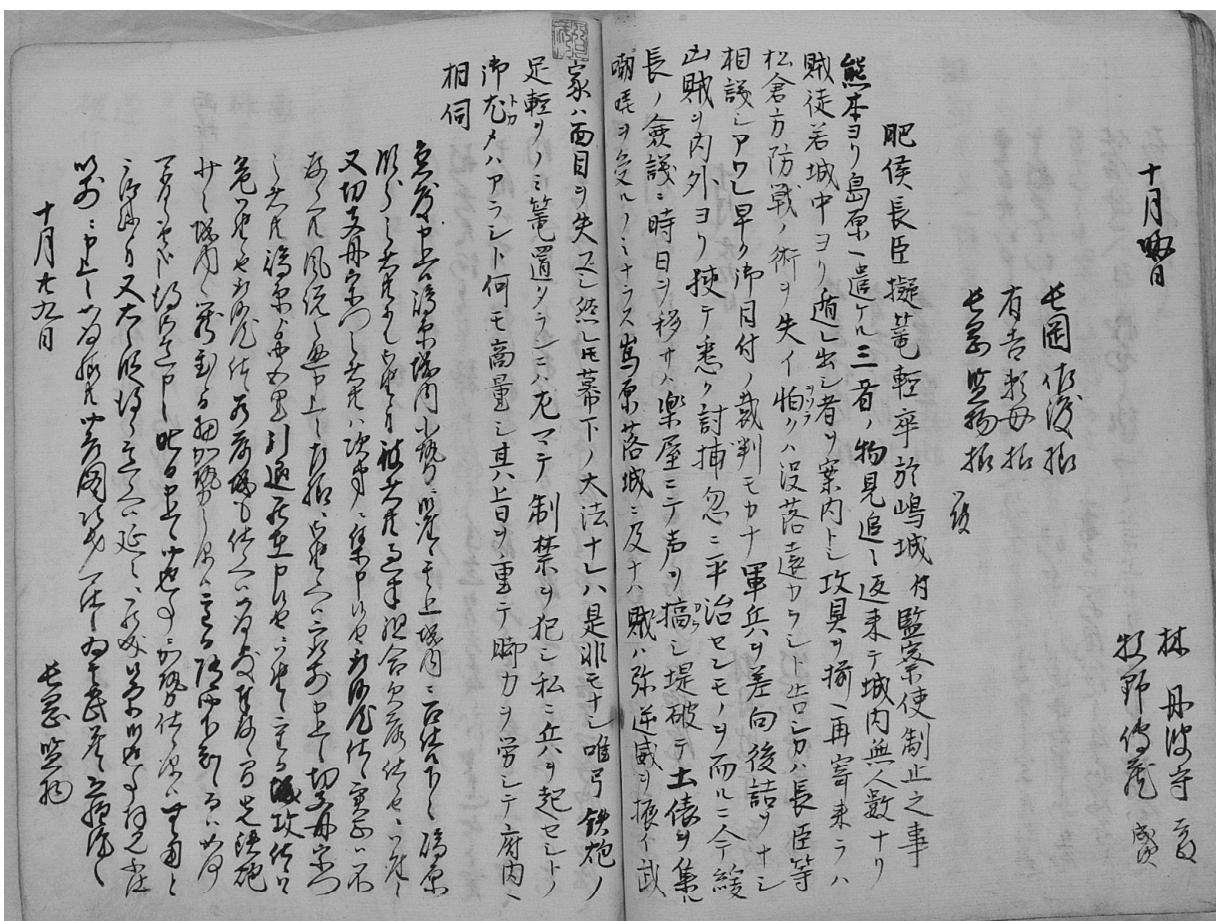
江表子集

征伐記言元和九年夏五月越前守將忠直卿豐後守内一
配名中等姓源八越前守内言秀康卿、中等子三結城中勢
太輔晴朝ノ家督リ、継エ玉一氏 大塔現中等端持十六世
ノ尊故ニ難ナリ殊更大攻而陣凡ニ諸人ニ勝テ武功中等十
將軍家ニ賴モソノ思召ルニ酒狂シ玉イナハ角ハ行ヒ玉イナ
トナリ聞ニ此節ノ北ノ印方 将軍家ノ中等姫君ニテ忠直卿
印方ニテ從弟第三ニシテノナル此印腹ニ帽子入印座仙千代殿
ト申シ成長ノ後越後中將光長ト申ス 中等北ノ方後六高富様
トナリ近代ニテ印座ケリ無ニ間印同付毎平兩人豊後府内
在リ寛永十四年丁巳牧郎傳藏林丹波富畠ニテ勤之九州
ノ郷人有馬ノ古城ニ折笠ル麵江府一被為注進ト云
十月廿日鳴京ノ城ニ近來村ニヨリ城内ニ細工ニ未リニ歟人三十餘人
敗走ニ内應ノ約アリ敗走ヨリ切支舟ヲ勧ケシ書狀ノ所持シテルニ
見出ニ寒ノ隸署ノ此日熊本ヨリ遣ニケル使者道家七郎左衛門良
長兵衛兩人島原城卫来リ 昨日肥後ヨリ遠見ニ小當地大大
事ニ見エテ而モ以火炮一音ニ聞ニ下説ニ切支舟一揆ノ解ニモ相聞
亨以無心許ノ印留守ノ僕ニモ「若印用アラハ便聞タム」其
シメ人數ナリ川底ノ浦マテ出走キ中旨リ申送ニ島原ノ老臣
ミリ礼謝ニ一揆ノ解ノ委ノ諾ノ印用ノ僕ニ是ヨリ可申入旨ノ
返答ス、兩使ハ熊本一還ル斯ニ千石村ノ郷民邪宗第ニ成テ
民首善之先ト云者毫ニ集ニ居由ヲ聞テ山田守山野爰津四ノ村ノ代
官牧郎長兵衛新井忠左衛門支配ノ郷民ヲ駆催ニ千石村ノ押寄ニ
駆ナサシ生捕ニ村落ニ寒撓拂イ寫京城ニ引入りテ何ニモ四ノ
衝リ林義也ノ賊徒相談ニ松倉家ノ早舟二十三艘ヲ奪イ破
又燒捨ニ島原領諸村ノ一揆都合八千石ニ成ケル由相聞ノ所
一押寄燒討ニテ兵糧財產ヲ奪取何不足ナリ我意ニ震フ
道家七郎良ノ熊本ニ帰リ弘嵩京邪宗ノ一揆ニテ城ノセメ
アリミニテ所退ニ有馬ノ古ハ行タム旨ヲ相報ス乃其由ヲ重テ

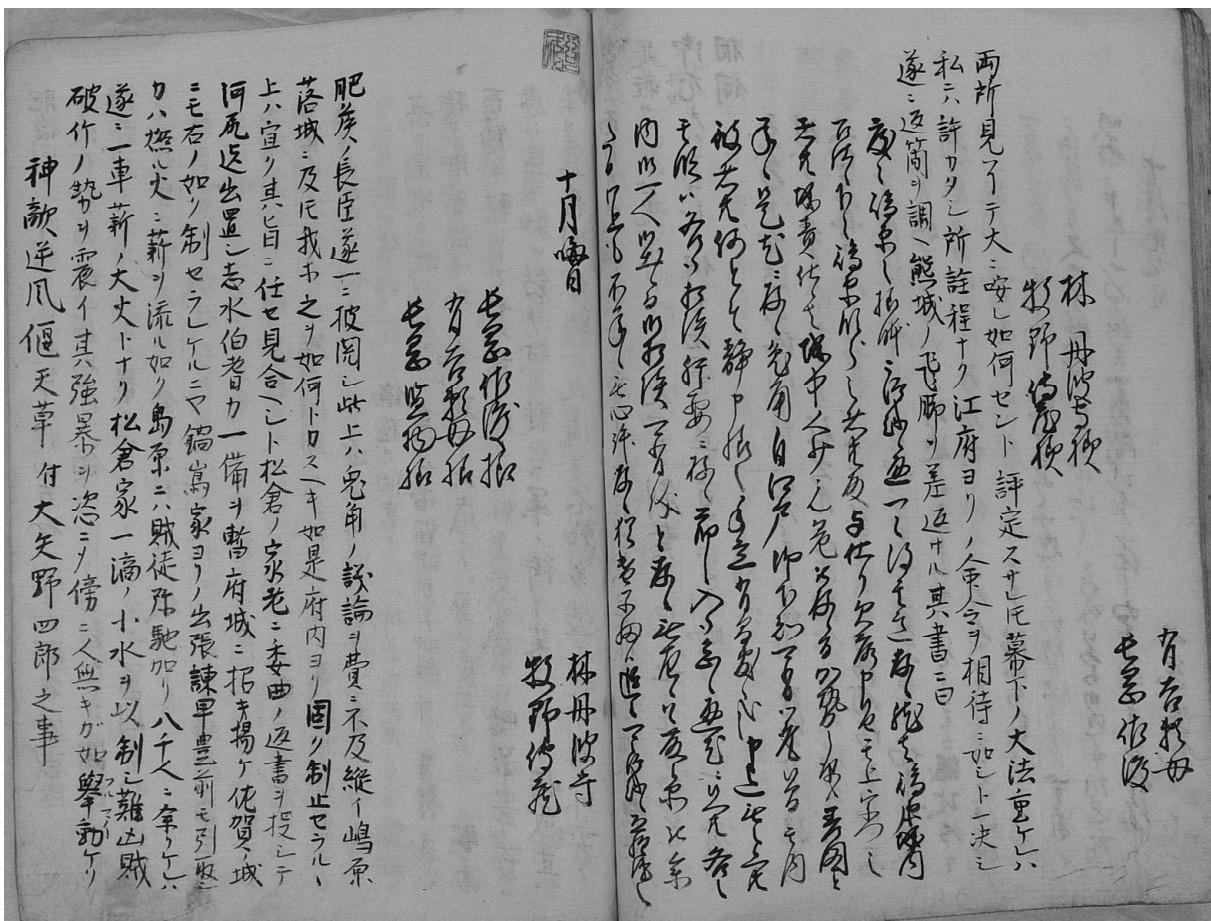
35



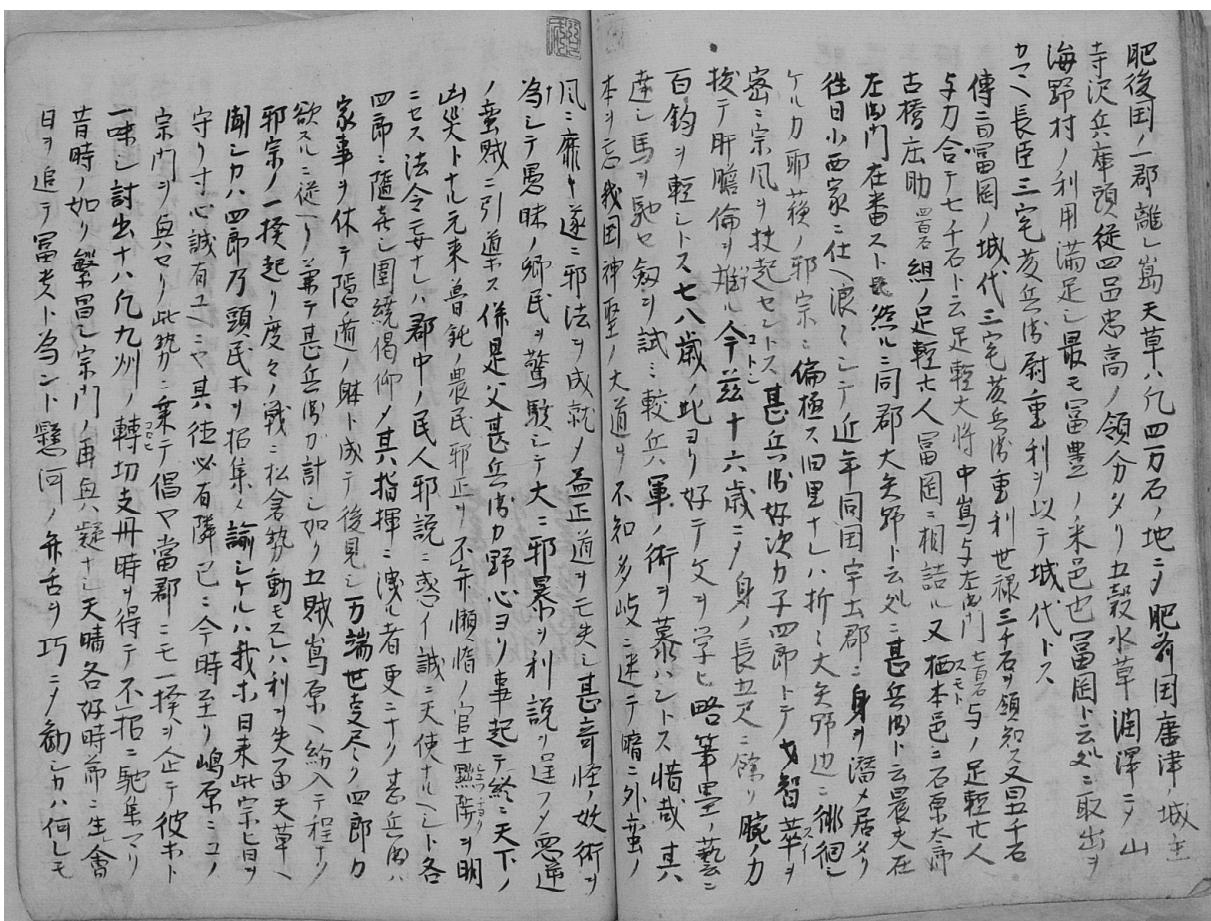
38



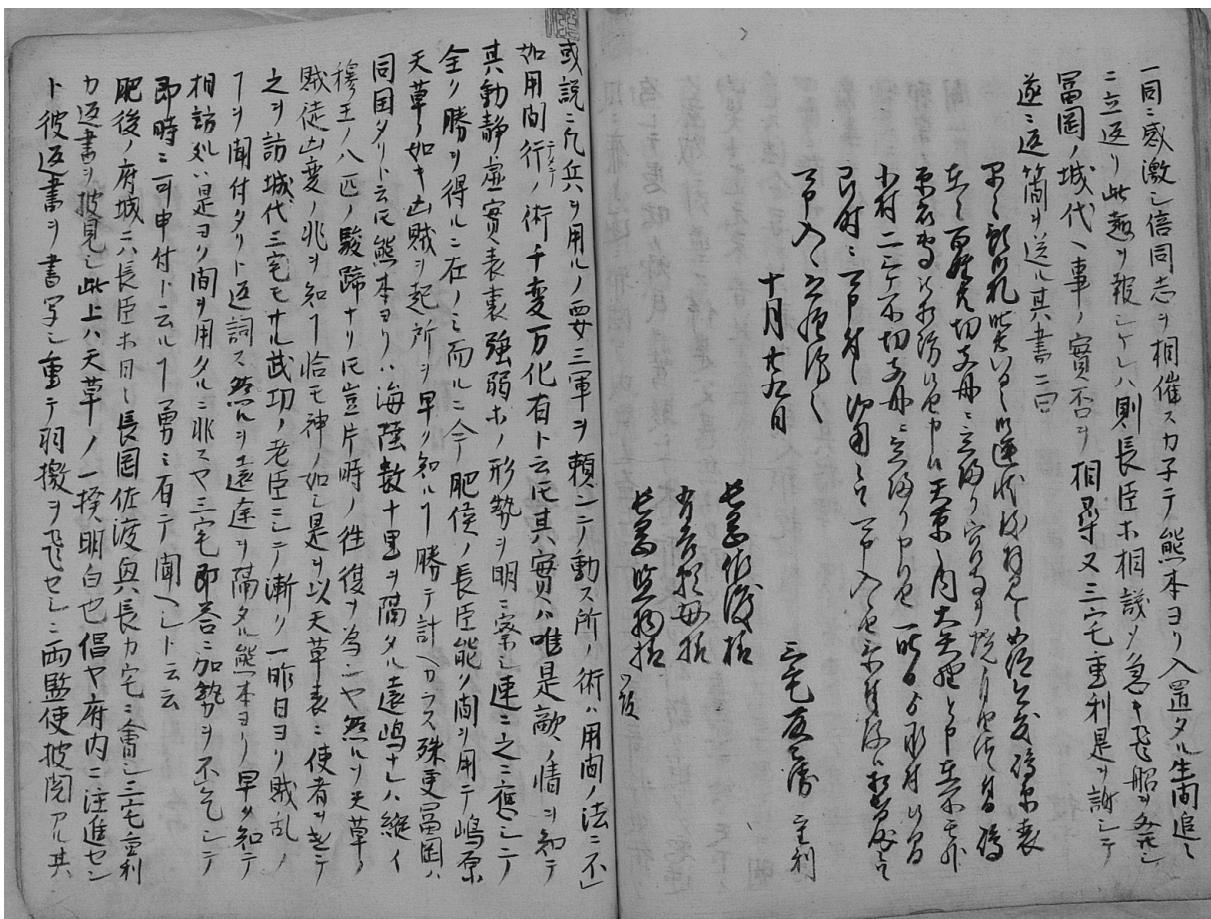
39



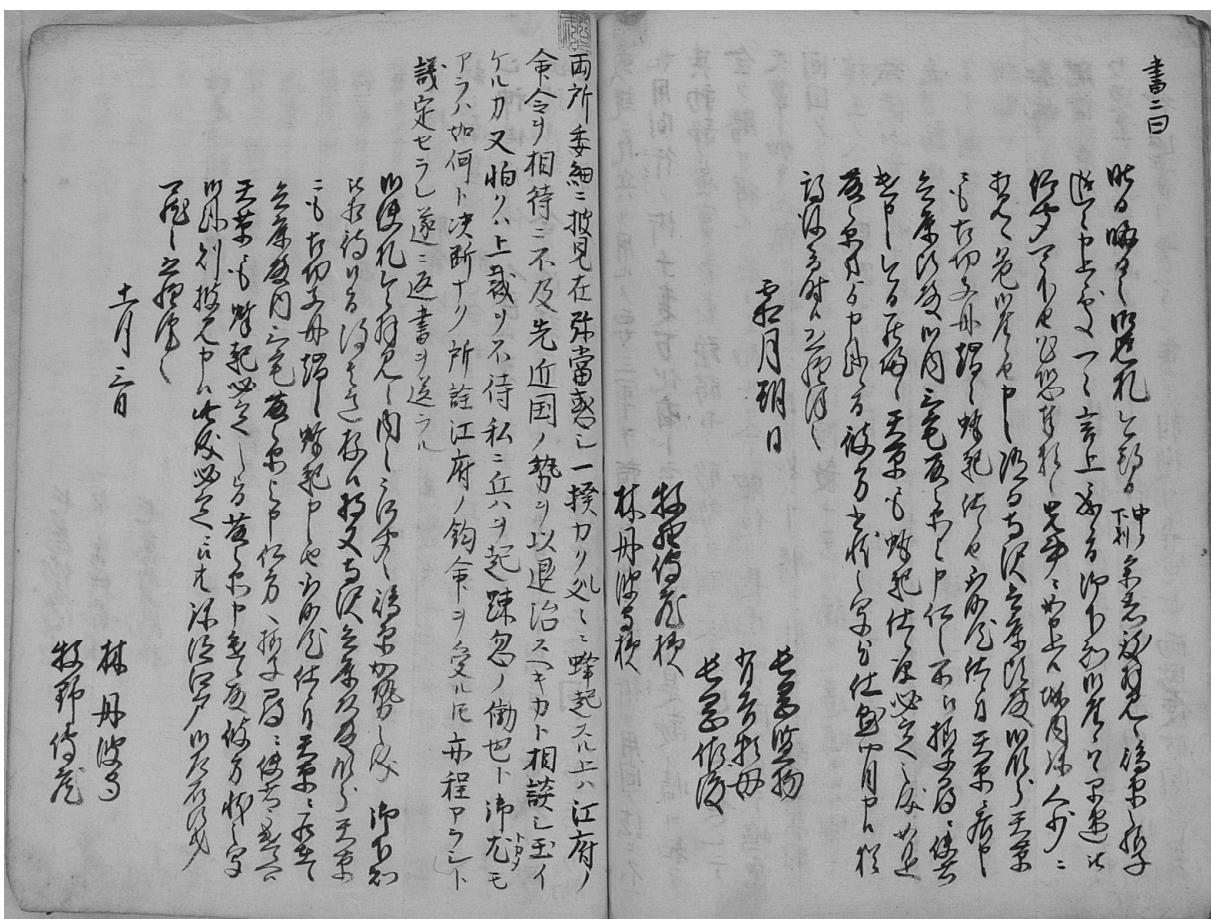
40



41



42



43

長島作行
方義和

如是返詞アリ隣國ノ援兵ヲ堅リ停止有只肥產ノ長臣モ已ヲ得ス如若
タリ彼おも見ニ書コ以江府ノ邦君一度レ往進レ毎度邦君自筆
返書ヲエハ不費之領内所ノ法令ヲ嚴密ニ浦ノ浦ニ番所ヲ構
堅ク旅人ヲ出入ラシメ間ツ防ケ備ナシ嘗不加勢ノ上裁ヨ今マ連ト
待居タリ其外西國ノ大十名悪ノ弟勤中十六国人此事ヲ傳聞何
年タシ方モナク一大影ナ吹レハ萬人声ヲ吹ヘリ如詔合御及スワマ邪宗
一揆起ル肥前肥後ニ充満テ其數萬千人ニ計カタシ賊徒相
談ニ南蛮國ト牒ニ合程ナリ日本ヲ攻取ル約ヲシ神社佛閣ヨモ炎上
シ神佛帰依ノ人民ハ萬々切害セラニ天下常暗トナルキト種
山瑞ノ諾ノ合イ浮説區ニ喧ニシテ上リ下ト周章ニ貨敗ヲ威シ
兵士リ荷人馬リ集メ糧水ヲ運東往西還闹ニク市店ノ方物
便ヲ信シ貴賤老少ナ集詭譏詩定トリクニテ手足フ空ニ驚
駄キ浮し漂ルニト鍾ナラヌ四海洪波ト成ニテ

擒四郎之伯父母姉於郡浦付伯父母口書之事
中三矢大矢野ノ大庄家山城小左門六矢野甚兵房好次ク弟房三
家家産モ亦不乏事ラ邪宗ニ深着シ無二ノ偏僻サリカ其邊一万余
石ノ地ナ尽クリ邪宗トナシ其外一揆ヲ驅催シ他ノ村里ノ押寄シ
不隨者ヲ切害シ強干邪宗ニ引入ル兼テ支配ノ農民、暴威、怖
阿頃リテ一人元北月ノ者ナケレハ甚兵房父子ト肩ソ並ニ逆威ヲ露
ト限ナシ終ニ賊長甚兵房其身ハ天草十三庄ニ妻娘ヲ宇出ミ残
置今度、企露頭セハ必定彼等ヲ召捕シ詔セラシト疑シ而
我ホ六旬ニ余ノ家業ヲ極ム被キリ寢ナシテ何ノ寧カ有キト
日夜心ナ傷シメ寢食ナ安ニス弟ノ小左門此解ヲ見ルニ忍ヒス
潛ニ計リ妻子ヲ連東ト云甚兵房臺ニテ小左門ニ之ヲ預達
小左門上下十人沙ト舟ニ乘テ押渡リテ忍テ宇去ミシテ都
浦ニ差向ク郡ノ浦八宇去郡内ニテ天草ノ海岸也細川

家ノ領内ニテ禍シリ番ヲ相勤メ旅客ヲ堅リ相改ムカル久ニ
小左門ノ思モ不寧十月晦日申ノ刻斗ニウリクト着岸シ轉邪
宗東九郎高ト云浪人カ家家ニ来シ畫人此解ヲ見ルヨリ早所
大庄官郡ノ浦房尤勝ニ相違ス折弟彦左門ノ出郡中ニテ
嫡子太郎吉十五歳ニテ留守居セニ彦左門ノ老母七旬ニ余リト
云凡血氣ナリ衰不此事ヲ聞連ニ案セシ如ナリト太郎吉ニソレ
ノ手術ヲ示シ合て其外ノ民首ヲ相催シサアラ又解ミテ出合
懇意接拶シ供ノ者凡別处ニシテ山海ノ珍味ヲ集メ被シノ鑑應
更ナシテ舞泉ヲ瀧ノ如ニ酌ナ醉リ勧メ佳肴丘ノ如積テ與ヲ催
甚之ヲ娛シム元未食愚ノ鄉民何ノ思慮ナシナクワロキ殘益
集ヘ鰐ノ如ク上下不覗シ沉醉シ前後リ忘レ枕席ヲ脫シ齶
タヘ軒高坐外ニ裏ノ老婆此解ヲ見スニシテ時分ハ好ゾ早秋レ
ト腰ヲ置タル究竟ノ若者ヒニ下知スハ太郎吉ナ始トテ侍ガ子メリ
ト戸壁ヲ疏放ナ躍リ出ツ賊徒驚キ起上リケルノ老婆透ナス
小左門ノカキニ取付テシカト嘴テサエヌルナス何モ咬ヒ逃ニトスル
シタヘト取巻テ太郎吉は抱スラニシ弦カ上ニ落重リ一人不殘、搾
捕先一番ニ西郎ノ伯父大矢野一揆ノ大將山城小左門其次ニ左馬力
弟同丸奈郎一平、女左門一九、カナ留方渡辺一平、十兵衛、其弟同長次郎
外ニ僕六人也加之惠部邑三モ人ナ遣甚兵房カ妻ヤ娘モ共ニ
擒シ都合十二人相レリ之ヲ守衛セシム此時郡ノ浦警衛ノ士永良
彦本文モ駆来リ裁判シ囚所ノ者凡キ微屋三塙ナ即刻斬本
注進テ依之右生捕人受取トシテ府城ヨリ金津又十市小林十石
ヲ差遣ス彼ホ因人ヲ請取テ府城ニ帰リ堅ノ守衛ヲ致サシム
邦君此節ノ勤リ感賞シ玉イ郡浦太郎吉ニ采地ヲ賜フ

傳曰郡浦太郎吉先祖阿模大宮司家臣也今度太郎吉三禄
三十石ヲ賜ノ其後父彦左門力作高八十石ヲ子三郎左門ニ下
サレ留守居組ニ召加郡浦ノ定番役トナル云又曰今度
因人共ツ熊本ノ引寄セ明年正月耶賊有馬篭城中乃
義市即丘居町市之乞ニ余ノ吟咏シ口書ヲ調シル如花

大矢野小左衛門口書

三刻内近昭正年二擣此書成三後奇
聞一ノ得ナリ故ニ附錄朽木氏傳ニ
之ヲ書記ス

乃弟不居處
町市元殿

之ヲ書記ス

兄弟其去後と萬事無事じからぬ是十九年の内我身自

侍事多事御方時よりは其事多在也やがてハ何れ合意を高

一朝か居候捕り所學活名切者一紀有高此軍の從ら

之所子女等は一は堺化粧有禮厚く高布圓形に腰帶

腰帶高麗帶有皮带。不見其物。少身有腰帶

腰帶高麗帶有皮带。不見其物。少身有腰帶

腰帶高麗帶有皮带。不見其物。少身有腰帶

腰帶高麗帶有皮带。不見其物。少身有腰帶

腰帶高麗帶有皮带。不見其物。少身有腰帶

腰帶高麗帶有皮带。不見其物。少身有腰帶

腰帶高麗帶有皮带。不見其物。少身有腰帶

腰帶高麗帶有皮带。不見其物。少身有腰帶

寛永十一年西月十五日

五年内

寛永十一年五月

乃弟不居處
町市元

46

三

一四弟母下年中而时日久。年八十有九。年六十五年

侍事多事。平治年中。中而时日久。年三十有九。年六十五年

不居。中而时日久。年五十九。年三十有九。年六十五年

47

箕田島原記載所

肥後國宇土郡ニ召捕、人數大差、村小鹿、同娘同甥小兵清
四郎母五十斗、四郎姉、高四郎姉、娘七、錫七ト云
愚母今本文ニ載シ所、人數、郡浦氏ノ傳ニ、此人數以下十里、
アリ本文ハ又有馬戰記、因テ書ストイ、是亦天草一揆、始矣
等ハ定テ此小左西ノ口書ノ題ケル、事衆書ノ旨、住テ四
郎カ向父小左西ト書ス然ニ四郎母口書ニ小左西第ハ
四郎姉、號ミテ、即ちトアト然ニハ四郎姉ノ為ニ之小左西ノ
向父ナリ、是ト支婦トノ一不審ナリ、蓋し小左西ハ四郎向父
シテ其女嫁小兵清弟長次郎乃四郎リ姉、號ミテ偶誤テ
十兵也リ小左西ト書クルニヤ

賊徒乘夜欲奪囚人付河吾多疑兵之事

保イ都合其勢一千余人鐵砲數百枝、携テ大小一船三隻來霜月
去程示左西ロ船頭之リ聞テ逃還ノ無ヘ、中ナ諸、高兵清父子大ニ
始、急度生捕リ奪取サヌシ熊本ニ連越ス、其時我お脣、嘔出尼
及ニ一刻も早ノ奔向ス、ト血眼成テ下知スハ宗徒、健民之ニ
朝日郡ノ浦、押波ノ郡ノ浦、此事聞ケテ大ニ警キ防戦、行リ失
空ノ海上リ膽張ニテ喰居クサニ永良彦太文代官久富市之先
郡ノ浦彦左西父子木相少、地筒侍アリサレ駆革メ洋砲ヲ寺
タセント海邊ニ並ニカニ漸ケタル江岸ニ僅ニ人數ヲ置メハ何處ニ
直ニ駆着郡ノ浦ニ至ル永良郡、浦ナキニ寒イ申テ、程ナク此地ニ
テ安果ル行粧トリ茲ニ三角浦張番ノ士河吾多九文正唐後改
ト云者アリ今夕郡浦近ノ廻り来リ敵寄米山ナ開テ三角ヲ閣キ
シテ今未ル逃千人程正ニ味方ノ人數ハ此四、當所ノ地下人合テ五
六十向也此首尾大方面支度、船十六物、用ニ立ニワラス我王氏
當地持ロノト十六此碌邊リ枕トシテ討死、外覺悟ナシ足下ハ三角
浦持ロト十六甲ノ歸ニ可無ト云九丈要ニ向ニ此急難、見捨テ無

事外序ヘキマ心一致セシム事成ニハ備モ照覧アレ各ト一所ニテ
如何様ミ思ニト云テ相談フ、四人モ大ニ脱服ス兼テ演辺ニ付置タル
候冲ノ方ニ稽声アル由ヲ注進ニ立人研辺ニ下リ人數改ルニ六
十人ニ不足也九丈カ曰各ノ心穢余矣ナト云退テ愚掌リ回ニ今
大敵、勢リ得テ渡東ル海岸ヲ僅ノ人數ヲ以柳、ル、利アルニケ
様ナリハ古ニテ敵地ノ兵トマラニテ嫌フトカマ味方多勢ナラハ岸ソ
去テ陣ナリ引上テ討キ術ス有ニ而レ民斯ナ勢ニハ尋常ニハ
中ニ難カルニ明ナハ諸方ヨリ人數モ集ニ今夜ハ謀リ以詎欺孔明リ
門リ完テ詎リトハセシ軍慮ニ習イ賊徒寄付カ丸様ニシテハ如何ニト云
彦文彦左西大ニ悦ヒ左様ノ計策アラハ此上マ有キ何事ナリ又モ
邦君ノ浦烏ニテ松ノ木ニアラス無ニキ妙計アラハ早ニ用意ス
ト九丈史三位附ス乃村經キニ相觸ナ男サ童翁鬼ノ駆遣近辺
山ニニ上セテニ三里リ間ニ遠萬ヲ燒速又功火纏ノ四尺程ニ
用意、或ハ竹、挿、或ハ人ニ持テ火纏不足、舟ノ網、俄ニ解イテ
四五尺ハロリニ糸テ火纏ト演辺四立町ノ間ニ立並、篝火立二十間
程ニ既ニ接續ノ必定、午夜ノ以ニ未ハシト考、九丈海岸ヲ走
廻ル短日忽夜ニ入テ暗、紛レ物見、舟演辺ヨリ二三町内外迄二
三度来ル暗夜ナハ舟人不見ト云民驚怖、山ニ火纏ノ間ヨリ火砲
ナサニキロリ、塞ノ如ク賊徒ノ舟海ヨリ見渡セハ山ニ谷ニ絶間無
焼連タル邊烽ト演辺ニ立ル火纏ノ光海潮ニ相映ニテ数千万ト云
致リ不知法砲ノ聲響、砲石、松風吹拂テ聞ノ若ト怪テ此勢ニ
眼ヲ奪フシ僻易シテアト夥シ熊本ノ極勢已ニ出張ニ禍レノ備ニ設ケ
メリ断ル所ニ我ニ或營火半立モナリ攻寄ル元利在マシ也テ火ニ入ル
其ノ虫余在テノ手柄也鳴呼ノ高谷ハセ又ニ不如ト故老ノ者氏之ヲ
制シ一同ニ舟ヲ漕ギシ我先ニ北走ニ誠ニ河吾多カ疑兵ノ謀畧ニ
依テ双ニ勝テ大敵ノ事故トク退散セシメ何モ虎口ノ難リ免ル
聖日府城リ始メ諸方ノ人數集リテ大勢ニ成シカハ敵モ弱師
ナシテ東ク子ハ暫安堵ノ恩ニ往ス

唐津、軍勢加于富國城事

アラバ
止カリニカク、遂ニ銃、炮ヲ用ニ至ニ神威強

大ニナリ郡中渾丁堂リ結耶志ノアニシ年貢ノ不收日役ヲ不勤
官寺リ破壊シ寺院ヲ焼モス寺沢家ノ法令百石無ク如郷官ヲ
挫キ抑ヘノ輕卒ヲ切ロシ暴逆ヲ震ノ不料富國ノ城代三宅益久矣
重利大ニ怒リ先張本ソ召捕テ糺明ヲ逐ニト手勢百人牛
犠牲六十枚リ相流都合三百余人リ大矢跡上津浦邊ニ差向シト
下知スル所ニ代官其外押ヘ一足輕牛歩行者脚ノ駆ミテ逃還リ
勅色蒼トノ申ルハ故一強幕市盛ニト小駆リ以當ワタシ多ク士
民ノ一揆十六万端漢ハカラント思イシニ宰外ニ大方ナニ西原津守
召仕イシ度レ合戰ニ名ソ得ル一騎當千ノ諸浪人又ハ首日ノ天草
伊豆守家久ノ事ニテ或是コモ多嘴ミ兼テ軍法ヲモ停寔ニ物馴
タル故老ノ勇士多殊更大將四節ト申ハ勇氣智謀無双外法
成就ノ若者ニテ陸上ニそ馬ヲ騎上ナ浪ノ面ニセヨク飛行ニ而
フテニ凡リ吹セ天地ヲ動クし雷霆霆ノ搖ク變化奇妙ノ術ヲ得タリ
其外相劣又曲者若干也依之大矢跡千束ハ云ニ不及極奉上
津浦渾丁郡中ノ村々不殘一堵ニ凡十萬三石及フニ斯心剛強
大敵ニ對勢ナシ以テ向ケシト仰リ以テ盤石ニ投ルカ如ノ偏ニ是端脚ノ斧
ナニシ味方ノ敗軍必定也遂ニハ愁イル軍リニテ都ニ武略不足十ト
世ノ嘲咲ナシニ如何アラント詔ウケハサシモノニ三宅當惑ニ此上
自力ニ及クシト大矢跡登向ノリテ止メ先城下近郷ノ土民ノ妻子
ヲ召捕テ質ヲ季子此辺ヲ靜キ唐津ノ家老ニ飛船ヲ以
此道ヲ往進ニ援兵六十九ヶリ頻ナリ唐津三城主參勤ノ中ニノ
留守居ノ臣相隼ノ金保スルニ天草、加勢ヲ差向シト云モアリ
又否一是ハ農民ノニニ企ニアラス何様反逆ノ誠ニ彼ホノ劫メ
一揆ヲ起シテスル者アヘンシ妄ニ加勢ニ根城ノ人數ヲ散シテハ後悔
スル甲斐アラシト云モ在リ評議區ニニシテ更ニ二決セス富國ノ加
勢延引ス其間ニ賊四郎ハ益山徒ヲ駕催ニ努メテ破カ如猛威
振テ無限モニ名ニ制セスニハ其火災量ハカラヌトニ三宅頃ニ端ヘキ
唐津ノ急リ告レ一益波リチナモトニ而シ民航程五十里、海上リ
隔方ハ風ニ逆イ潮ニ向ハ中ニ容易ニ事ナラス閑憤ニ爲シテ
唐津城ニ六家老寄合縁シトニテ士民ノ挺楚血氣ニ侵サシ

50

綱イ郡中ニ一ツニテ起ル乞御歎ノ以テ耕耦ノ業ハ得シラズ
祀ナ何ノ令義ノ道ヲ知レ下劣ノ農夫武家ニ對ニ片時ノ勝負
思モ不寄異議ニ及ハ、一ニ論倒ニ攝捕テ首ヲ別ニ何ヲ難カ
ラニヒ如是直事ナニ申越ハ偏ニ是三宅益久衆愚ニ浮説ニ
廟師ニ仰天セリト寛ゲリ古來名ソ得シ武士凡ノ謀及ノ人共時
タニモ不疑ニ以名譽トス況マ罪人土民ノ一揆ニハトニ何事ヲ在
バウリ放兵活老子ノ所為ナニト相呼ニ時日ヲ移ス三宅ハ
殊順激シ机札度ニ至東ニ書面ニ怒ニ會シカハサラハ頓テ加
勢ニ差向シト定ケルニ寺沢家武道ニ怠情アリシマ豫テノ
軍備定法ナリ我往ニ誰留レト互ニ進止ヲ相諦イ高以喧ニカリ
シカハ長臣ホ持板イ麾リ取テ勝負キ定其旨ニ可任ト之宿
勝利ノ取テ向フ人トニシテ大將岡嶋ニ三郎左衛門
石千石木七郎兵衛研石千石三宅重利力嫡子菱石萬石千人武者奉行
勝利ノ取テ向フ人トニシテ大將岡嶋ニ三郎左衛門
石千石原田伊豫研石千石河九兵衛研二人組外林又萬石通千石
足輕大將二八橋本立郎左衛門研石並河太左衛門研石五石
鳴田十郎左衛門研石以上八騎一組各足輕二十人都合攝砲百六十挺
雜兵六千五百人十月廿日唐津ヲ出船ニ同七日午ノ刻斗三富
國ニ着岸ス
或說ニ唐津勢海上風波不穩同九日着船富國云
昔出島原記曰天草ノ切支丹氏十月廿六日此ヨリ一揆ニ登ニ天草内
大矢跡村上津浦村下津浦村湊子赤崎島子大浦合津今泉内村
河内村十ト云所ニ同心ニ同月廿七日ヨリ一揆ノ色ヲ立ニ鳴原天
草氏ニ是日益田四節時貞力勧ニ信仰ノ一揆セシム由中舉
三宅益久十月十九日大嶋子ト云处ニ出張ニ町山口村食坊村ト
云外ニ宗門勧ニ伴天連アリシテ一人搦捕死罪セシ間右兩村ニ
鎮ニ又宮司被ト云村ヨリ伴天連二人河内路浦ノ行ク所ナ代
官聞付男女三人搦捕火アリニ行クケ様ニ調シソ仁間村
一旦ハ鎮ハ中署ニ三宅益久も大嶋子ヨリ帰テ早ニ唐津ノ申遣
スハ當表切支丹一揆ヲ起スノ間大嶋子ニテ令出張サレ相領

51

候、上津浦、昌柳、瀬戸、邊一揆漸々三令烽起此城、人數四十人。使
藉退治、間為許加勢組頭死、二級程早、役差越様ニト云。此使
十月二日卯ノ刻、氣者、唐津六兵庫頭留守ヨリ岸田助左衛門
云者、使ニテ翌三日寅ノ刻江戸、注進ス其後何ニテ評議ノ三宅
方ヨリ加勢二組ト甲越セ民天草モ大島ナハ、一揆張増ミ難斗四組
遣シ可無由相次閲取テ岡嶋墨之四組同廿日出船海上四十八里同
十日到着、スト云。

賊徒欺唐津勢付寄手令散事

唐津ヨリノ接兵、飛龍ノ水ヲ捲テ天三昇口如勇進シテ舟ヨリ上リ
城中ニ入テ三毛重利ニ謁ス、城兵モ始テ茂活ノ恩キニ共ニ進
シテ賊徒誅伐ノ高談ナス、然ニ衆評紛糾トニテ未決空ノ日ヲ貴テ
詮モナシ、兵又ラ接テ勝敗ヲ一戰ニ試ル、不如此日上津浦、押寄スル
長途リ經テ人馬ヲ守ニ敵ノ遠スルヲ討レ、無謀ニ似タリ、終レハ五里
程出張し、一本本渡、邊ニ犯ニ歟、動靜ヲ見聞シ其上ニテ軍慮ヲ迴
度、隨テ退治セント相計リ同八日、富國ヲ發シ本渡、方ノ押行テ

庄官ノ宅ヲ本陣ニ、各村中ニ宿ヲ取泊シ、承テ心レニ暫ノ人馬ヲ憩息
シテ四郎豫メ之リ、案シ本渡鳴子ノ郷民、悉ノ邪宗ト、一味敵也、盟
ヲナシ謀計リ委示し合ヒ人質ヲ取テ約ヲ鑑クシ置コロハ何モ何レモ
心服シ居タリキ、斯テ氏首お召集ノ岡嶋澤木本威儀ヲ制イ
敵ノ模様向ケハ、民首護リ地ニカテ曰近東大矢跡四郎父子邪
宗ヲ弘メ親疎ノ不送迎不足ニ推テ宗門ニ引入し、若違背ノ
色アレハ忽ニ切害ス、依之郡中、諸民已ムソラ不得當時、急難
ヲ避ニ為且ハ妻子ノ身命ヲ憐ニ惠ル一味仕ハ而シ民當村ト鳴子
者ハ互ニ縁家ノ好ミアリ、殊更ニ忠高公二代ノ御領御ニテ數十年
ノ恩惠ヲ蒙ルノ候、ハ我ホニ放テハ縱イ矣、難ニ達ニ今更邪宗、
与スカラスト兩村一樣ニ申合セ左右ニ事ヲ執計リ、今日マテハ一味ノ
逐善仁ラス此旨志岐村中奉行ニ言上可往處、若上津浦者元押懸
狼ヨリ可仕れト用心シ不思注進延引ス、斯ル处ニ御座、大第リ卒
討出玉ハ吾ノ義生、大事也、四郎ノ始郷氏此猛攻ニ恐怖ナシ
無程降参仕ラシ高又是ヨリ鳴子ノ邊ニ即シ、數シ合テ向ニ十六

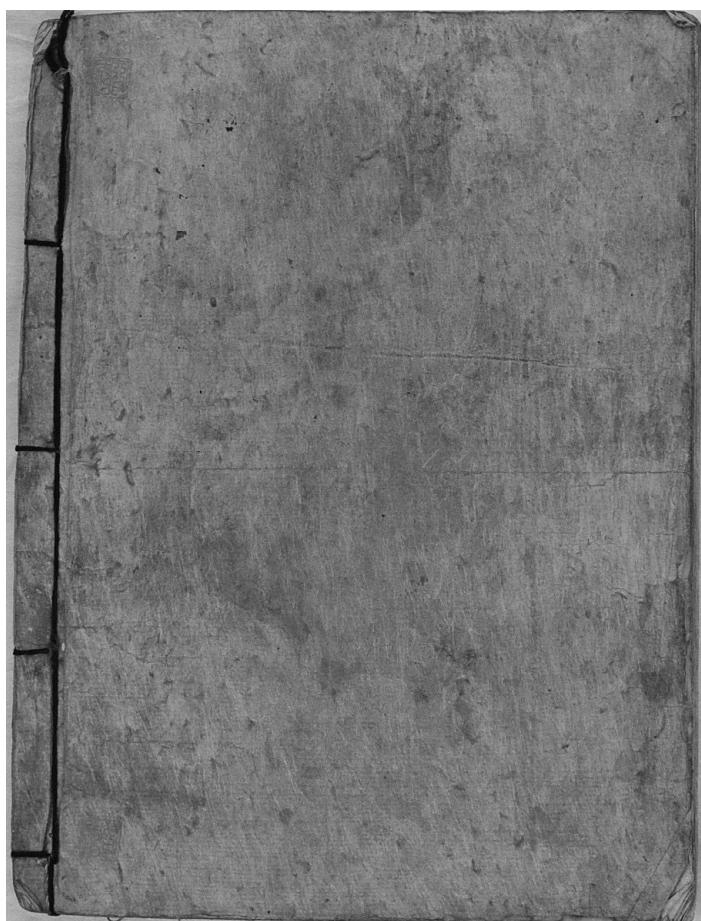
味方ニ勇氣ヲ添歟、張氣力ヲ落シ何ノ辛モナク易シト仰勝
利必定ナラント實ニヤカリ申ケ、ハ三宅ヲ始士大將何ニテ案堵、安
シ會渠等カ申旨ニ任セサラハ、鳴子一人敷リ差向シト三宅有志
ヲ大將トノ並河九兵衛林又右衛門砲長、田枝清左衛門中嶋与左衛
門大橋左助組ノ鉄砲六十挺、其外林小十郎大野助、萬門ホノ騎馬
十五人、雜兵二百余人ソ引合テ同九日本渡ヲ立テ小嶋子ノ方、
進奈ス島子ト云、味方ノ陣ヨリ東北ノ一方四五里リ、備南ノ峻嶺
嵯峨ト例ナ、北ハ江海、蒼茫ト漠、東西ニ峻岨、石徑通ニ且本渡
橋本ノ間一里余ノ遠千溝ヲ涉ル、勿勿荒稚鬼ノ往来ニテ一騎サノ
切折所ヘハ一夫怒テ戰リ揮ハ万率モ通り難シ、僅ニ先箭一圍リ、備ナ
上津浦ニ神敵猛虎ノ威ヲ震、ノ勢漸九州ヲ呑テ充滿シリ
斯ル地勢ヲ不弁多クラヌ味方ヲ差向ケル軍慮ノ程コソ覺束
ナキ其ノミナラヌ、橋本一モ賊徒押寄シト、則シカハ倡アシ茲ヲ押
シント、岡嶋七郎左衛門、シテ將トシ砲長橋本立郎左衛門、シテ差添シテ
遣シテル、或曰後花押地ヲ相添シト云而シ、又足輕大將ヲ遣ケルカ未考

肥前島原記曰、橋本村ノ石原太郎左衛門ヨリ其子太郎ヲ以唐津勢、云
越九八、頃日一揆ノ方ヨリ申来リケルハ若一味ナラハ其固リニテ召置、
尤ナクハ押寄テ可討果ト云、此後ニ老ニ本戸ニ在ル唐津勢ヲ所
ニニ令故ニシテ不意ニ可押城トノ謀ト案セドト、通達ス、依之何モ相議
シ透詞ニケル、今太郎左衛門十執ニテ在番無覓、束本戸へ越ナシ
可無ト云而シ、太郎左衛門橋本ヲ明テ退ニ、弓矢ノ道、耻辱也、
隨ハサリシカハ、岡嶋七郎左衛門橋本立郎左衛門、シテ加勢トノ遣ケルト云
又潮干ノ波モ心許ナシト、鬼ノ池ト云处、前以遣置ケル人數ヲ引取テ鬼
ノ河、次木七郎兵衛砲長渡邊、シテ次高、シテ差遣シ潮干ノ渡、押_ト
其外諸所_ト見計、二十人三十人配分シテ此所_ト守セシカハ、
本渡ハ自ラ無勢也、寺沢家兵法ノ修鍊ナク視觀察ノ眼ヲ不
着ニ、賊徒ニ欺シ歟、虛寔ヲ不辨、唯是預空ニ法モナノ守ル也、多
ケハ不寔、所ナシト孫子ノ言的然ナリ、此時若賊徒手回シ海
辺ヨリ潛ニ富國ノ城ニ攻入ハ、何レモ出軍ノ内ニノ誰力防者アリ
易シト城ニ登齋テ根ツ壁セハ勇レシキ大事成、シニ賊徒モヤ着

ガリケニ寄年ノ士卒ノ僕伴也
征伐記ニ表シ白一揆ノ徒黨折竪口ニ申ケル中ニ山善兵ト云者
甚兵房ニ向テ申ケルハ唐津人數大勢ニテ本渡嶋子ニ折出シト
津浦ニ寄ルト云先ニスル則ハ人ヲ制スルノ利アリイサセ方ヨリ出向
討テ勝負ヲ決セント上津浦近辺ノ在レシ群火ス是ナ本渡ノ
勢也ラ方レ一揆シキ其隊リ討シシメトソ聞ニ唐津城ノ是
キ、内レサコノハ思イシトテアソコニハサ辟夏工ハ三十辟年候、
ニワカワシケルハ歎、慮計ニ棄シテ本渡ニハ無下ニ人コソ無
リケレト云

寛永治迹卷之三終

冬吉本



翻

刻

編

(1)※（）の数字は図版編と対応している

寛永治迹卷第一

耶蘇邪宗始入我国附田原紹忍帰仰之事
耶蘇宗禁制之事

毒流遂溢于鳴原作伴天連未鑑誑鄉民事
耶蘇毒種復含芽於天草事

(2)

拾冊二メ壹ヨリ二十五迄

寛永治迹卷之一

耶蘇邪宗始入我国附田原紹忍帰仰之事

夫以レハ、我国開闢之初メニ天先成而地後ニ定リ、神聖其中ニ生マス、之ヲ國常立尊ト号シ奉リシヨリ、以来天神七代地神五代人皇万代治世ナヲ無窮也サレハ 天祖始テ基ヲヒラキ、日ノ神永統ヲ傳玉イ、一姓天ニ繼テ

皇統半日ノ間断ナク、君臣ノ位交替セス、万古ナヲ一日ノ如シ、其大徳巍々トシテ、外国ニ勝ヲ以国ヲハ神ノ國ト云、君ヲ神孫道ヲ神道ト称スルモ、深口決ノ在トカヤ故、大古ハ人ノ心淳素ニシテ、國人身^{自カ}ラ順和ニテ治サルニ平力ナリキ、然ル二人皇十六代 應神天皇庚寅年即位太和ノ輕島豊明ノ宮ニマシマス、此時百濟國ヨリ博士ヲ傳ラレ、太子以下コレヲ学ヒ習イキ、此我国ニ經史及ヒ文学ヲ用シ始也、其レヨリ各異邦ノ書ヲ読テ、五倫五常ノ道理ヲモ略通スルニ似タル故、我国ノ神道ヲ太タ助クルニ足ヌトス、唯憾ラクハ後世ニ及テ文華ニ流レ、自ラ我国淳素ノ遺風ヲ失イ、人心妄ニ高

(3)

遠ニ馳テ、神聖ノ大徳ヲ不知、我国ニ伝タル古キ詞モ聞ワケス、文較質ニ勝テ、終ニ彬々ノ徳ヲ失フニ似ル事ヲ、其ヨリ後弟世代欽明天皇ノ十三年

(4) 財宝ヲ

壬申十月、復百濟ヨリ仏・法・僧ヲ渡セリ、此我国ニ仏教伝来ノ始也、此時ニ他國ノ神ヲ崇給ハン事、我国ノ神慮ニ違フベシト、君臣固ク諫奉シカハ、捨ラレキ而共、亦コレヲ信スル人アリテ、遂ニ此法我国ニ流布シ、多ク権化ノ僧徒出テ、斷迷開悟ノ法ヲ示シ、愚ヲ導キ生ヲ度スルニ利在ト云共、却テ恨ム偏極ノ至、我国ノ神徳ハ知ル人モ無成、行事神道朝憲ノ哀弊ナレハ、我国ニ生レ其粟ヲ食ン人、誰力是ヲ歎サラン、如レ之余所ノ国ヨリ我国トノ神宣ヲ忘レ、己ニ無シテ人ニ求ル心競イ起テ、國人渾テ家職ノ守リヲ失イ、末代ニ及テハ、尚以飽タラス、南蛮・北狄ノ異術ヲ好ム志ヲ生シ、益我國ノ正道ヲ乱ル、是ヲ以邪氣虚ニ乘スルノ理リニヤ、第百六代後奈良院ノ御宇ニ當テ、天文廿年辛亥南蛮國ノ商船、鎮西豐後國ニ航海シ、彼國ノ耶蘇宗ヲ我國ニ弘メンタメ、藩鎮大友宗麟ノ老臣田原入道紹忍ニ因ミ、潛ニ賂ヲ納テ相親ミ、耶蘇ノ邪說ヲ誑誘ス、紹忍素ヨリ利欲ニ耽リ、不智不明ナレハ、邪正ヲ論セス尾然トシテ、彼宗旨ニ帰仰セリ、且蛮賊力持來所ノ種々珍器ヲ主君宗麟ニ獻之シテ之ヲ執シ、言ヲ巧ニシテ、遂ニ蛮族ヲシテ相見セシメ、妖術奇怪ヲ施テ之ヲ驚セ、忽藩鎮免許ヲ得テ、癡昧ノ族ヲ悉引入レ、此邪宗門ヲ城下ニ弘建ス、是ヨリ大友ノ領分ハ言ニ不及、諸処ノ旗下紹忍カ一呼ヲ聞テ、各此宗門ニ入り、之ヲ隨喜スル者、恰モ水ノ下ニ就カ如ク、國人論々トシテ相祟ヒ、余波九州ニ汎濫タリ、抑耶蘇ノ宗門ハ我國ノ禁制ニシテ、天下其教ヲ知ル者ナシ、世ニ所謂神・儒・仏・道ノ四教ニアラス、天主^{ティウス}ヲ敬崇スト唱ヘ、外法ノ勸ニシテ、專ラ南蛮國ニ用ル所ノ宗旨ナリ、此邪宗ヲ能知テ教ル者ヲ伴天連・伊留滿ト云トカヤ、勤テ神仏ノ道ヲ妨ケ宮社ヲ破却シ、寺院ヲ炎上シ邪暴ヲ極メ、猛惡ヲ振イ、仏器ヲ奪イ取、神領ヲ侵掠神道ノ破滅王法ノ哀微、殆此節ニ極レリ、伴天連國々ヲ巡リテ、南蛮ヨリ持來ル所ノ金玉神仏宮寺ヲ侵奪タル、

貧賊ナル者ニ分与シテ之ヲ導、此宗旨ヲ弘メケルニ、各當時ノ利ニ迷テ之ニ帰服シ、又ハ其比乱世ニシテ日夜戰鬪ニ間ナキ時節也、此宗旨ハ死ヲ安クスト教ル法ナレハ、武士ノ用ヘキ道也ト弓馬ノ家ニ生ル身ハ之ヲ至善ト思誤リ、多ハ是ニ偏僻セリ、元龜天正ノ比ニ及テハ、耶賊弥便リヲ得テ、南蛮ヨリ奢備惠留ト云、伴天連并伊留滿等來リ、金銀香茉絹綿鳥獸ニ至マテ、奇ヲ運、珍ヲ贈リテ之ヲ賄ヒ、飢ル者ニハ食ヲ与ヘ、凍ル者ニハ衣ヲ着セ、万民ヲ懷シカハ、九州ノ男女之ニ隨喜シ、恰モ嬰兒ノ乳母ヲ慕ニ似タリ、是ヨリ猛惡日ニ長シ、邪行月ニ増テ、國ニハ災害並至リ、家ニハ妖怪相ツ、キ、又寔ニ是世ハ澆季ニ及ト云共、神明ノ大德輝々トシテ、尚地ニ落ズ、天孫トコシナヘ鎮ニ皇統ヲ踐セ玉ヘハ、汚タル夷狄ノ邪法、争力神慮ニ合ヘキ田原紹忍幾ナクス家ヲ破リ、剩工主君大友ノ家声ヲ墜ス、不忠ト云、不明ト云、此老ヲシモ云哉、是神罰ノ然ラシムル所乎、万年頼方入道不求居士所編ノ耶蘇征伐記第一卷ニ曰、ヨコニ粵中比ヨリ謂、耶蘇宗門有テ日本ニ流布ス、以天帝アマミヤシ本尊トシ、散多摩利耶是須吉利支ト唱、且称アマニ名ヲ善子摩留ト、死ヲ不レ厭生ヲ不求、為魔術アマニ其心ヲ奪ヒ、賜アマニ賄賂アマニ其性ヲ惑ス、何レノ仏ノ法ト云事ヲ不知、按ルニ能人ヲ教化シテ、以テ其國ヲ奪フ事ヲ要トスル者歟伝聞處南蛮吉利支丹國ハ普ク彼耶蘇宗旨タリ故ニ、日本ノ俗呼耶蘇アマニ稱吉利支丹アマニ是國ノ名也ト云云、世說曰、耶蘇宗日本ニ來ル事數ヶ度也、昔西洋國ノ伴天連・伊留滿此二種ハ、所レ謂日本禪宗アマニ如レ長老東堂アマニト云者、渡呂宋アマニヨリ先利ヲ賜イ、能民ヲ懷ケテ後、奇妙ヲ現シ、邪說ヲ説キ、終ニ執傾呂宋アマニヲト云リ南人日本ニ渡ル事ハ、後宗ト云トナン、中比吉利支丹ト云、近世亦稱耶蘇彼日本ニ來ル、始メ人ヲ白河院ノ治世保元・平治ノ年中、彼宗門黒船ニ取乗來朝ス、其比ハ勃魯々アマニ故ニ、邪宗ニ歸依スル者ナシ故ニ、邪宗悉退散ス、其後人皇百六代後奈良二、邪宗ニ歸依スル者ナシ故ニ、邪宗悉退散ス、其後人皇百六代後奈良院御宇天文廿年秋九月、南蛮ヨリ耶蘇宗來リ、平安ノ洛陽ニ一寺ヲ建立

(5) シ、
本尊

号三天帝丸、念珠ヲ称三建達一時計ヲ仕カケ自撞三小鐘一其時刻ヲ知セケレ
ハ、人皆妙ナリト驚ク、或ハ一ノ鏡ヲ捧ケ万民ニ見セシム人、コトニ其形
不同、或ハ見二鬼形アリ、或ハ見二蓄類アリ、及人倫仏体サマヽノ形
粧ヲ顯ス、如是魔術ノ奇妙ヲ以、愚痴ノ人民ヲ感シ邪法ヲ説テ人ヲ誑ス、
然レ共、正法ニラサル故ニ、人不レ信彼寺自然ト断絶ス、于レ今其寺跡ヲ
天帝町ト云、一條ノ上ニ在ト云、又曰豊後・豊前・筑後・筑前・肥後・肥
前、右六ヶ国ノ管領ニ大友左衛門督義鎮ト云者アリ、彼ハ大織冠鎌足末葉
従五位下斎院次官親能力嫡子大友左近将監能直 童名一法師、承安二年壬
辰生、貞応二年癸未十一月廿一日卒、五十二歳、法名能連或号豊前前司十
代ノ孫也、左近将監力母ハ波多野四郎経家力娘也、経家後ハ号ニ大友四郎
太夫ニ、右大將頼朝卿ニ奉仕シテ、領ニ豊後國、右大將家ノ仰ニ依テ、能
直祖父ノ遺跡ヲ繼、大友左近将監ト名乗、自レリ是相続メ、今ノ左衛門督
義鎮迄廿代也、義鎮若年ノ時、美女ヲ愛スル事超レ倫政道ヲ忘ル、老臣比
于カ罪ヲ不レ恐、時々諷諫スル事有年終ニ隨諫文道ヲ学礼義ヲ正シ政道ヲ
專ニシケレハ不レ招二人來、隨フ是德不レ孤必有レ隣ノ謂タルカ、其後大徳
寺ノ悦長老ニ法ヲ聞、則彼寺中ニ建立一寺ニ号瑞峯寺、其後無辺法師
如露因果居士ナトノ邪業之僧來リ、法談シ云、凡仏神ハ心中ニ在テ無ニ心
外ニ、寺社ヲ建立スルハ方便ニテ、無実故ニ仏モ己身ノ弥陀唯身ノ淨土ト
説リ方便ニカ、ワルハ愚ノ修行ナリ、實理ニ本クハ智ノスル所也ト云々、
是ハ此大悟ノ人ノ見解ニテ愚魯ノ人知ル所ニ非、然ルニ義鎮之ヲ得タリト
思テ驕慢ス、天摩破旬其慢心ニ乘シテ惡行漸萌ス、元龜・天正ノ頃南蛮ヨ
リ奢備惠留ト云伴天連并伊留満等來リ、金銀珠玉薬種香具等ヲ調進シテ対
面ス、家臣ニ不レ残、施ニ財産ニ農工商ノ三民飢ル者ニハ賜レ食凍ル者ニハ
衣服ヲ取ラス、諸人偏ニ仏ノ再来ト云、九州ノ男女懷レ之恰モ嬰兒ノ乳母

ヲ慕ガ如シ、于レ時耶蘇ノ法問ヲ説テ勧之、探題義鎮此宗ニ傾ク上ハ、諸士諸民ノ崇敬得而云ヘカラズ、於レ是國中之神社仏閣寺院房舍尽ク破却シ、獅子・駒大ヲ割テ為レ薪、自レ是諸州ニ流布シ耶蘇寺ヲ建ル者多シ、然後國ニハ災害起リ、家ニ妖怪ヲ現シテ不レ可_二勝チ計_一中略其次ニ義平都

(6)

呂ト云、伴天連來リ、石火矢ヲ鑄、且鉄炮ヲ張リテ打様ヲ伝授ス、諸士弥耶蘇宗ニ執着スト云云、世ニ行ル西國太平記第一卷大友來歴ノ篇ニ云、豊後國大友義鎮入道宗麟ノ先祖ヲ溫^{タツ}スルニ刀祢ノ大友四郎太夫平經家ト云者アリ、此娘鎌倉右大將殿ヘ宮仕シテ刀祢ノ局ト申ケリ、此女房ニ御子一人誕生アリ、大友一法師ト申也、則斎院次官藤原親能ニ預ラル後ニ、左近將監能直ト申ケリ、其頃豊後國司緒方三郎流罪セラル_{中略}此故ニ大友能直豊後ノ國守トナリ玉タリ、建久七年三月十日、吉庄重吉ヲ長臣トテ豊後ヘ下向ス、中略、能直ヨリ七代大友泰氏ノ時、尊氏將軍ノ味方シケレハ、源ノ姓ヲ賜リケリ宗麟ノ父ヲ義鑑ト云、豊後府内ニ在城也、中略、又太守大友義鎮若年ノ頃ハ放埒無道也、越女ヲ懷キ青州ヲ酌偏ニ舞妓美童ノ謡歌ヲ以テ耳目ヲ悦ハシメ、綾羅錦繡ヲ以テ身ヲ飾リ金銀珠玉ヲ以テ室ヲ彫画シ、更ニ政道ヲ不聞、適諫臣入テ説ク者アレハ、則太刀ヲ抜テ殺ス、聞人眉ヲ蹙メ戰栗セスト云事ナシ、サレ共五人ノ家臣アリ、臼杵鑑速・小原右波・吉弘鑑直・吉岡宗勤、田北鑑重ト云、又諫臣ニハ角隅越前帷中ノ籌策ヲ事トス、各相談シ數十ヶ条ノ諫言ヲ入ルレハ、大友義鑑旧染ヲ改メ玉イ、美女ヲ退奢驕ヲ禁シテ老臣ヲ近付政道ヲ問イ、四書七書ノ講談ヲ聞テ三綱五常ヲ悦ヒ、武ヲ立国ヲ強クセントス、家中ノ作法モ日ニ新ニ正直ニシテ忠ヲ思フ、其レヨリ諸國ヲ征伐シ、向フ所各威服シテ、已ニ七ヶ國ノ守護等幕下ニ属シ、鎮西ニ於テ霸業ヲ立タル、然處ニ其頃禪學ハヤリケレハ、義鎮モ是ヲ聞玉ハントテ、大徳寺ヨリ悦長老ヲ招下シ、臼杵ニ梵宇ヲ建テ、古則碧岩ニ心ヲ移シ、理外ノ別伝ヲ好トス、是ノミナラス、太守禪ニ入玉

へハ、諸方ヨリ邪義ノ僧衆來ル、先無辺ト云僧來テ、悦長老ニ法問ヲカケ、己カ名ヲ張ントス、又如露法師因果居士ナト云、空無ノ邪義トモ來テ、家中ノ若侍ニ教ヲ成ケレハ、國ノ風俗大ニ變シテ、堂社ヲモ破却シ、神モ仏モ吾身ニ在、堂社ハ皆偽ナリト云ケレハ、諸國是ヲ聞、大友殿ハ耶蘇ノ宗門ニ成玉フナト沙汰シテ、畔リ者

(7)

多シ、守護人等ニモ非義ヲ言掛、正道ヲ妄シケレハ、島津モ属モ在竜造寺ト一味スルモアリ、七ヶ國忽ニ敵國トナル、永祿五年大友義鎮、悦長老ノ剃刀ニテ髪ヲ薙、瑞峯宗麟ト申ナリ、悦長老ヲモ國師ニナシ、大徳寺ニ瑞峯院ト云寺ヲ經營シ、寺領ヲ付、則大龍國師ト号シテ此寺ノ開山トス、子息大友義統エ家督ヲ護ラレタリ、宗麟始ハ正直ニシテ礼讓アリ、臣下ノ善惡ヲ正シ、諫言入レテ心ヲ琢磨セラレケレハ、諸國皆德ニ懷ヌ、然ルニ如何心得ラレケン、放埒ノ氣生シテ臣下善ヲ云ヘハ惡ト聞、惡ヲ云ヘ善ト聞、世上ノ善ハ非ナリト高キ事ノミ宣テ、終ニ家ヲ喪レタリ、誠ニ後ノ大將タラン人ハ可考事也ト云々、以下略之、白記二卷曰、後白河院ノ御宇保元・平治ノ頃、勃魯々宗今吉支丹也雖來不_レ流布、又近代号喜利志檀、雖_ニ來靡_レ人慶長十五・六年間家康將軍擯出之故ニ皆帰_ニ呂宋・南蛮_ニ云々、耶蘇征伐記曰、人王百八代 後陽成御宇、永祿年中織田上総介信長卿、耶蘇宗門ハ正直ナル由被聞召及、然ルニ伴天連金銀珠玉ヲ持參テ、則遂ニ拝謁、仍テ江州安土ニ建寺、次ニ武府八町堀ニ寺ヲ建邪法ヲ説ントス云々、又曰、慶長十五・六年ノ間武州江戸ニ伴天連耶蘇養子ト云者來テ住ス後、其處ヲ耶_ヤ養子阿岸ト云、彼亦產後・產前小兒金瘡ノ療治スル事妙ヲ得タリ、医術ヲ以媒トシ、邪法ヲ廣メントス、故ニ彼力医療ヲ相伝スル者療治ヲ受ル者悉帰伏ス、加賀国切支丹不良乎ト云者金瘡外科ノ達人ナリシカ程ヘテ病死セリト云、又曰、肥前国高来郡に伴天連寺ヲ立置、邪法ヲ説キ人民ヲ傾趣セリ、依之諸人郡集ス、大坂天満橋の間堀ヨリ一町西久宝寺橋安

道寺橋ノ川堀ヨリ一町西耶蘇宗ノ寺ヲ立、貴賤男女參詣セリ、是ノミナラス、諸國蜂ノ如起リテ士農工商己カ作業ヲ捨テ馳走スト云、

耶蘇之邪宗禁制之事

人皇百八代 後陽成院ノ御宇ニ当テ、亂已ニ極テ治將ニ至ントス、慶長年間 照廟天下ヲ平均シ玉フニ及テ、我国ハ神國ナリ而ルニ、國ツ神ヲ尊敬セス、南蛮ノ異法ヲ信スル事謂ナシ、耶蘇宗ハ神儒仏ノ

(8)

教ニ異ナリ、邪義ヲ逞フシテ暴逆ヲ恣ニス、元来蒙古・黃巾ノ遺風西歐赤眉ノ残タリ干戈ヲ動カサスシテ、我国ノ人民ヲ傾ケ、終ニハ外邦ノ掌握タラシメント謀ト見ヘタリ、大罪是ニ過ヘカラス、時日ヲ移サス日本國中ノ伴天連ヲ悉ク求メ出テ南蛮へ追放スヘシト釣命アリ、慶長十七年達 獻聞天下一統ニ耶蘇宗ヲ改転ス、依之本多佐渡守・藤原正信嫡男同上野介正純教ヲ奉シテ之ヲ糺明ス、且大久保相模守藤原忠隣上洛シテ西洋耶蘇ノ宗門ヲ改、武門ノ侯伯、両三家彼宗旨タリト云トモ釣命ニ隨テ忽ニ改転ス、慶長六年辛丑十月、板倉伊賀守源勝重京都ノ諸司タリ、東宮記曰、同年秋、板倉四郎右衛門・加藤喜左衛門兩人ニ命シテ、令レ司「京都職」云々、板倉勝重台命ヲ蒙リ伴天連ヲ擯出シ、上意ノ趣ヲ演テ曰、連々殘暴ノ悪徒、其罪莫大也ト云トモ、寛仁ノ余リ斬罪ヲ御赦免在リ、悉本国ニ帰サル、重テ若來朝セハ當ニ嚴科ニ行ヘキ旨ナリ、蛮賊各頭ヲ低テ沈吟スル処ヲ一々ニ船ニ取ノセ、南蛮・呂宋エ帰帆セシメ、耶蘇寺ヲ尽ク焼払ヒ洛中・洛外ハ云ニ及ズ、遠國辺鄙ニ至迄、洩ル方ナク之ヲ改ム、又邪宗ニ染着シテ改宗ノ心ナキ者ヲハ儀ニ卷込、五條ノ橋ニ積置テ鉄杖ヲ以テ転々ト擲譴ルサレハ、耶宗ヲ翻シ別ノ宗旨トナル事ヲ転ト唱來ル事、彼宗ニハ蹠テモ転ト云事ヲ忌トナン故ニ、斯ハ計イキ如是譴責シテモ尚改サル者ヲハ肥前国長崎ヨリ船ニ乗テ南蛮國ニ追放ス、其時狂歌

転吹尺八竹ヲ切支丹儀ニ卷レ菰僧ニナル

制禁ヲ守リ、元ノ仏徒トナル者ハ本宗ノ寺僧其五人組ノ證文ヲ以、之ヲ糺改メ、尚又、邪暴止サルハ其國々ニ於テ、悉ク之ヲ嚴科ニ処シ忽外邦ノ塵ヲ払い、再神燈ノ油ヲ添ヲ是ニ於テ、万民邪慕ノ恐ナク、天下正直ノ政ニ

服シ、宝祚平安武威增長太平ノ御代ニ、遇モ是天恩ノ余沢也、征伐記曰、攝州高槻ノ城主高山右近友祥、天正十年壬午六月十三日、山崎合戦ニ先懸シ、明智光秀力兵士御牧左衛門手勢二百余騎戦死ス、此時右近、威ヲ顯ス、然トモ切支丹ニ屈執ス、親頼縁者種々諫言スレトモ転ハス、上意ヲ違背スルニ依テ西洋國ニ追放スヘキ旨命令アリ、内藤飛驒守是モ耶蘇宗ニテ高山同罪ニ處セラル、此外徒党ノ輩西洋國ヘ追放候旨ヲ

(9)

間宮左衛門長崎ヨリ難波ノ軍旅ニ参候シ委細言上ス、是慶長十九年寅十一月四日也、又曰、大相国秀忠公御教書召下安藤対馬守儲、酒井雅楽頭忠世・土井大炊頭利勝尊旨ノ趣諸國ヘ触仰ス、切支丹宗門ノ事脳ヲ碎キ髓ヲ割キ、急度穿鑿スヘキ旨、分國ノ廻文、其急ヲ打事速ナリ、然処ニ小笠原權之允参州羽豆村ニテ、五千石恩知仕タリシカトモ、耶蘇宗ニ執着シ、公禁ノ制法ヲ破リ、終ニ大辟死罪ニ当ラル、嫡男安芸守ハ上意ニ隨奉リ、本宗ニ帰復、依之父祖ノ跡職無恙給ハリ奉公ス、沛公ノ律令ニモ不義ノ父ヲ誅シ、忠功ノ子ヲ召使ト云リ、誠ニ賢聖ノ政ニ当ラル、明君ノ制禁ナリト云々、其外岡本大八・原主水、或ハ清安等ヲ始メ、丹羽光重ノ家士梅原大陸、泉州堺ノ累子、明石掃部力子十二郎等ノ類、耶蘇ニ帰シテ、諸ノ嚴刑ニ行ル、士民若干也、駿府政事録等ヲ引テ、詳ニ征伐記ニ載之、好事ノ人宜ク彼書ヲ尋ヘシ、二十年間ノ刑罰ニテ、事繫ヲ以略之、

今度筑前国大嶋にて捕る吉利支丹連入満同宿白状之覚

一いたかやうまといふ處に、吉利支丹宗門の頭はつはと云もの、國々ヘ伴天連を遣し、宗門ひろめ、其國はつはにしたかい候へハ、漸々に奉行を遣仕置致候、のひすはんにハ、呂宋其外國多くむさほり取、日本國ハ軍

にてハ、猶々難儀取、後生の為、宗門ひろめるとて伴天連を渡し、宗門大形ひろまりたる時分に中間にて軍をいたし、日本の他宗を打たいらけ、はんはにしたかへんとのたくらみにて候事、

(10) 来日本へ多く渡り申候、彼伴天連共派しへ申遣はんは、前にて日本をうばいだし取候処、はんはひろはんにハ、日本六十六ヶ国ヲ方大坂ヨリ東ハさむふらんしつこ、坂より西ハらんはにや、法ヲひろむへし、日本はんはに隨候ハ、右之通ふらん有間敷由、申渡候と異国にて専さた仕候事、

一伴天連を日本へ渡候事、数年にて候、此入目の金銀門派に帳を付置候に數百年過ても、日本はつはにしたかう時、右之入目面々派の旦那より取可申ための儀にて候、世界ある内ハ伴天連を渡し、宗門をひろめ、

日本を取可申覺悟にて候事、

一呂宋に日本人の伴天連四人有之由、壹人ハ豊後国加賀山隼人親類なり、

隼人ハ先年日本へ渡し可申由、呂宋にて我等に物語申候、南蛮伴天連い

ミんと申ものも、来年ハ渡り可申由、我等共に物語申候、其外日本人の子五・六千人呂宋にて、唯今、学問致させ、天川にても日本人の子十二人学問致せ、何も伴天連に取立、日本へ渡し可申由、年々伴天連多く

方々の国にて仕置申候、此者共速々に日本に渡し可申由、専沙汰仕候事、

一先年日本にて吉利支丹宗門ひろまり候時分、日本の出家に金銀を出し、吉利支丹宗門にいたし、其外日本のいるまん同宿ヲ、諸寺・諸山へ遣し、学問致させ、仏法・神道の極意を習ひ取、はつは方江遣し、南蛮口へ引直し、はんにおこし、國々の伴天連に遣し、学問いたし申候、何之道も法をひろめ、したかへんとのたくみにて候事、

未ノ九月

(11) 右ハ征伐記ニ載ル所ナリ、未ノ九月ハ何レノ年ニ当レルカ未考、此白状ニ依テ、侵ント伺フノ端タリ、尤嚴科ニ處セラル所至當セリ、誠ニ如是、邪志ヲ懷テ為レ之ヲ、譬ヘ老仏文武ノ教ストモ、即是我神國ノ逆賊ナリ、神罰何ゾ免レンヤ、慎テ神孫恩榮ノ沢ヲ蒙ラン事ヲ欲ル者ハ、心ヲ用機ヲ察テ、若邪宗ノ芽ヲ知ハ、速ニ訴上ルヘシ、サレハ熊沢氏モ此事ヲ患ケルカ、編集ノ中此ニ及ヘリ、集義和書十一卷曰、心友問、今ノ武士のよきと申ハ弓馬兵法嗜昼夜是にかゝり居れり、武芸も世中の用に立事ハなし、事ある時之心かけといふ斗なり、兵器ハ凶器なり、然ハ武士も遊民ならずや云、日本ハ小国にて金銀多し、異国ヨリ望といヘトモ、武国故取得す、武士の武芸を嗜ハ、国の堅固なれハ、遊民とハ云難し、武士ながら武道武芸の嗜なきハ遊民なるへし、問、吉利支丹改ハ異國の敵を防のふ事と承り、弓刀もいらす、人心ヲなびけて取謀と申伝ハ、六かしからんか、曰、然り此狄ハ外邪なれハ治し易し、吉利支丹ハ内病なれハ治し難し、此内病生する根本ハ、人心の惑と庶人の困窮によりり、迷とけ困窮止ハ根ヲ絶へし、仏法の後生の

耶蘇毒種復含二芽ヲ於天草ニ事
再犯赦サ、ルハ、法令ノ定ル所ナレハ、誰力之ヲ慎マサラン、サレハ我国數百年來ノ兵乱打ツ、キ、金華ヲ茵トテ、争戦暫モ止時ナク、庶民手足ヲ置ニ所ナク教化陵夷シ、壞乱已ニ極マリシニ、天運循環シテ、大凶一元ニ帰シ、天下渾テ
平治ヲ得、国土安全ノ化ニ浴シ、三光德ヲ明ニシ、四民葉ヲ安シテ天恩ヲ遥ニ蒼生ニ及事ヲ感シ、二十余年靜謐ニシテ、虞芮ノ訴自止リ、誰力鼓上

ノ苦ヲ扱シ、然ニ肥前国高来ノ郡有馬表ニ挺変アリ、農家再外邦ノ邪風ヲ起、我国ノ神制ニ背キ、百十代 女帝 院ノ御宇、寛永十四年丁丑堂ヲ樹テ、城ニ拠テ、終ニ天下ノ異乱ト成、干戈ヲ動シ、弓箭ヲ争依之西海東関ノ英雄ニ命シテ、之ヲ塵殺シ、彼邪宗ノ者ヲシテ、尽ク断滅セシム、其本末ヲ尋ルニ、是ヨリ先肥後国宇土ノ城主小西撰津守行長ト云人在、其身商家ヨリ出テ、強暴佞姦ニシテ、故太閤秀吉公ノ魁将トシテ、采邑廿五万石ヲ領シ、度々ノ戰功ヲ顯シ、且、命ニ隨テ、朝鮮国ニ攻メ入テ、屢勇猛ノ威勢ヲ震イ、其声和漢ニ鳴ル、曾テ南蛮ノ邪宗ニ帰シテ、我国ノ正道ヲ失イ、神殿ヲ碎、却シテ社司ヲ切害シ、仏門ヲ打破シテ、靈像ヲ炎滅シ、邪暴ヲ極メ、貧惡ヲ恣ニス、加レ之去ル慶長五年石田治部少輔三成ニ与シ、照廟ニ叛テ、美濃国閔原ニ軍シテ、兵刃ヲ接ヘ矢石ヲ争ケルニ、忽神罰ヲ蒙リ、一戦ニ狼狽シ、遂ニ擒トナリ、縲絏ノ辱ヲ懷テ、六条河原ニ於テ、誅ニ伏シ、首ヲ獄門ノ木ニ曝サレ、居城ハ同國熊本ノ城主加藤主計頭藤原清正ニ攻取レ、忽其家系ヲ失エリ、昨ハ、肥後半国ノ領主トシテ、威勢ヲ天下ニ振シモ、今ハ郊原一場ノ朽骨ト成テ、汚名ヲ世上ニ遺ス、信ナル哉、積悪ノ家ニハ必余殃アリ、天罰少時モ免レ難キ事ヲ、孰力是ヲ鑒サルヘケン哉、斯テ小西家ニ於テ、名有勇士ハ清正是ヲ按撫スト云トモ、行長ニ志深者トモハ、其招ニ慮セサル族モ有シトカヤ、中ニモ大矢野権右衛門・千束善右衛門・大江源左衛門・森宗意・片山善左衛門ト云、五人ノ兵士在何レモ度々ノ武功ヲ見シ朝鮮陣中ニモ相従イ屢力戦シテ軍功有シカハ、行長太タ之ヲ愛厚賞シテ眼近セシム、依之彼等五人潜ニ料リ亡主ノ志ヲ繼テ邪宗ヲ再興セシ事ヲ欲シ跡ヲ晦マシ、同國天草郡大矢野千束ナト云村落ニ蟠屈シテ密々同志ヲ相催ス、爰ニ又大矢野甚兵衛好次ト云者アリ、壯年ノ昔ヨリ是モ行長ニ仕エテ祐筆ヲ勤メテ近習タリシカハ行長大小ノ用事ヲ計イ其志ヲ合テ邪宗ノ意味ヲ耳シテ甚恩惠ヲ蒙レリ、然ルニ主人滅亡ニ及テ節ニ死スル事ヲ免レ、同國宇土郡恵部邑ニ身ヲ潜メ、農業ヲ事トシ

(12)

テ三十年ノ春秋ヲ送リケルカ、孰人世ノ浮沈ヲ案ルニ官位俸禄ヲ求ルモノ後代ニ遺サン為ナリ、而ルニ我空ク歲月ヲ送リテ区々ノ中ニ已ニ六旬ノ流年ヲ誤ル行末ナヲ幾許ノ樂カアラン、然レハ一生ヲ乘麻ノ間ニ終テ後榮ヲ子孫ニ伝ヘサラン事ヲ恨テ朝暮心ヲ苦メ常ニ天下ヲ覆シ草創ノ功ヲ立シ、其ヨリ中國ニ討入大坂ヘ攻上リ坂東勢ヲ引受ケ雌雄ヲ争イ運ヲ立トコロニ開ント思立コソ過分ナレ、是ヨリ邪志時ヲ追テ增長シ寝食ヲ忘レテ之ヲ思惟シ、天草郡大矢野村ノ農民ニ縁ヲ求メ交リヲ結、此宗門ニ引入レ夫ヨリ我子ヲ生知奇妙ノ天使ナリト称シテ所縁ノ者ニ流言セシム、且大矢野権右衛門及片山善左衛門等ノ五人此宗ニ染着スル事ヲ好次探リ知テ大ニ悦、彼等ニ近付睦交リ親子兄弟ノ盟ヲナシ、終ニ宗旨ノ蘊奥ヲ相議シ、好次愛子四郎カ才智ヲ語リケルハ夫天運ハ循テ止ラス、時勢已ニ至レリト覚テ吾法ヲ天主冥助アリ木澤ノ天下ニ遍滿セント欲ルヤ、四郎ハ必天使ナラント見ヘテ一ヲ聞テ十ヲ知宗旨ノ秘極ヲ会通シ天陽地陰ノ理ヲ弁ヘ、風雨昼夜ノ節ヲ察シ人ノ真偽ヲ見知事明鏡ニ向カ如シ倡サヤ此子ヲ伴天連トシツニ日夜ノ会談間モナク言ヲ聞テ心ヲ察シ密ニ同心ヲ相求彼等カ詭遇ニ誑カサレ

法華ノ僧愍信スラ、尚此宗門ニ立入レハ、其余ノ愚民ハ云ニ不及、彼西域ノ教主度生ノ為、四十余年ノ方便モ、四海ノ賊徒誣^{ヒツム}民ヲテ、六・七ヶ月ノ謀計モ争カ、サノミ劣ヘキト眉ヲ顰^{ヒツム}ル人多カリキ、元來宇土・天草ハ小二及テ節ニ死スル事ヲ免メ、此宗ニ帰セシ処ニ天下一統ノ禁制ニテ、無是非転宗

門ヲ裏ニ誰ニテモ時ヲ得テ、再宗風ヲ扶起スル人モカナト、民衆挙テ願フ折節ナレハ、恰モ激流ニ棹スカ如ク、之ニ隨者少カラス、而レトモ、國禁ヲ憚リ、表ニ之ヲ行フ事ナク、外相ハ一向真宗ノ体ニテモナシ、深ク心底ニ秘シテ、更ニ其色ヲ見セス、潛ニ深江辺ノ村々ヲ巡リ農家ヲ勧メ往日彼宗門ヲ転ヒケル者トモヲ如レ元、邪宗ニ再入セシメント相催ス、從來我国ノ國タル道、神明ノ明ナル徳ヲ弁ヘキ農民モアラサレハ、皆咸ク心ヲ傾相誘テ、各私ニ信仰ス、是凶変ノ芽ニテ、卒ニ國家ノ騒動トナリ、神武一ヒ震テ邪宗ノ種ヲ断絶シ、天下ノ穢塵ヲ掃イヌ、或說ニ其頃天草領大矢野村ニ益田四郎時貞トテ今年十六歳ニナル、父ハ益田甚兵衛好次トテ小西摂津守ニ仕ヘシ者ナリ、行長滅亡以來浪人ニテ、多年彼村ニ令居住、密々切支丹ヲ勧ル伴天連ナリ、四郎前兼肥後熊本城主細川ノ家中須佐美半之允ト云者ノ方ニ、兒姓奉公ヲ仕ト云トモ、學問ヲ志、暇ヲ乞テ、父ト一所ニ有、宗門ヲ勧ム、今年ノ秋頻ニ宗門ヲ勸メケルニ、類門ノ輩皆々四郎ヲ尊テ天人ト称ス、四郎學問ノ程ハ何事ヲナシケルカ相知ル者ナシ、種々ノ妖術ヲナシ、彼宗門ノ諸書ヲ説テ、勸ケル様ハ、頓而切支丹ノ世ニナルヘシ其証拠ヲ見セントテ、虛空ヨリ鳩ヲ招キ手ノ内ニテ卵ヲ生セ、ソレヲ割テ中ヨリ切支丹經文ヲ取出シ諸人ニ見セ、或ハ竹ニ雀ノ止リ居タルヲ枝折ニシテ之ヲ見セ、一宗ノ者ニハ之ヲ渡スニ雀不レ飛、他宗ノ者之ヲ取ントスレハ雀忽飛去ル、又天草ト有馬ノ間ニ湯嶋アリ、此海上ヲ陸地ノ如ク、四郎歩^{ワタリ}ニス、如此ノ類ヲ以テ、諸人ニ目ヲ驚カサス、故ニ皆四郎ヲ感心スト云、一説ニ曰、甚兵衛天下ヲ覆サント謀テ、切支丹一揆ヲ催ストノ儀、附会ノ説タランカ、只一向ニ切支丹ニ深ク着シタルナラン、若又右ノ如ク天下ヲ心カケタル事実ナラハ、狂乱人乎、

毒流遂溢^三于島原^一付作^二伴天連未鑑^三誑^一鄉民^二事

(13)

茲ニ其頃、肥前ノ國高来郡島原ノ城主松倉長門守從五位下勝家_{又作重次所々本々}

トス、寛永十四年ノ八・九月ノ頃ヨリ島原ノ人民、當年ハ世間スイソ也ト専ラ流言ス、スイソトハ、南蛮耶穌ノ語ニテ、甚心ハ世ノ中一変シテ、諸人皆鬼利支丹ニ相成ヘキ、前表ナリトナン、斯テ五賊相議テ、昔楠正成天王寺ノ未來記ト唱ヘ、謀書ヲ作テ諸國ノ味方ニ力ヲ付、勝利ヲ得タリシ軍慮ニ習、一篇ノ文ヲ綴リ、鄉民等ニ密ニ読聞ス、其文ニ曰、

諸民ノ頭ニ久留守ヲ指シ、海鄉山野白旗靡天主尊時至可也ト云云慶長年間、南蛮國ノ伴天連帰帆之節書置未鑑也、向年五々ノ曆數ニ及、日域ニ善童出生テ、不習諸道得通テ、東西雲燒古木花咲、其時天草上津浦ニ居住アリシ、伴天連御制禁ニ任セ、帰帆シテカヘラレケルヲ証テ曰、今此末鑑ヲ考ルニ、當年ハ二十五ノ曆數ニアタリ、慶長十七年天草上津浦ニ居住アリシ、伴天連御制禁ニ任セ、帰帆シテカヘラレケル時、此書ヲ記シ置玉フ、夫ヨリ廿五年ニ相当ル、尤不思儀ナル書ニテ、向年トテ段々向フノ年ヲ、早知テ書置レタルニ、一点モ違ハサル事奇妙也、能々信心ヲコラシテ承レ、日域トアルハ、此日本ノ事也、善童出生トハ是天主ノ使ニテ、今大矢野甚兵衛ノ子息ナリ、此人少モ書面ニカワラス、未タ習スシテ能、此宗門ノ奧儀ニ至、學問ヲ極メ、文字ヲ知リ、諸芸ニ通達シテ、峩々タル岩壁、海ノ面ニモ馬ヲ馳セ、天ヲ翹リ地ニ隠ル、變化無穹妖術ヲ得タリ、サテ又近頃東西雲ノ焼ル事、各眼前ニ見ル所ナレハ、釈二不及、又古本ニ花咲トアル、是天主御恵ノ深事縦イ枯タル木ナリトモ、花咲ヘキトノ御告ナリ、即大江カ庭ノ櫻ヲ見ヨ、片枝枯シガアノ通り不時ニレハ此書ノ教ニ任セ、大矢野四郎ヲ大將トシテ、之ヲ仰キ尊ヘシ、程ナク

蛮国ヨリ日本ヲ攻取ル時節トナリ、諸民ノ頭ニ久留守ト云物ヲ指テ相隨イナハ、海山村里一面ニ白旗ヲ翻シ、天主尊モ此国ニ現レ出サセ玉ヘキ時至ラントノ未鑑也、如是奇妙ナル宗旨ナレハ、誰カ疑イ可レ不レ感、此宗門

ニ立入ル輩ハ、各家富繁冒シテ、榮華ノ種ヲ設クヘシ、元来昔日ノ耶蘇宗

ニ立復ル人々ハ、弥富貴無限喜悅ノ眉ヲ開ヘシト、掌ヲ指方如クニ勸メシカハ、土民等奇異ノ思ヲナシ、各五賊力下知ニ隨イ、專ラ邪宗ヲ感心ス、予メ邪法ヲ守リ、外面他宗ト詐リ居シ、鄉民トモ時ヲ得タリト、大ニ悦類ヲ誘イ他ヲ勸メ、今ハ早晚憚ヲ忘、一向ニ押出シ、彼宗ヲ崇ル族モアリキ、或人曰、右ニ載ル所末鑑ノ文義不詳、尤農民ヲ欺謀ノ一端ノミナレハ、強テ論スルニ不足、東西雲燒ト云事、定テ是凶乱ノ兆アリテ、冬天ニ火雲出タル乎、白旗靡ト云ハ兵乱ノ機ヲ移テ云レ示カ、又、久留守ト云事モ相通セサル義也、此等ヲ農民相通シテ、信服セシ事不審也ト云、答曰、

曾テ聞ケルスト云ハ蛮語也ト、此レ蛮人彼宗旨タル者、常ニ頭ニ指所ノ飾也、飾之者ヲ以、蛮人ノ目印トス、故ニ今此書ニ諸人ノ頭ニクルスヲサシトアルハ、悉ク之ヲ指テ、蛮賊タラシメントノ義ナルヘシ、征伐記ニクルスノ形容ヲ図スルト云トモ、未タ何ヲ以之ヲ製スル事ヲ詳ニセス、東西雲燒トアルハ、其頃西天ニ赤氣アリシト、伊蒿子ノ書ニモ見ヘタリ、白旗ノ事ハ、兵機ヲ写セシ事モ有ヘシ、而レトモ亦肥後国阿蘇山上ニハ、実ニ其年白旗数ヲ不知現タリト也、世ニ伝フ、好テ怪ヲ語ルヘキニ非スト云トモ、天下ノ治乱国家の興廢ニ係ル時、天祥地妖アリテ、予其吉凶ノ端ヲ示ス事古今其例少カラス、是故ニ今ノ外邪漸便リヲ伺フ事ヲ、辱クモ天ノ神之ヲ報シ玉ヘリ、然ルヲ下愚ノ農民、彼五賊ニ誑サレ却テ之ヲ邪宗発興ノ祥瑞也ト惑テ、不覺蛮賊ノ暴風ニ偃ス、豈其愚迷ノ甚キニアラスヤ、世澆季ニ及ヘトモ、日月何ソ不レ明、日月ヲ失セスレハ、我国何ソ外国ノ穢

塵ヲ容ン、是ヲ以人民ノ心ヲ驚シ、正道ヲ守ラシメン為ニ、神明予メ其凶瑞ヲ示シ、天変地妖アリシナルヘシ、神明若此凶災ヲ穢ヲ忌玉ハスンハ唯患フラクハ、愚民是ヲ曉ラス、終ニ暴逆ノ罪ニ沈ミヌル事ヲ、如是外邪凶変ノキサシアリト云トモ、天地神明ノ徳ヲ仰キ、其高恩ヲ忘ルヘカラスト云々

伊蒿子述作ノ閑際筆記曰、寛永中ニ肥前国島原耶蘇ノ兵將ニ起ントスル時、毎日午ノ後、西天ニ赤氣在、火熾ホノヲノ如シ旋テ中天ニ及、西京東武皆シカリ、余時ニ弱冠京ニ在テ、日々之ヲ見タリ、按ルニ、東晋安帝ノ時、和龍城ニ赤氣アリ、四塞日ヲ蔽フ、太中令張穆燕王ニ言テ曰、此兵炁ナリト、和龍遂ニ陷タリ、天變ノ古今不違事、其如此歟ト云云、

寛永治迹卷之一終

寛永治迹卷二

嶋原ノ耶蘇立暴逆之色事

植木桑野潜逃去口津事

左志木表補天主画像誑鄉民付切害諸鄉官事

松倉人數擬渡有馬表事

松倉長臣重發軍勢事、付深江村接戦事

賊徒俄攻島原城、付櫻山安正事

寛永治迹卷二

鳴原ノ耶賊立暴逆之色事

邪宗ニ帰スル者市ノ如ク、滔々トシテ不絶五賊相議シテ、隠謀シ怡合ル事限ナシ、斯テ五賊等申ケルハ、來ル十月十五日頃、天地モ震イ動程ナル不思義有テ、宗門繁昌ノ基トナルヘシ、汝等其時少モ驚騒事勿レ、必是繁栄

ノ前表ナリト、一々ニ云聞ス、郷民何モ怪ク思相待ケルニ、果シテ十月十五日ノ夜ニ入テ、俄ニ切支丹ニ立反、卒ニ暴逆ノ色ヲ見セリ、其故ハ肥前国高来郡口津村ノ庄屋甚右衛門ト云者、同郡小塙村ニ至リ庄屋久兵衛ヲ訪イ、農桑ヲ説了テ、酒茶ヲ弄シ、夜話相熟シテ已ニ及レ深更家人皆炉辺ニ熟睡ス時ニ、久兵衛密ニ申ケルハ、倩世間ノ行粧ヲ觀ルニ、領主地頭ノ作法モ古ニ替リ、家老代官モ欲心深民ヲ惱シ、農ノ時ヲ妨テ、夫役ヲ烈フシ、一寸ノ窓ヲ開、一人ノ骸ヲ葬ニモ運上ヲ重クシ、内検ノ地詰ニ納所ヲ過分ニシ、四・五年ノ間ニ牛馬ヲ売、妻子ヲ質トシテ落涙袖ヲシホリテ之ヲ納レトモ、心ニ不レ任、勘定ノ期ヲ過セハ、獄屋ヲ不出シテ及餓死、身ノ成果他国ニ走ントスルモ不叶、領主ハ民ノ父母トコソ

(17)

聞ツルニ、聊慈愛ノ色ヲ見ス、如是ナラハ、我等程ナク家業ヲ失イ、山野ヲ栖トテ、薇ヲ采葛ヲ掘テ、露命ヲ維ク便トシ、一生ヲ送ラント欲トモ、争力凍餓ノ難ヲ避ン、其辛苦ヲ忍ンヨリハ寧伴天連ニ隨テ、天主普救ヲ憑シニハ不レ如ト語リケレハ、甚右衛門怡然トテ点頭シ、サレハ往日ノ領主モ受納ハ尚強カリシカトモ、今ノ如ク諸民ノ困窮ニハ及ハサリキ、当主ノ苛キ政ヲ看ルニ、甚以法ニ過タリ、片時モ安心ナク、薄氷ヲ踏テ、深キ淵ニ臨ムトモ、何ゾ今ノ心ニ勝ヘキ、其上此宗門ヲ公義ヨリ深ク悪玉イ^{ヤセ}ムヘシトモ、之ヲ改罪ニ沈ム事、度々ニ及ヘリ、而レトモ、尚信心ナルハ、自國ヲ改レハ他邦ニ潜マリ、他国ヲ改レハ自國ニ隠シ、當時ノ難ヲ遁ケルニ、何人ノ計ケン天下一統ノ禁制トテ、洩ル方ナク撰索アリ、身ヲ隠スヘキ所ナシ、志深人ハ死罪ニ行シ、或ハ偽テ他宗トナリ、當難ヲ避ルトイヘトモ、根ヲ絶テ葉ヲ枯サントノ制法ナレハ、宗門ノ徒多ハ、住所ヲ捨、途方ヲ失フ、我トテモ不鳥不魚、イカデカ雲ニ翔リ、水ニ藏シテ免事ヲ得ン、徒ニ心ヲ苦シシテ、已ニ半白ノ齢ヲ誤ル、余年タノミモナシ、而ルニ今、將軍家御他界ノ事ヲ深ク隠スト、灰カニ聞、御辺若同心セハ、宗

門ヲ再興シ、領主代官之ヲ尤メバ、悉ク切害シ、寃原城ヲ攻取テ、日來ノ遺恨ヲ晴シ、近国ニ働入テ、九州ヲ討従ヘ、妻子ニ榮花ヲ施スヘシト云ケレハ、久兵衛相悦テ一同シ、大矢野甚兵衛方ヘモ私ニ相通シ、然々ノ旨ヲ示シ合セ、互ニ邪志ヲ相励ス、依之十月十五日、高来郡在々所々ノ士農工商一統シテ、耶蘇宗ニ立復ル、押出シテ宗旨繁昌時ヲ得タリトサ、メキス、斯テ同十九日口ノ津村落ニ於テ、農民百余輩相集、邪宗門ヲ起ノ由風聞アリ、彼地ノ代官山内小右衛門其子馬之助父子トモニ、口ノ津ニ在折節、馬之助其辺ニ遊宴シ、此事ヲ伝聞テ、急還リ父ニ向テ、此由ヲ告、小右衛門驚速ニ村々ノ庄家ヲ呼テ大ニ叱シ、天下制禁ノ邪宗タリ、急度之ヲ停止スヘシト云、庄屋何レモ平伏シ、退出セシカ、重テ來リ告テ曰、我等貴命ヲ奉リ立帰リ、百姓等ニ稠ク之ヲ示ト云トモ、一人モ肯テ承引不仕、此上ハ何様ニモ計イ玉ヘ、我々力ニハ及カタシト訴シカハ、小右衛門不易思イ、一存ニ不能シカハ、同役安井三郎右衛門近村ニ在ケルヲ訪テ之ヲ相談ス、安井モ又決断ナカリシカハ、山内

(18)

遂ニ寃原ノ城ニ至テ、右ノ趣ヲ長臣等ニ相達ス、家老岡本新兵衛^{千三百石又}新蔵、多賀主水・田中入道宗夫等大ニ当惑シ、如何ニモシテ光隱便ニ事ヲ鎮ムヘシト議定シテ、諸役人ヲ差廻シ、無異ヲ計ルヨリ外ハ思慮モナシ、信ナル哉、古人ノ語ニ兩葉ヲ制セサレハ、終ニハ斧柯ヲ用ルニ至ルト云事ヲ、豈之ヲ思ワサルヘケンヤ、

植木棄野潜逃去口ノ津事

其頃ハ松倉家ノ役人植木李之允棄野八兵衛ト云者、田村ト云在所ノ蜜柑ヲ取セ、東武へ献上ノ裁判トシテ、口ノ津ニ在シニ、斯騒動ニ及ケルカ、勝家連々扶助アリシ浪人山田右衛門作ト云画工、其辺ニ住居セシカ、密ニ彼兩人カ仮宿ニ來リ告ケルハ、今度近郷ノ農家悉皆耶蘇宗ニ立復リ、蜂ノ如クニ起テ、領主代官ノ禁制モ用ルニ不足、剩工所々ノ代官押ヘノ役人ヲ

始、此宗門ニ立入サル面々ハ、御辺達ヲモ尽ク切害スヘキ企ナリ、若宗門ニ志アラハ各別、左モナクハ長居ハ恐アリ、急キ鳴原ヘ帰ラシテ、可然ト云私ニ曰、山田ハ元有馬家ニ仕浪ニシテ、今松倉家の扶助ヲ受ケ、邪宗ニ与ミシテ、一方ノ頭ト成、然ルニ今、其企ヲ二人ニ内通シ、後ニ籠城ノ時モ有馬家ニ内応シ一命ヲ助ル、若正兵ナラハ、何ソ賊ト成テ城ニ籠ン哉、又邪心アラハ、豈内応センヤ、敵カト見レハ、味方松倉ノ旧臣カト見ハ、有馬ノ譜代ナリ、何レ信義ナキ者歟、又、口ノ津ノ庄屋次郎兵衛モ彼等ト相睦ク、流石殺ンヤ、忍ヒサリケン、私ニ語テ、然々ノ旨ヲ告ケ、此上ハ当所ノ滞留ナリ、急帰ラルヘシ、最早本道ハ通スマシ、山中ニ柴薪ヲ運小ノ間道アリ、今宵潜ニ逃去玉ヘ、我等見送リ申サハ、同宗ノ者定テ不審ヲナシ、各ノ立退レタルヲ知テ、前後迷惑ニ及ヘシ、某ハ跡ニ残リ、可然計ワン愚妻ヲ案内トシテ、急キ退ルヘシト、チニコロ二之ヲ勧メケレハ、兩人モ是非ニ不及、彼等夫婦ガ情ヲ感シ、庄屋ガ妻女ヲ郷導トテ、夜ニ紛、鰐魚ノ口ノ津ヲ逃出テ、タトルく漸クニシテ、亥ノ刻ハカリニ有江村ニ落着テ、彼郷導ノ女ヲ再拝メ、之ヲ帰シ所之代官村田作右衛門之ヲ聞テ、我等今各ト共ニ退ナハ、此村中之者モ亦、我意ニ誇ルヘシ深江村ノ代官白石市郎右衛門、相良金左衛門ニモ知セテ、宜ク相計ヘシト答フ、李之允・八兵衛ソレハ其方勝手次第ニ

(19) セラルヘシト云捨テ、十月廿一日鳴原ノ城下ニ立帰り、右之趣ヲ長臣等ニ訴シカハ、速ニ鎮制スヘシト、郷官ヲ諸処支配地工差遣シ、且又、同廿三日、長臣等ヨリ諸家中ニ示ケルハ、在々所々切支丹ノ者トモ狼藉ヲナスニヨリ、之ヲ靜謐スヘキ為、不図人数ヲモ押出儀モ可レ有レ之、各内用意セラルヘシトソ触タリケル

左志木表補天主画像欺郷民付切諸代官事
同郡有馬村ニ、左志木作右衛門異本ニ作左衛門ト云農夫在、内心ニ邪心ヲ守

リ、天主ノ画像ヲ深ク秘シ、朝暮ニ密ニ持スル由ヲ、五賊ハルカニ探知リ、是究竟ノ方便也ト、潛ニ左志木ヲ招寄、然々ト其詭謀ヲ授ケ、新ニ画像ヲ牀カツニ掛、近隣ノ民ヲ招集メ、不思議ヤ此尊像一夜ノ内ニ、自然ト表具現レ玉フ、此只事ニ思ワレス、但我家内ノ者ハ云ニ不及、誰ニテモ此尊像ヲ表具シタル人アリヤト穿鑿スルニ、皆々アツト感シテ、我ソト答ル者モナシ、左志木掌ヲ拍テ、三度礼拝シ、諸ハ誠ニ我平生不怠、此尊像ヲ崇恭シ、深ク信仰スト云トモ、世間ノ人目ヲ憚リ、表具ヲ憑ヘキ便モナク、此事常ニ心ニカヽリ、思イ煩フ、信心ヲ早ク感通シ玉イ、如是ト覺タリ、正是天主普救ノ御靈験、實ニ新ナル利益カナ、有難キ宗旨也ト感涙ヲ拭テ敬イケル、是ヲ聞キテ一座ノ愚民不覺アツト感信シ、皆一同ニ礼ヲナス、此事ヲ語リ伝ヘスワヤ左志木カ靈像コソ一夜ノ間ニ、新ナル表具俄ニ現レ、奇妙也ト云程コソアレ、近里遠村ノ農民等男女老少ノ差別ナク聞伝工候、我先ニト群集シ、踵ヲツイテ拝見シ、供物ハ山ノ如クニシテ往来殆絡繹タリ、松倉家有馬村ノ代官林兵左衛門之ヲ聞、大ニ驚キ駆来リ、群ル男女ヲ追散シ、天下ノ禁制ノ邪法ヲ弁ヘス、甚以奇怪也トノヽシリ、天主ノ像ヲ見テ牀頭ヨリ引下シ、揉破テ火ノ中ヘソ投込ケル、早ク雄ノ健民之ヲ見テ、勿体ナク代官力挙動哉、其科何ソ逃ヘキ打殺シテ捨ヘキト、捧持ヲ手々ニ持、大勢前後ヲ取包ム、代官弥怒テ、推參ナル奴原一々ニ撫切ニセント腰ノ刀ニ手ヲ掛ル、健民是ヲ事トモセス、ソレ物イ云セント上カ上ニ重リ寄テ、十方ヨリ打カケシカハ、多勢ニ囲レ兵左衛門

(20) 遂ニアエナク討シニケリ、五人ノ賊徒大ニキヨイ、農民等ニ謂テ曰、即是宗門繁昌ノ基ナリ、吉兆之ニ過ヘカラス、何レモ之ヲ監カミトセヨ、少シモ異義ニ及ナハ、皆如是忽ニ天主ノ御罰ヲ蒙ヘシト申聞テ、夫ヨリ弥一同シ、

次第二くニ相催ス、箕田氏意貞述作ノ鳴原記ニ曰、寛永十四年春ノ頃ヨ

リ、家光公折々不例ノ由ニテ、御表ニ出御希ニ有レ之故、下々ノ取沙汰ニハ、若君様モ今ニ御座ナク、御懷胎ノ御沙汰モ無レ之間、尾張左兵衛督殿光義卿後号大納言光友卿ヲ御養君ニ可被遊哉ナト、風説イタシ候、今年十月十五日鳴原領上総村寿庵ト云者ノ方ヘ益田四郎ヨリ廻状ヲ遣シ、村々へ切支丹復宗ノ義ヲ勧ルニ付、寿庵ヨリ廻ス状ノ写

益田四郎上総村寿庵殿遣状

態と申遣候、天人あまくたり被成候せんちよふむハ、ていうす様ヨリ火のすいちよ被成候間、何者成共きりしたんニ成候ハ、こ、へ早々可有御越候、村々庄屋おとな早々御越可有之、鳴中此状廻シ可有之候、せんちよ坊にても、きりしたんに成候ハ、可被成候御免、恐惶謹言、

丑十月十五日

右早々村々へ御廻し可被成候よし申入候、天人御使ニ遣申候間、村中之者に御申付可被成候きりしたんニ成候ハ、日本六十六ヶ国共に、ていうす様ヨリ御定め候而、犬へるのに踏込可被成候間、其分御心持可被成候、天草之内大天野ニ此中被成御座候四郎様と申人ハ、天人にて御座候、ここもとに御座候間、其分御心持可有候、以上、

又一紙

上総村寿庵と申人も、則天人の御供被成候間、寿庵手前ヨリ先々へ遣申候、日本之將軍益田四郎家縁と申候由ニ御座候、以上、
鳴原領ノ南有馬村ノ庄家次右衛門力弟角内、北有馬村三吉兩人先年御制禁ノ刻、隠置シ切支丹画像ノ本尊ヲ取出シ、已カ家ニカケ置、今十月廿二日ヨリ復宗ノ者ヲ集メ拝セケル、此事鳴原城下ニ聞ヘ、天下一統ノ御大禁ニ候間、早々仕置申付ヘキ旨、松倉長門守留守居ノ家老ヨリ代官本間九郎左衛門・林兵左衛門ニ申付、有馬村ニ差越ケル両人参り見ルニ、邪宗ノ紛ナカリシカハ、鳴原ヘ注進スル

家老中申談、古參ノ足輕市川平兵衛・松原太兵衛・尾中平左衛門、彼是二十人小早船ニテ有馬村へ漕付時刻不移、角内・三吉妻子トモニ、都合十六人ニ繩ヲカケ、鳴原へ引連、同廿五日ノ朝、禁獄申付、上総村小浜村ヘモ代官差遣シ穿サク申付ル、角内・三吉捕ヘラレケルヲ、類門トモ無念ニ存シ、一揆ヲ起シ、同廿五日巳ノ刻、南有馬村岡ト云所ニ於テ、代官林平左衛門ヲ殺害ス、本間九郎左衛門ヲモ殺サントセシ所ニ、北有馬村庄屋長助、日來九郎左衛門目ヲ掛ケシ者ニテ、其上切支丹ニ志無之故、已カ弟一人・子一人九郎左衛門ニ付添落サント相談セシニ、一揆トモ道筋ニ番人ヲ付置改ケル故、通リカタク、別々ニ成テ、長助カ弟ト子二人ハ、有馬村ヨリ温泉ヲ通ラセ、鳴原へ差越ス九郎左衛門ヲハ、北岡村ニ鉄砲屋大膳ト云者、切支丹トハ見サル間、此者ノ方迄落行セント計リテ、同日申ノ下刻、遠干潟ノ波打際ヲ、九郎左衛門主従三人忍テ落行ケル処ニ、天草浦ヨリ絵像拝ニ来リシ百姓トモノ乗捨シ舟ニ乘テ、有馬村立石ノ沖ト云処マテ落行ケルト云、去程ニ邪宗ノ者トモ評議シケルハ、如レ是露顯ニ及、且代官ヲモ打殺ケル上ハ、我等其罪遁カタシ、所詮人ニ先ヲ超サレンヨリ、速ニ発スルニ不如ト一同シ、遂ニ其色ヲ立テ、代官林兵左衛門宅ニ押寄ル、思モヨラヌ事ト云、主人ハ已ニ討レヌ、可防様もナク、周章迷フ処ヲヒタヽト打入リ、妻子ヲ尽ク殺害ス、其ヨリ近郷ノ農民、弥邪心ヲ狹ミ、強暴熾然ニテ、直ニ北有馬ノ横目室加兵衛切害シ、鳴原ヨリ瓦ヲ積ニキタル船頭人夫十五人ヲ殺シ、小浜深江ニテ、代官高橋武左衛門同所一本口ノ津ニテ、代官安井三郎左衛門小浜一本口ノ津ニテ、山内小右衛門等力住処ニ々ニ押寄テ、松倉方ノ上下七人之ヲ切害ス、其外諸社ノ神職地下ノ僧侶ニ至迄、少モ違背ノ色アレハ、悉ク討果テ、前代未聞ノ挺変也、

松倉人數欲レ渡^二海於有馬表付還船事

林兵左衛門耶賊ノ為ニ討レケル旨、十月廿五日酉ノ刻ニ、鳴原ノ城ニ注進在、留守居ノ長臣驚然トテ、速ニ誅伐スヘシト相議シ、家老岡本新蔵・多

賀主水ヲ大將トテ、士三十余人打出テ、即時ニ有馬表ヘ押渡ル、暗夜海上ヨリ遠望スルニ、有馬浦ノ磯辺ニ、賊徒鉄炮ヲ配リ切、火繩ニテ大勢ヲ驅催シ、岸ニ連、待掛シハ、蒼天ノ星斗ヲ

(22)

見ルカ如シ、又彼地ノ寺院、耶宗ニ隨ハサル者ノ家ニ火ヲ放、焼上ル余烟アタリヲ払テ、其勢煽然タリ、新藏・主水之ヲ見テ驚テ曰、此猛勢ニ向テ、吾等陸地ニ上ルトモ、無人數ニテハ叶カタシ、且根城ヲ敵ニ乗取レテハ弓矢ノ恥辱也、一先引取テ事ヲ討ヘシト、諸士ニ其旨相示シ、直ニ舟ヲ還サントス、若キ輩ハコ、ロウク思イ、岡本新藏農民ニ怖レ、臆病神ノ付タルニヤ、敵ノ旗色ヲモ見ス、引退ハ平家ノ軍勢水鳥ノ羽音ニ驚逃タルニ不レ異ト之ヲ誹謗スレトモ、兩人更ニ聞ヌ顔ニテ、急キ城中ニ引取、重テ軍勢ヲ促シ、陸地ヨリ押寄テ踏漬スヘシト下知シテ已ニ舳艤ヲ立直シケル処ニ、有馬ノ郷官本間九郎左衛門又牛嶋久太夫走舟ニ乗テ、彼地ヲ立退ケルカ、新藏カ舟ニ漕寄テ、賊徒夥ク起テ、強暴当リカタシト告ク、依之諸士卒、弥帰船スヘシト指揮シテ、新藏ハ松葉ト云走舸ニ乗テ、先立テ鳴原へ着岸ス、則船場ニ人数ヲ立テ、左右ニ大身ノ長柄ヲ二十本立サセ、篝ヲ焼テ、諸士ノ帰船ヲマツ、已ニテ舟トモ悉ク揃シカハ、城内ニ引入ントス時ニ、新藏不知テ曰、敵不図足下ヨリ可レ出モ計カタシ、市店ヨリ渾テ行燈ヲ出ベシト相触シカハ、市中家々ヨリ之ヲ排出ス、燈花町内ヲ照シテ白昼ノ如シ、唐朝上元ノ萬燈先年ヲ照スカト怪マル、諸士ハ二行ニ列歩シ、家僕ヲ中ニ立テ押行ク、縱ヒ不意ニ賊徒突來テ相戦ヒ、人數少々討ル、トモ隨分切抜、一人ニテモ城ニ入ルヘシト下知テ、事故ナク未明ニ城中ニ引入ヌ、一説ニ曰、角内・三吉ヲ召捕テ後、有馬村ノ体ヲ見分ノ為、鳴原ヨリ甲斐半之助ト云者ヲ、小舟ニ乗セテ遣ケルニ、半之助有馬村深川ヘ舟ヲ着テ、代官鉢鳴久大夫ト相談シ、有馬村ノ庄屋源之允、深川ノ長善右衛門・平作ナトヲ案内トシテ同船シ、北有馬村藏下ト云處ヘ舟ヲ着シ処ニ、賊徒

数多打寄リ、今度切支丹ニ立返リ、年来ノ鬱憤ヲ遂ヘキ由、声々ニ匂リケル間、舟ヲ漕戾シケル処ニ、賊徒鉄砲ヲ放チ、石ヲ投打ケル故、半之助カ鎗カツキ、鉄砲ニ中テ死ス、庄屋源之允モ疵ヲ得タリ、其後松倉人數、明ル廿五日申ノ下刻、岡本多賀ヲ初メ、大小十九艘ノ舟ニ乗テ渡海シケルニ、有馬村立石ノ沖ニテ、本間九郎左衛門逢、様子ヲ尋ケルニ、有馬村北岡ト云処ニ、一揆八百余人鉄砲ニテ相待、鳴原ノ討手ヲ、此処ニテ防ケ開ニ、残ル者トモ鳴原ノ城ヲ、攻取ヘキ内談ト、聞及シ申

(23)

語ル、甲斐半之助モ此処工来リ、道々ノ難モ物語リシテ来ル、之ヲ聞テ岡本カ曰、縱イ当処ノ敵ヲ追崩ストモ、一揆入替テ鳴原ノ城ヲ攻ハ、味方無勢ニテ、万一落城セハ一大事也、先鳴原工戻リ、城ヲ堅固ニテ、一揆ヲ退治セント、其夜鳴原へ漕返ス、斯テ鳴原城下ニテハ、岡本出船ノ後、町令菅加兵衛・岸田七右衛門・町横目木村弥平次・池田權之助、追手門脇町別当空右衛門宅へ出合、町老トモヲ呼テ、町口ヲ堅メサセ、船場ニハ篝ヲ焼テ相待ツ、漕返ル舟ヨリ此篝ヲ見テ、最早城下モ敵ニ成タル事ト相疑イ、舟ヲ着カねケル処ニ、町奉行・横目方ヨリ町中無異儀由、申送ル故、其夜已ノ刻ニ何レモ帰城ス、其夜鳴原ノ町人トモ申セ、今度大節ノ時節ナレハ、何レモ御用ニ立申度奉存候条、武具ヲ御貸可被下ト望シカトモ、心底計カタシト、家老中承引セス、町人トモ又曰、御氣遣尤ニ候間、我々人質差出ヘキ由起テ告ケレハ、左アラハ忠心悦入候トテ、人質ヲ取カタメテ、本城ニ入レ、鉄砲其外長柄等ノ武具、ヲソレヽニ貸渡テ、持口ヲ定メテ守ラシム、今度商家ノ忠信奇特也ト、他邦ニテモ聞伝テ之ヲ称美セリ、サテ又、家中諸士卒ノ妻子ヲモ悉ク本城ニ取納、岡本新藏・田中宗夫・多賀主水、其夜手分手配シテ、城中ニモ留守居ノ人數ヲ用意シ、明日一揆ヲ退治セント、終夜支度セリト云云

伝テ曰、右賊徒強暴ノ挙動、其勢スルトニテ、当リカタキヲ不知、若者ト

モハ賊徒斯狼藉ヲナス上ハ、縱イ君御參府ノ中ナリトモ、即刻人數ヲ差向テ、先鄉民ヲ搘捕、是非ヲ糾明シ、上聞ニ達スヘシ、若又、異儀ニ及ナハ、張本ノ奴原一々ニ誅罰シ、靜謐スヘキニ、何程ノ事有ヘキニ、是皆、新藏カ後ナリト嘲嘆ス、又鳶原ノ町半入トテハ、十有余ノ高老有、彼者ヲ近辺ノ安徳寺村ニ遣シ、邪宗ヲ改メ味方ニ參ルヘキヤト之ヲ示ス、何モ之ニ応諾ス、又、深江村ヘモ此者ヲ遣シ、庄屋ニ右ノ趣ヲ云セケレハ、兎角ノ返答ナク、剩ヘ年来ノ苛政ヲ言立、新藏・主水等ヲ種々悪口誹謗シ、半入ヲ叱リ、謂レナキ肝煎シテ、使ニ來ル事、推參ナレハ、打殺ヘケレトモ、極老ノ者ナレハ、一命ヲ助ケ返スナリト追払フ、半入ハ危キ露命ヲ拾イタリト、大息ツキテ逃還リ語ル所右ノ如シ、

(24)

伝ニ曰、岡本新藏ハ松倉ノ一老トシテ、采邑千三百石ヲ領ス、後ニ新兵衛ト改ル、度々ノ武功アリ、松倉家断絶ノ後、水谷伊勢守ニ仕ヘ二千石ヲ賜ル、又、田中宗夫始ノ名ハ久六、後ニ藤兵衛ト改、関東ニ於テ武名在、関ヶ原ノ合戦ニモ有功、松倉重政卒去ノ時、薙髮シテ宗夫ト号、此時ハ嶋原ノ城代ナリト云、

松倉長臣重発_{〔軍勢〕}付深江村合戦之事

明レハ十月廿六日早天ニ、岡本新藏城内ノ諸士ヲ屯ニ会シ示シケルハ、今度耶賊ノ一揆纔ニ土民ノ野心也ト云トモ、如此ノ挺変ヲナスニ至テハ、遠ク東武ニ注進シテ、其御下知ヲ待ハ、退治及延引ヘシ事ノ微ナルニ乘テ、甲兵ヲ起シ之ヲ討鎮ルノ外ナシ、諸士卒隨分粉骨ヲ尽シ相勵ヘシ、八幡モ昭覧アレ、武勇ノ剛柔詳ニ言上シ、戰功在ルニ於テハ、急度恩賞ヲ行ルヘシ、唯今、勝家公御父子御在江戸ナレハ、某引取テ万端ヲ指揮シテ、若我意ニ任セ、下知ニ不隨輩モ有レ之ハ、軍神ヲカケ、即時ニ切腹申付ヘシト云、諸士何モ首ヲ低テ、其旨ニ相從フ時ニ、新藏乗悍ヲ以テ、人數ヲ二ツ二分ケ左右ニ配テ曰、右ノ面々ハ出陣テ相勵ヘシ、左ノ面々ハ城ヲ堅固ニ

守リ、根ヲ深メ功ヲ立ヘシト定テ、士大将岡本新藏、多賀主水ヲ頭トテ、足輕大將六騎、平士六十騎、雜兵三百余人相供シテ出陣ス、何レモ血氣ノ勇者ニテ、元來農民ノ一揆ナレハ、縱イ幾許ノ大勢ナリトモ、何程ノ事力仕出ヘキ、悉蹴倒シ搘捕、武勇ノ程ヲ見スヘシト思慢リ、我先ニト押寄ル、旌旗風ニ翻テ龍蛇ノ動不レ異、劍戟ハ日ニ映シテ、氷雪ヲ碎クニ彷彿タリ、絶テ久シキ弓矢ノ争イ、是ヲ晴ト出立シカハ、アタリヲ拵テ、見物ノ目ヲ驚ス、深江村ノ一揆伏シ居ルヘキト察シテ、騎馬ノ兵ヲ皆下立セ、攻近付キケルニ、案ノ如ク、山ノ峠ノ越ニ五六ヶ村ノ賊徒千余人待居タルカ、一同ニ鬨ノ声ヲ發シ、鉄砲ヲ放、擬議セス手々ニ鎧・鎌・斧・鍤・山刀ヲ拔連テカカリ、山上ヨリ下シ掛テ、勝敗ヲ一挙ニ決セントス、岡本多賀者頭ニ下知シテ、輕卒各鉄砲ヲ閣キ、刀剣ヲ振テ接戦シ、鉢_{ホコカキ}ヲ削リ、主客互ニ死傷セリ、味方ニハ進藤与

(25)

兵衛一陣ニ進テ力戦シ終ニ討死ス、竹村新右衛門・中西甚五兵衛等、手痛ク戦イ賊ヲ討テ創ヲ蒙ル、松田兵右衛門ハ尚奥深ク働入テ血戦シ、深手ヲ負テ終ニ死スサレトモ、岡本頻ニ兵ヲ駆テ相勵シ賊ヲ討テ、首数五十余級ヲ得タリシカハ、農民堪エス敗弊シ、深江村中工引退ク、岡本新藏・宅市左衛門父子相続イテ、深江村ノ庄屋ニ押詰ケル所ニ、賊徒大勢待マウケ、柴門ヲ閉テ、側ナル石垣ノ上ヨリ木石ヲ投ケ、稠シク防キシカハ、急ニ攻不レ耐、恰モ城ヲ攻ルカ如シ、宅市左衛門頻ニ進ミ、無比類相勵イテ疵ヲ被ル、其外士卒身命ヲ忘テ共ニ進ミ、攻入ントストモ、後ハ山ニシテ、口一ツノ屋シキナリ、内ニ大勢籠居テ堅ク守リシカハ、面ヲ向ルニ入カタシ、岡本下知シテ曰、事始吉シ、左ノミ味方ヲ討セテハ無益也、一先人數ヲアゲ、明日押掛討捕ヘシ、賊徒若シ島原ニ攻來ランカ、味方無勢ナレハ、其時ハ篠城シ、長崎ノ政所・豊後府内ノ監察使ヘモ注進シ隣国ニ加勢ヲ乞、内外ヨリ挾テ討取ヘシ、味方ヲ不レ残城中ニ引入固ク守ラン、雜兵

武具ヲ取落事勿レ、下知ヲ背ハ、曲事タラント指揮シ、兵ヲ勤シテ静ニ退ケルニ、小木馬之助不レ見人ヲ残テ相待シニ、小木ハ深江村ニ押寄ケル時、力戦シテ賊ヲ討、左ノ肩右ノ脇腹三ヶ所、ナタ長刀ニテ斬レ、其外浅疵数ヲ蒙リ働キ得ス、朱ニ染テ溝ノ中ニ臥居ケルヲ背負テ立帰ル、伝ニ曰、小木右馬之助手疵平癒シ、松倉家断絶ノ後、松倉隱岐守重常ニ事テ名ヲ小左衛門ト云、斯ル処ニ残党復タ大ニ集リ、松倉勢ヲ追討ント、浜辺ヨリ鯨波ヲ發シテ、慕イ来ル、新蔵・市左衛門其外ノ士卒返シ合テ接戦シ、賊徒二十人ハカリ疵ヲ被ムル、然トモ賊徒多勢ナレハ少モ患ヘズ、頻ニ追フ、松倉人數旦戦旦走テ、遂ニ衆敵ニ取込ラレ、高橋又右衛門_{城下町ニテ死}・富永弥左衛門・堀九兵衛・石原源助_{城下町ニテ死}・生熊之允_{鐵砲町ニテ等}・馬武者五騎雜兵百人計、忽討レサシモノ勇兵堪エズ、一同ニ乱立テ、鼓打テモ応セス、鐘ヲ聞テモ止ラねハ、大将岡本モ_{ゼン}為方ナク、右往左往ニ敗走テ、島原ノ方へ引退ク、愚按山田右衛門作カ口書ニハ、此時打出ル松倉家ノ人数百余人、諸道具

(26)

ニテ深江村ニ押寄、切支丹ノ者トモ四十人程討取、松倉勢城ニ引取ト云、本書今肥前島原記・有馬戦記・征伐記・板行島原記等ニ依テ、雜兵三百ト記スト云トモ、_{ヨソラ}怕クハ、山田力口書ノ員數実記ナルヘキカ、本書ニ平士五六十騎ト肥前島原記ニ因テ書スト云トモ、是又征伐記等二十四五騎ト記ス、何レカ是ナルヲ不知或説ニ、翌廿六日卯ノ刻ニ、田中宗夫・多賀主水等、先江東寺ノ南、今村ノ橋爪ニテ、着到ノ人數百四人ト云、一説ニハ、馬上十四五騎上下合三百四人云、斯テ宗夫家人馬場七之允ト云者ヲ、安徳村ニ使トシテ申送ケルハ弥味方仕ルカ、又ハ一揆ニ与スルカト云、庄屋太左衛門ハ深江村へ見分ニ参リ、弥味方仕ル由答ケレハ、太左衛門弟内蔵助ト村年寄忠兵衛兩人ヲ、人質ニ取テ還ル、然ル所ニ、岡本新蔵城ヨリ出テ、宗夫ハマツ還テ、堅固ニ守ラルヘシ、某深江ニ馳向フヘキ由申ニ依

テ、宗夫ハ城ニ留リ、其子田中藤左衛門ヲ差向ル、木場村ノ庄兵衛・市右衛門ト云者ヲ、中木場安徳寺ト深江村ノ境ヨリ、深江村へ遣シ、味方ニ参ルカ否ヲ、申切ヘキ旨云送ルニ、深江村ノ者トモ申ケルハ、只今一戦ヲ遂ヘキノ条、急ニ寄來リ候ヘト答テ、早広畠ト云処へ出向フ、主客声ヲ發テ、互ニ矢石ヲ争、賊ハ鐵砲ヲ一度ニ打放、味方ハ鐵砲ヲ小連ニテ半分ヲ打セ、賊徒玉薬ヲ込ントスル処ヲ、又半分ノ鐵砲ヲ打カケ、賊徒ヒルム処八十挺ナリシトカヤ、賊ハ夫ヨリ深江村寺ノ北脇民首忠兵衛力家ニ籠テ相支ケルヲ、松倉勢又取巻シカハ、賊徒悉逃去ル、追詰テ八十五人討取ル、味方ニハ富岡弥次右衛門鐵砲ニ中テ即時死ス、新藤与兵衛同ク創ヲ得テ翌日死ス、足輕大將松田兵左衛門父子竹村新右衛門・中初甚兵衛・萩野右馬之助等、鐵砲手ヲ負、雜兵ノ死傷數多シ、賊ハ布津村マテ逃行シテ、味方ノ若武者勝ニ乗テ、直ニ追討ヘキ由ヲ云、岡本曰、各下トモ多クハ賊徒ノ一類也、甚シク召連、深入ノ勧覚束ナシ、城内ノ下々モ心許ナク、某モ右手負旁以テ、先人數ヲ納メ、明日ノ事ニ仕ヘキト下知シテ、其日未ノ刻ニ、深江村ヲ引取、嶋原ヘ帰城ス、此時入江与右衛門ト岡本力家人林田清左衛門、鐵砲十挺ニテ殿シ、静ニ城下ニ引入ト云、

(27)

賊徒俄攻、島原城而失利事

松倉家ノ士卒退クヲ見テ、賊民大ニ氣力ヲ増ス時ニ、布津村・堂崎村・有家村ノ賊徒各馳來トイヘトモ、松倉勢已ニ引取シカハ、無念ニ思サラハ、此人数ヲ以島原城へ付入スヘシト、我先ニ進駆セ声ヲ發テ、直ニ城外ニ押來ル、安徳村ノ農民多ハ城方ニテ大ニ驚キ、牛馬ニ荷ヲ付テ、子ヲ倒ニ負テ逃來リ、城下ノ市店ニ來テ、此由ヲ告知セ_{ウロタ}彷徨ケル間、町横目原兵左衛門、町別当李左衛門等駆見ケルニ、賊徒早桜井寺・江東寺ニ火ヲカケ、雲霞ノ如ク寄來ル、兩人急キ城ニ入テ此由ヲ告ル、岡本新蔵下知テ、追手ノ

武者屯二人数ヲ揃ヘケルニ、若侍トモハ、コ、カシコノ詰リ／＼ニ出合テ

支ント云シヲ、岡本思案シテ曰、城中ノ下々内通シテ、火付ナトヲ入置タ

ルモ量カタシ、爰ニテ防ク中ニ跡ニ危事アラハ、如何セン所詮城ニ引入

テ、防ヘシトテ人数ヲ円イ引入ル、案ノ如、追手ノ門内ニテ、内通ノ火付

ヲ捕ヘ即時ニ切害ス、専籠城ノ用意ニテ、岡本新蔵・田中藤左衛門、大將

分ニテ追手ヲ堅ル輩ニハ、井村助兵衛・原兵左衛門・菅少兵衛・目付役木

村弥平次・林治部左衛門・相良金左衛門・白石市郎右衛門・曾我八右衛門・

野村長左衛門・青木少七・隘部四郎左衛門・馬場七之允・隘部奎左衛門等

ヲ宗徒トシテ雜兵若干也、本城ハ田中宗夫・多賀主水ヲ頭トテ、岸田七右

衛門・池田權之助・井関勘之允以下堅ク守ル士卒ハ、何レモ勇メトモ、奴

僕多ハ敵方ナレハ、之ヲアヤフミ、勝ヘキ図ヲ見付テモ深ク働ニ不レ任ニ

心底一、各口惜ク思居タリ、暫シテ賊徒三千余人鬨声ヲ發テ城下ニ逼、市

店・僧房ニ火ヲ放テ一片ノ烟ト燒立ル、市中ノ男女途ヲ失イ、林下叢底ニ

身ヲ隠シ、即今天地モ覆ルカ如クニ周章ス、賊徒透間モナク攻入、焰ノ中

ヨリ銃玉ヲ飛シ、追手ノ虎口ニ押寄セ、得物ニ候ヲ持テ切カ、ル、城兵下

合テ防戦中ニ賊徒斧ヲ以テ、追手ノ扉ヲ打破リ入ントセシヲ、木村弥平次

鎗ヲ以テ突テ出賊ヲ追払フ、賊徒退時木村カ鎗ヲ奪取テ逃去シカハ、木村

歯力ミシテ憤レトモ為方ナシ、賊徒復群テ攻入ル、中ニ彼鎗ヲ持タル者ア

リシヲ、甲斐半之助突伏テ、其鎗ヲ取返シ木村ニ与ヘ勵シム

一説田中藤左衛門此

鎗ヲ取返ストモ云、青木少七モ突テ出鎗ヲ振テ賊ヲ討テ創ヲ被ル、曾我八右衛門

ハ鉄炮ヲ鍛錬シ、大筒ニ小石ヲ多込テ、透間ナク放防戦ス、抑此鳴原城往

日ハ森竹山ト云、勝家ノ親父松倉豊後守重政要害ノ地ヲ撰テ、爰ニ有馬ノ

城ヲ引移シ新ニ築ク、

途ト守城ス体ナレハ、容易ニ落ヘシトハ見サリキ、

万世武鑑ニ曰、肥前鳴原自江戸海陸三百一里半、当城者有馬修理大夫政

純先祖代々居之元和元以後、松倉豊後守重政・同長門守寛永十五高力撰

津守忠房以下ノ署ト云、愚案ニ有馬氏代々ノ居城ハ、鳴原ノ城ニ非ス、有

馬原ノ城ニシテ、彼賊徒取立テ、拠所ノ地也、当城ハ松倉重政新ニ築

ク、森竹山ト云地也、然トモ有馬ノ城ヲ引移シケル故ニヤ、原ノ城ト島

原ノ城ヲ一ツニテ、今武鑑ニ記ス者欽

去程ニ、賊民ハ妄ニ前ミ何ノ思慮モナク攻掛リ、只乱然ト北タル敵ヲ追慕

テ、不レ覺殺、地ニ誘引セラレ、城ヲ攻ル法ヲモ不知、腰兵糧サヘ用意セ

ス、東往西還シテ飢労シ、榜ヲ杖ニツキ、空ク城ヲ向上居タリ、城兵見下

テ、玉箭ヲ不惜、散々ニ発ケレハ、無法ノ群賊的ト成テ、銃玉ニ中リ

百二十八人、矢庭ニ打レ麻ノ如ク乱レ死ス、其外痛手ヲ負テ、半死半生ノ

者二三百人ニ及ヘリ、此行跡ニ辟易シ、サシモノ健民氣ヲ奪ハレ、相讓テ

前ニ能ズ時ニ、有江村ノ馬場監物入道休意ト云、賊主有馬長助ニ向テ、此

城ノ体ヲ見ルニ、籠城ノ覺悟已ニ決セリト覺テ、城中静ニテ待儲ケ相勵、

然ルニ我等血氣ニ任セ、攻具ノ用意モナク、妄ニ攻ルトモ利アルマシ、味

方ノ人数ヲ空ク損ルノミナラス、敗北ニ及テハ初発ノ軍ニ敵ニ利ヲ与ヘ、

惡カリナン、一先攻口ヲ耳口ゲ、重テ攻入ニ不レ如ト云ケレハ、長助是ニ

同意シサラハノミ人ヲ損セス、中ニ倡引ント云程コソアレ、城ヲ押ヘル手

当モ無、我先ニト騒立三方ニ乱散リ、温泉嶽ノ麓ニ敗走ス、此時若城中ノ

兵一致テ、七百余入城戸ヲ開キ勢ニ乗テ、追討ナハ倦勞シ、飢渴ノ賊民等

何ノ遠慮モナク攻來リ、思ノ外ニ敗弊シ、臆病氣ノ付タル折ナレハ、一屯

モセス、途ニ迷イ、顛倒シテ路頭ニ蹲踞シ、悉ク屈伏スヘカリシヲ、城中

ニモ可然勇才ナク、衆議一致セサル故ニ也、平生武道修行モナク、徒ニ日

ヲ暮セシ報ト見ヘテ、露命ヲ助カリシヲ幸ニテ、此レ程マテ引カケタル網

裏ノ魚ヲ取放テ、手ヲ空クシテ見物シ、千里ノ野辺ニ虎ヲ放チケル、臆心

ノ汚名千載、又誰力之ヲ雪カン乎、箕田記ニハ、城兵能防ケレハ、一揆切崩サレ、今廿六日討取所ノ首數八十三ト記云云

(29)

己カ村々ヘ乗帰ル、松倉勢昨今両日ノ戰功、無_ニ残所_一由風聞スト云、

征伐記二ノ卷曰、有江休意計イニテ、有馬長助ト相議テ、城ヲ卷解ス時

ニ、若又城中ノ者トモ、味方ノ引ヲ討テ衝テ出ハ取テ返シ、魚鱗ニ陣ヲ張追來ル敵ヲ引包ミ、一人モ不_レ漏討ナラハ、先手ノ支配ニ当惑シテ後陣ハ定テ進ムマシ、其隙^ヒマニ人数ヲ分ケ城ヲ乗取申ヘシ、此事諸手ニ下知セヨト、評定已ニ_二諾シ、翌日午ノ下刻ニ、寄手ノ勢ヲゾ引ニケル、城中ノ者トモ之ヲ見テ、一揆ノ寄手引モノソ倡ヤ、各衝^ツテ出、追崩テ討取ラント、又早ク雄ノ若者トモ勇ミ進テ、左行右行モ城中ノ老武者トモ物馴タル事ナレハ、大手ノ矢倉ニ上リ、一揆ノ引体ヲ見テ申様百姓ノ一揆ト云ナカラ、大勢ヲ三分、三方ヘ引取ハ城中ノ敵ヲ偽リ引出テ取テ返シ、城ヲ取ントノ方便ヲヤ、城内ノ下々一揆ニ一味ノ者トモ也、味方ハ僅ノ小勢ニテ鬪ヘハトテ、可勝力愚ニ利モナキ軍ヲシテ、不覺ノ負ヲシタリヨナト、後日ノ難義モ有ヌヘシ、隣国ニ加勢ヲ乞イ重テ退治イタスヘシ、門ヨリ出スナ、若者トモト声アラ、カニ下知スレハ、若侍ノ癖トシテ声々ニ云様、軍ノ法ハ知ねトモ、百姓原ノ分トシテ歴々ノ居タリケル城下ヲ焼払イ引取、一揆トモヲ討洩シヌル、臆病者ト後日ノ譏アルナラハ、角云人コソ相手ヲ差違テ死ンマテトツフヤキテ、各鳴ヲソ静ケルト云、愚按ニ右ノ如、城中ノ老士、不_ニ追討_一ハ一理在ニ似タリト云トモ、怕ハ此段附会ノ説ナランカ、山田カ口書其外之書ニモ、予未_レ見、其上其頃迄ハ、賊徒ニ定リタル大將モナク、元ヨリ手分・手与手配等ノ制法モナシ、譬休意長助等如何ニ下知ヲストモ、大勢ノ農民、目ノ前ニ多討ル、ヲ見ナカラ、何ソ飢凍ヲ忍テ、翌日ノ午ノ後マテ、城ヲ囲テ靜ニ退シヤ、況又魚鱗ニ備ヨ追スカフ

テ、城ニ入替レヨナト、下知スルトモ、誰力之ニ隨ン哉、只是彼等城ヲ攻ヘキ術ヲ失イ当惑テ、急ニ乱テ三方ヘ思々ニ引取シナルヘシ、賊ノ虚実ヲ不知處ナリ、凡人數ヲ上ルニハ、繰引衝振カヘリ打等ノ習アリ、其ハ武道ヲ嗜人ノ為所也、今此賊徒ハ何ノ法モ

(30)

ナク、終日ノ合戦ニ多討レ飢ニ臨、是非ナク城ヲ卷解シ敗北スルニ因テ、右ノ如ク謀モナク引取テ、一所ニ集ルヘキ場ヲモ定サル故ニ、其ニ走ラス、味衆トナリテ一方ニ引ナハ、自然ニ謀モ有ニヤト、察スヘキニ左モナキニ、右ノ如ク詞ヲ飾テ、味方ノ心ヲ臆セシメ、且味方ノ下々敵ト一味スヘシナト聞ヘシ、信ニ愚ニテ勇ナシト云ヘシ、寄来テ敗スル賊ヲ挫キタラハ、下賤ノ者ハ震イ怒シテ、何ソ裏切ヲスルノ心アランヤ、物見ハ勇怯ヲ離ルヘシト云事信ナル哉、慎テ師伝ヲ受ヘキノミ、

佐野忠善納糧於城中付櫻山泰正之事

島原ノ惣郡代佐野惣左衛門忠善^{三百石}廉直ニテ、民ヲ恤ミ忠信ニテ、君ヲ諫メルカ、主昧シテ忠言耳ニ逆イ、臣諭テ賢才ヲ隔シカハ、忠善力諫言モノ法ハ知ねトモ、百姓原ノ分トシテ歴々ノ居タリケル城下ヲ焼払イ引取、一揆トモヲ討洩シヌル、臆病者ト後日ノ譏アルナラハ、角云人コソ相手ヲ差違テ死ンマテトツフヤキテ、各鳴ヲソ静ケルト云、愚按ニ右ノ如、城中ノ老士、不_ニ追討_一ハ一理在ニ似タリト云トモ、怕ハ此段附会ノ説ナランカ、山田カ口書其外之書ニモ、予未_レ見、其上其頃迄ハ、賊徒ニ定リタル大將モナク、元ヨリ手分・手与手配等ノ制法モナシ、譬休意長助等如何ニ下知ヲストモ、大勢ノ農民、目ノ前ニ多討ル、ヲ見ナカラ、何ソ飢凍ヲ忍テ、太タ困穹シ、遂ニ耶蘇ノ徒ト成テ、鳴原城ヲ囲、怨讐ヲナスニ至ル時ニ、佐野忠善ハ微疾ニ嬰テ、田村ノ私第二燕居スト云トモ、常ニ法令ヲ嚴肅ニ

テ、其村落ニハ課役厚斂ヲ厭イ、法外ノ運上ヲカケサリシカハ、野人恵ニ懷イテ家ヲ移ント欲スル心ナレハ、此節佐野カ一言ヲ以テ、農家相議シテ米穀三百余石ヲ集メ出セリ、爰ニ松倉家ノ寵臣櫻山吉之允泰正十七歳容貌華艶ナリシカハ、深ク之ヲ愛セラル、然レトモ泰正其不道ナルヲ患テ、時々諫メ奉シカトモ、更ニ聞玉ワス故ニ、泰正病ト称シテ出仕ヲ止メ折シモ、參府ノ節ナレハ、之ヲ残シ留ン事ヲ心憂ク思イ玉イ故、老ノ勇士ナレハトテ、佐野忠善ヲ召テ此事ヲ論シ、病氣本復セハ速ニ差越ヘシト、櫻山吉之允ヲ預ラル、佐野忠善命ニ隨テ、櫻山ヲ私宅ニ伴帰テ、病ノ暇ニ文ヲ講シ、武ヲ習ハシメ居タリシ時、此挺変出来ケレハ、及櫻山ヲ

(31) 相伴イ、米穀ヲ舟ニ積テ之ニ乗リ、鳴原ノ城ニ入ラントス、已ニ纜ヲ解ントセシニ、賊徒五・六百人一揆シ、迹ヲ躡ンテ追従ス、米ヲ運シ者トモヲ悉ク切害シ、矢石ヲ發シ呼キ喚フ、櫻山之ヲ見テ推参ノ賊徒遁スマシト、鎗ヲ取テ向ハントス、佐野袂ヲ曳テ制シテ曰、御辺ノ心掛感スルニ堪タリ、而レトモ若年ナレハ、只是血氣ノ勇ニ泥テ、武ノ道ノ上策ヲ曉ラス、御辺今舟ヲ還シテ、鎗ヲ合ストモ、争力万倍ノ敵ニ当ラン、我等トモニ討死セハ、誰力城中ニ在テ、賊ヲ防ケノ器ニ耐ン敵ハ、目ニ余ル大勢ナレハ、我等ヲ討取ノミナラス、此兵糧モ又敵ノ有トナラハ、何ヲ以テカ城中三日ノ飢ヲ救ハン、然レハ無用ノ血氣也ト理非判然トテ示ケレハ、櫻山モ心服シ、賊徒カ悪口耳ニモ入レス、水手ヲ励シ、櫓声ヲ立テ途ニ沖ニ漕出ス、賊徒等是非ニト喘ケトモ、折節辺ニ舟モナシ、鉄炮ヲ放チ、石ヲ投テモ、皆舟底ニ潜リテ、不レ中レ之但舟ヲ出サントセシ時、投込ケル大石櫻山カ瀬ニ中リシカトモ、身ヲ傷ルニハ至ラサリキ、夫ヨリ帆ヲ揚テ風ニ任せ、程ナク嶋原ノ渡頭ニ至リ、其夜城内へ入ントスルニ、城門カタク鎖シテ、無レ間大砲ヲ発ス、声震轟々トシテ、恰モ雷ノ如シ、丸ヲ潛リ烟ヲ凌ギ、遂ニ門前ニ至リ入ント乞フ、城兵之ヲ異シミ、佐野ハ已ニ賊徒ニ討

レケルト風聞ス、殊更夜中ニ來ル事不審也、何様敵ノ謀ナルヘシ由断スナトテ、頻リニ矢石ヲ下シ打払フ、佐野勃然トテ大ニ啖レ噫、愚子ドモニ議ルニ不レ足トツフヤキナカラ大音ニ申ケルハ、城中ノ不審理リナリ、乍去大方ハ声ニテモ知リツラン、尚モ疑フ処アラハ、松明ヲ出テナンゾ我面ヲ見サルト云ケレハ、城兵実モト心付、炬ヲ投出シケレハ、則是ヲ振立シニ紛ルヘキ様ナク、佐野ニテ旦預リシ兒姓櫻山モ召連シカハ、矢石ヲ止メ城戸ヲ開、岡本・田中・多賀ヲ始、各歡喜ノ思イヲナシ、殊更若干ノ糧米ヲ得テ、恰モ轍魚ノ雨ヲ喜フガ如ク、佐野ヲ称美シ軍配ヲ受テ、城内ノ持口ヲ堅固ニ守リ、隣国ノ後詰ヲ待居タリ、

(32) 伝ニ曰、其後城主下着アリ、有馬表出陣ノ節モ佐野・櫻山相応ノ勵アリキ、其後松倉家左遷ノ日、櫻山ヲ謫所ヘ召連タキトノ願也、然トモ一僅ノ外御免ナシ、櫻山是非ナク浪々シ、長崎ニ住ス本氏森田有レ故テ、櫻山ト改、松倉家ニシテ兒姓シ二百石ノ格也、後ニ肥後国ニ來テ細川家ニ奉仕シケルト云、十月廿七日未明ニ松

倉家老ヨリ豊後府内ノ御目付牧野伝藏成次・林丹波守吉政ヘ廿五・六両日ノ戰ノ次第、一揆蜂起ノ趣ヲ一々注進ス、同日ヨリ屏裏ヘ長筒ノ鉄砲ヲ仕掛、稠シク城ヲ相守ル、

寛永治迹卷之二終

寛永治迹卷三

島原大銃聞於肥後府城付告之豊後府監察使事

松倉家老乞援兵隣国付監査使評議之事
肥後長臣擬筆輕卒於嶋城付監察使制止之事

神敵逆風偃「ス天草」付大矢野四郎之事
肥後長臣訴天草一揆於監察使事

擒四郎之伯父及母姉於肥後郡浦付河喜多九太夫正重疑兵之事

唐津軍勢加富岡城事

賊徒欺唐津勢而寄手分散之事

(33)

寛永治迹卷三

島原大銃聞於肥後府城付告之豊後府監察使事

其頃肥後ノ国守左近衛少将從四位下兼越州ノ太守源朝臣細川忠利公令嗣從

四位侍従肥後守光利公後光貞又改光尚共二朝覲ノ中ニテ、長臣長岡佐渡守豊臣

興長本姓松井清和源氏也太閤陽豐臣姓有吉頼母佐・橋英高・長岡大監物・橋是季及長岡

勘解由

左衛門・藤原延之、其外留守居ノ諸隊長法令ヲ正シ職分ヲ守リ、邦

君在城ノ日ノ如ク、民ヲ安ジ國ヲ治ム時シモ、公務ノ暇ニ長岡是季力宅ニ

同僚長岡延之本姓沼田招テ閉碁ノ会アリ、浦兵太夫後号宗闇等モ來リ、側ニ

侍リシニ手段漸熟シテ互ニ奇正ヲ相争フ、黑白ノ死生已ニ決セントスル時

延之、已ニ先ヲ打テ是季後手ヲ打ント石ヲ振上ルニ及テ、不意ニ一声ノ大

銃、西南ノ天ニ轟ク、之ヲ聞テ是季碁石ヲ持ナカラ、コハ不思議ノ砲声カ

ナ、今一ツ響ハ兵乱ナカラント、其詞未了ラサルニ、復一声相続イテ震

ヒ、阿呼ニツノ声ヲ合セリ、是ニ於テ是季・延之トトモニ相料リ、同職ノ

長臣等ニ示合セ、急ニ間人ヲ遣シテ、其趣ヲ探聞ント擬スル所ニ、兼テ近

国ニ付置シ

(34)

生間立カヘリ、鳴原表耶蘇ノ凶賊其芽シアル事ヲ報シ来ル、其時一座ノ諸

輩モ是季力閉碁ニ心ヲ寄テ勝敗ヲ争イ、工夫ヲ鍊ル間ニモヨク心ヲ用テ聞

処ヲ聞キ兵乱ヲ案ス、古人ノ所謂眼東南ヲ看心西北ニ在ト教ケル道ニ合ヘ

リト各之ヲ称歎ス、已ニテ長岡佐渡守興長ハ即刻有吉英貴・長岡是季ヲ招

キ、評議テ曰、抑切支丹宗門禁制ノ事ハ、已ニ東照宮御在世ノ時、固ク釣命アリ、況如是党ヲ結他ヲ侵シ、領主ヲ凌制法ヲ恣ニシ、兵器ヲ動スニ於

ヲヤ、誠ニ天下ノ凶変也、凡兵ヲ用ルニハ、其機ヲ察シ速ニ易ク、勝者ハ是武道ノ微権ニテ、兵家ノ常トスル所ナリ、然ル時ハ事未タ強大ニ及サルリキ、今モ彼邪宗ニ有レ志者出来マシキニ非ス事ニ臨テ、變ニ応スル時ハ、君命モ受サル所在ト云トモ、又予メ慮アツテ謀ヲ定ル時、蹉ツク事ナク、是疑ヲ闕ノ道也、而ルニ今鳴原ノ農民一揆ノ企アルハ、其起ル所旱賤也トイヘトモ、已ニ郡主ヲ不恐国禁ヲ不憚ハ、是天下ノ凶賊也、時ニ邦君述職ノ中ナレハ、臣等私ニモ計カタシ、豊後府内ノ御目付牧野傳藏・林丹波守ニ相伺イ、是非ノ裁判ヲ蒙ルヘシ、各如何ニト云、兩人尤至極セリト一同シ、遂ニ一封ノ羽檄ヲ飛セテ事ノ様ヲ相窺フ、其書曰、

態致啓上候、然者松倉長門守殿御居城に当鳴原火事出来仕候、其上在郷も端々焼申候而、鉄炮之音も仕候由、国端ヨリ申沙汰仕、如何様之様子共不承候付、昨日鳴原之老中へ様体尋ニ遣申候、然處ニ風聞仕候ハ、彼地御領分貴利支丹宗門之百姓共申合、鳴原之城下迄放火仕候由申候、此段不実奉存候ヘハ、下々取沙汰仕候儀ニ御座候条、先申上候、左様ニ御座候ヘハ、此儀必定ニ而御座候ハ、貴利支丹之者共、右之仕合ニ御座候ハ、、隨様子爰元ヨリ鉄炮打候者など遣可申と奉存候、前廉ニ御案内申上候、恐惶謹言、

十月廿八日

長岡監物 是季

有吉頼母 英貴

長岡佐渡 興長

牧野伝藏様

林丹波守様

御奏者御中

(35)

征伐記二曰、元和九年^{癸亥}一月越前少将忠直卿豊後府内へ被配タマヲ中略、

此殿ハ越前中納言秀康卿ノ御嫡子ニテ、結城中勢太輔晴朝ノ家督ヲ繼セ

玉ヘトモ、大權現御嫡孫ナレハ、世人ノ尊敬モ類ナク、殊更大坂両陣

トモニ、諸人ニ勝テ武功御座ケレハ、將軍家モ頼モシク思召ケルニ、酒

狂シ玉イケレハ、角ハ行ヒ玉イケルトソ聞エシ、此卿ノ北ノ御方ハ 将

軍家ノ御姫君ニテ、忠直卿ノ御為ニモ従弟ニテマシヽケルカ、此御腹

二男子一人御座、仙千代殿ト申ケル、成長ノ後、越後中将光長ト申ス中

略、此北ノ方後ハ高田様トテ近代マテ御座ケリ、然ル間御目付毎年兩人

豊後府内ニ在リ、寛永十四年^{丁巳}、牧野傳藏・林丹波当番ニテ勤之、九州

ノ郷人有馬ノ古城ニ楯籠ル趣、江府へ被為注進ト云、

十月廿七日嶋原ノ城ニハ、近來、村々ヨリ城内ニ細工ニ來リシ職人三十余

人賊徒ニ内応ノ約アリ、賊徒ヨリ切支丹ヲ勧ケル書状ヲ所持シケルヲ見出

シ、悉ク誅罰ス、此日熊本ヨリ遣シケル使者道家七郎左衛門、永良長兵

衛、兩人島原城工來リ、一昨日肥後ヨリノ遠見ニハ、御当地大火事ト見工

テ而モ、鉄炮ノ音モ聞ヘ、下説ニハ切支丹一揆ノ体ニモ相聞ヘ、旁以無心

許候、御留守ノ儀ニモ候ヘハ、若御用アラハ仰聞ラルヘシ、其タメ人数ヲ

少々、川尻ノ津マテ出置ヘキ旨ヲ申送も島原ノ老臣之ヲ礼謝シ、一揆ノ体

ヲ委ク語リ、御用ノ儀ハ是ヨリ可申入旨ヲ返答ス、両使ハ熊本へ還ル、斯

テ千々石村ノ郷民邪宗ニ成テ民首善之允ト云者宅ニ集リ居ル由ヲ聞テ、山

田・守山・野愛・津、四ヶ村ノ代官牧野長兵衛・新井甚左衛門支配ノ郷民

ヲ駆催シ、千々石村へ押寄セ、賊ヲ少々生捕テ、村落ヲ悉焼払イ鳴原城ニ

引入シカハ、何レモ両人力働ヲ称美セリ、賊徒相議シ、松倉家ノ早舟

二十三艘ヲ奪イ、打破又焼捨ル、島原領諸村ノ一揆、都合八千ニ成ケル由

相聞ヘ所々へ押寄燒討シテ、兵糧財産ヲ奪取、何ノ不足ナク我意ヲ震フ、

道家・永良ハ熊本ニ帰リ、弥鳴原邪宗ノ一揆ニテ、城ヲセメアクミテ引退

キ、有馬ノ方へ行タル旨ヲ相報ス、乃其由ヲ重テ

(36)

府内ニ相達ス

松倉長門守殿御領分鳴原へ様子承候、遣之者只今罷帰候間、其様子為可申上、重而致啓上候、切支丹一揆之百姓共、鳴原を引退、原之城より四・五里御座候、在郷有馬と申所ニ引籠居申候由ニ候、長門守殿御

城堅固ニ御座候由申候、相替儀御座候ハヽ、追々可申上候、恐惶謹言、

十月廿八日

長岡監物

有吉頼母

長岡佐渡

林丹波守様

牧野伝藏様

御奏者御中

松倉家家老乞援兵於隣国付監察使評議之事

斯テ島原城ニハ、老臣田中藤兵衛入道宗夫・岡本新蔵・多賀主水ヲ始、宗徒ノ士五十騎計リ、雜兵都合七百余人籠居シカ、奴隸多ハ郷民耶賊ノ縁類ニテ賊徒ニ合体シ、密々ニ城内ノ武器ヲ盜敵ニ与ヘ内応ス、依之城中瓦ニ

相猜^{ウタカ}イ人ノ心不定、男女老壯打集リ、甚喧カリシカハ、家老大ニ当惑シ、

之ヲ撰索シテ、百四十余人城内ニテ誅伐ス、其後逃散テ賊徒ニ加ル者多、

城中次第無勢ニテ今ハ僅ニ五百人ニモ不足ナリニケリ、再一揆攻來ラハ

城兵防御ノ術ヲ失イ及落城ヘシト、各危ミ居タリケル、老臣等相議シテ、

即刻江府ヘモ飛脚ヲ以、相達シ旦隣国ニ加勢ヲ乞、後詰ノ力ヲ憑ント相

計、同國佐賀ノ城主、從四位侍従信濃守藤原朝臣鍋島勝茂ハ參勤ノ中ナレ

ハ、留守居ノ長臣等ニ書ヲ寄テ之ヲ憑ミ、細川忠利公モ朝覲ナレハ、熊本

ノ長臣ニ書ヲ以報之、

態一書令啓上候、然者此元百姓共、切支丹ニ立返、一揆之仕合ニ而、

村々焼払、城下町迄昨日焼申候、隣国之儀ニ御座候而、早々御加勢ニ成可被下候奉願候、下々之儀ニ御座候へ共、人数五六千程御座候、

恐惶謹言、

十月廿七日

(37)

多賀主水

岡本新蔵

林丹波守様

島原ヨリ之書状相添ル

長岡監物是季
有吉頼母英貴
長岡佐渡興長

田中宗夫

御奏者御中

牧野伝蔵様

長岡佐渡守様

有吉頼母 様

長岡監物 様

人々御中

因レ茲、鍋島家ヨリ長臣諫早豊前三千人ヲ、帥城下ヲ六里出張シテ刈田ノ庄ニ陣ヲ取、細川家ヨリハ隊長志水伯耆元ガス四千人ヲ率シテ、府城ヲ二里打出テ、河尻ノ津ニ至リ、市店安武九郎兵衛宅ニ止宿セリ、

伝ニ曰、安武氏其父ヲ大学ト云浪人ニシテ有福ナリ、今度ノ一乱ニ志水一手ノ人數ヲ賄イ、且舟手ノ不足ヲ才覚シ、万端心ヲ尽ス、其後忠利公ヲ拝謁シテ、御懇意ヲ蒙ルト云、兼テ幕府ヨリ命令ノ所定、縱イ何国ニ於テ何等ノ事有之ト云トモ、在國ノ輩ハ其所ヲ守リ、下知ヲ相待トノ法式ナレハ、諸家臣私ニ救フ事不レ能、卒尔ノ加勢決シカタク、御目付ニ相達シ控居タリ、其書曰、

態以飛札申上候、嶋原之様子今朝御注進申上候以後ニ松倉長門守殿老中ヨリ如是之書状參候、然者、公儀御法度書ニ、隣国何扁之事出来候共、御下知を相待可申旨被仰出候ニ付、各様御差団次第加勢可遣旨、奉得其意候、此返事ニ可被仰下候、今朝私共書申ニ申上

候ハ、依様子爰元ヨリ鉄炮少々遣可申与奉存候通申上候、貴利支丹

宗門之儀ハ各別ニ而可有御座哉と奉存隨様子可申上候へ共、公儀被仰出相違仕候ヘハ、如何ニ御座候故、如是申上候、恐惶謹言、

十月廿八日

(38)

風聞ニハ長門殿領分切支丹宗門之百姓申合、嶋原城下迄放火仕候由、下々取沙汰申候由、切支丹之儀必定ニ候ハ、隨様子、從其元鉄炮等可被遣かと被仰候様子、御聞届御分別可然候、弥巨細之段、重而可被仰聞候、恐惶謹言、

島原火事出来申、在郷も端々焼、其上鉄炮之音も仕候由、從御国端申來候付、早々被仰越、得其意存候、右ハ如何様之子細共不被御聞届候付、島原老中江、一昨日様体尋ニ被遣候由、尤ニ存候、併其元

十月廿九日

林丹波守 吉政
牧野傳藏 成次

長岡佐渡様

有吉頼母様

長岡監物様

御報

相追テ又一封至ル、其書ニ曰、

重而、廿八日之御状二通并從嶋原申來候、書中之写共三通令披見候、
切支丹一揆之百姓共嶋原ヲ引退、四・五里之処、在郷有馬と申所へ引
籠罷在候由、兼而ハ可為風説と存候處、弥右之仕合驚入存候、紙面之
趣一々言上申候間、御下知次第尤ニ存候、恐惶謹言、

(39) 十月晦日 林 丹波守 吉政 牧野傳藏 成次

長岡佐渡様 有吉頼母様 長岡監物様 御報

肥侯長臣擬籠輕卒於島城付監察使制止之事

熊本ヨリ島原へ遣ケル三者ノ物見、追々返来テ城内無人數ナリ、賊徒若城
中ヨリ遁レ出シ者ヲ、案内トシ攻具ヲ揃ヘ、再寄来ラハ、松倉方防戦ノ術
ヲ失イ、^{ヨソラ}怕クハ没落遠カラシト告シカハ、長臣等相議シアワシ、早ク御目
付ノ裁判モカナ、軍兵ヲ差向後詰ヲナシ、凶賊ヲ内外ヨリ挾テ悉ク討捕、
忽ニ平治セシモノヲ而ルニ、今緩長劔議ニ時日ヲ移サハ、樂屋ニテ声ヲ^{カラ}搞
シ、堤破テ土俵ヲ集ル、嘲弄ヲ受ルノミナラス、島原落城ニ及ナハ、賊ハ
弥逆威ヲ振イ、武家ハ面目ヲ失フベシ、然レトモ幕下ノ大法ナレハ是非モ

ナシ、唯弓鉄炮ノ足軽ヲノミ籠置タランニハ、左マテ制禁ヲ犯シ私ニ兵ヲ
起セシトノ御尤メハアラシト何モ商量シ、其旨ヲ重テ脚力ヲ勞シテ府内へ
相伺

急度申上候、嶋原城内小勢ニ御座候、其上城内ニ召仕候、下々嶋原領
分之者共にて御座候付、彼者共過半組合欠落仕候由ニ御座候、又切支
丹宗門之者共ハ次第ニ集申候由、取沙汰仕候、実正ハ不存候ヘ共、風
説之通申上候、左様ニ御座候ヘハ、最前申上候、切支丹宗門之者共嶋
原ヨリ四・五里引退罷在申候由ニ御座候、重而城攻仕候ハ、危御座候
由取沙汰仕候、有落城も仕候ヘハ、如何敷奉存候間、先鉄炮少々城内
ヘ籠置候而、扱加勢之儀ハ、重而隨御下知候而ハ、如何可有御座哉、
得御意申候、昨日申上候、御返事ニ加勢仕候儀ハ、無用と被仰越候
付、又右之段、得御意候ヘハ、延々ニ罷成候条、御返事拝見不仕以前
ニ申上候、如何様共御差図次第可仕候、為其如此御座候、恐惶謹言、

十月廿九日

長岡監物

林丹波守様 牧野傳藏様

両所見了テ大ニ唆シ、如何セント評定ス、サレトモ幕下ノ大法重ケレハ、
私ニハ許カタシ、所詮程ナク江府ヨリノ命令ヲ相待ニ如シト一決シ、遂ニ
返簡ヲ調ヘ、熊城ノ飛脚ヲ差返サル、其書ニ曰、

度々嶋原之様体被仰越候通、一々得其意存候、然者嶋原城内召仕候
下々島原領分之者共故、与仕り欠落申候由、其上宗門之者共城責仕候
者、城中人少ニて危被存候間、加勢之儀ハ差図と承候、是尤ニ存候、
兎角自江戸御下知可有御座候間、其内彼者共何とぞ静申、様々手立有

間敷候哉申迄無之候へ共、其段ハ各御相談肝要ニ存候、節々入御念候
通尤ニ候へ共、各々内御一人御出候而、御相談可有儀と存候、無左候
ハ、藤兵衛被参タル口上も不承候、無心許存候、猶替子細ハ進々可被
仰越候、恐惶謹言、

十月晦日

林丹波守

牧野傳藏

長岡佐渡様

有吉頼母様

長岡監物様

肥侯ノ長臣遂一二披閱シ、此上ハ兎角ノ議論ヲ費ニ不及、縱イ嶋原落城ニ及トモ、我等之ヲ如何トカスヘキ、如是府内ヨリ固ク制止セラル、上ハ、宣ク其旨ニ任セ見合ヘシト、松倉ノ家老ニ委曲ノ返書ヲ投シテ、河尻迄出置シ、志水伯耆力一備ヲ暫府城ニ招キ揚ケ、佐賀ノ城ニモ右ノ如ク制セラレケルニヤ、鍋鳶家ヨリノ出張、諫早豊前モ引取シカハ、燃ル火ニ薪ヲ添ル如ク、島原ニハ賊徒弥馳加リ、八千人ニ余リケレハ、遂ニ一車薪ノ大火トナリ、松倉家一滴ノ小水を以制シ、難凶賊破竹ノ勢ヲ震イ、其強暴ヲ恣ニテ、傍二人無キガ如^{アレバ}拳動ケリ、

神敵逆風偃天草付大矢野四郎之事

(41)

肥後国ノ一郡離レ鳶天草ハ凡四万石ノ地ニテ、肥前国唐津ノ城主寺沢兵庫頭從四品忠高ノ領分タリ、五穀水草潤沢ニテ、山海野村ノ利用満足シ、最モ富豊ノ采邑也、富岡ト云処ニ取出ヲカマヘ、長臣三宅藤兵衛尉重利ヲ以

テ城代トス、

伝二曰、富岡ノ城代三宅藤兵衛重利世禄三千石ヲ領知ス、又曰五千石与力合テ七千石ト云、足輕大將中鳶与左衛門七百石与ノ足輕廿人、古橋庄助

四百石組ノ足輕廿人富岡ニ相詰ル、又栖本邑スモトニ石原太郎左衛門在番スト、

然ルニ同郷大矢野ト云処ニ甚兵衛ト云農夫在、往日小西家ニ仕ヘ、浪々シテ、近年同国宇土郡ニ身ヲ潜メ居タリケルカ、耶蘇ノ邪宗ニ偏極ス、旧里ナレハ折々大矢野辺ニ徘徊シ、密ニ宗風ヲ扶起セントス、甚兵衛好次力子四郎トテ、才智萃^{スイ}ヲ抜テ、肝膽倫^{ハナ}ヲ離ル、今茲十六歳ニテ、身ノ長五尺ニ余リ、腕ノ力百鈞ヲ輕シトス、七・八歳ノ頃ヨリ好テ文ヲ学ヒ、略筆墨ノ芸ニ達シ、馬ヲ馳セ、剣ヲ試ミ、較兵軍ノ術ヲ慕ハントス、惜哉、其本ヲ忘、我国神聖ノ大道ヲ不知、多岐ニ迷テ暗ニ外蛮ノ風ニ靡キ、遂ニ邪法ヲ成就テ、益正道ヲ失シ、其奇怪ノ妖術ヲ為シテ、愚昧ノ鄉民ヲ驚駭シテ、大ニ邪暴ヲ利説ヲ逞フテ、惡逆ノ蛮族ニ引導ス、併是父甚兵衛カ野心ヨリ事起テ、終ニ天下ノ凶変トナル、元來魯鈍ノ農民邪正ヲ不レ弁、懶惰ノ官士、黜陟^{シユツチヨク}ヲ明ニセス、法令妄ナレハ、郡中ノ民人邪説ニ惑イ、誠ニ天使ナルヘシト各四郎ニ隨喜シ、囲繞偈仰メ、其指揮ニ洩ル者更ニナク、甚兵衛ハ家事ヲ休テ、隱遁ノ体ト成テ後見シ、万端世事尽ク、四郎カ欲スルニ從ヘリ、兼テ甚兵衛カ計シ如ク、五賊鳶原ヘ紛入テ程ナク、邪宗ノ一揆起リ、度々ノ戦ニ松倉勢動モスレハ、利ヲ失フ由、天草ヘ聞シカハ、四郎乃頭民等ヲ招集メ論シケルハ、我等日来此宗旨ヲ守リ、寸心誠有ユヘニヤ、其徳必有、隣已ニ今時至リ、鳶原ニコノ宗門ヲ興セリ、此勢ニ乘テ、倡ヤ当郡ニモ一揆ヲ企テ、彼等ト一味シ討出ナハ、凡九州ノ転切支丹時ヲ得テ、不レ招ニ馳セ集マリ、昔時ノ如ク繁昌シ、宗門ノ再興疑ナシ、天晴各好事節ニ生レ、会日ヲ迫テ、富貴ト為ント懸、何ノ弁舌ヲ巧ニテ勧シカハ、何レモ

(42)

一同感激シ、倍同志ヲ相催スカねテ、熊本ヨリ入置タル生間追々ニ立返リ、此趣ヲ報シケレハ、則長臣等相議テ、急キ飛船ヲ發シ、富岡ノ城代ヘ事ノ実否ヲ相尋、又三宅重利是ヲ謝シテ、遂ニ返簡ヲ送ル、其書ニ曰、早々預御札昨廿八日之御連状致拝見候、如仰今度鳶原表在々百姓

共、切支丹ニ立帰リ宮寺ヲ焼、自由仕候付而、鳴原衆專被相防候由申候、天草之内大矢野と申在所、其外小村二三ヶ所切支丹ニ立帰リ申候由、一昨日ヨリ承付候間、即時ニ可申付候、御用候ハ、可申入候由忝奉存候、相替儀候ハ、可申入候、恐惶謹言、

十月廿九日

三宅藤兵衛重利

申上候処、一々言上被成候間、御下知御座候ハ、早速被仰聞可被下由、乍恐奉願候、先事ニ如申上候、城内弥人少ニ相見ヘ危御座候由申候、隨而寺沢兵庫頭殿御領分天草ニモ、右切支丹端々蜂起仕候由、取沙汰仕候付、天草ニ居申兵庫頭殿御内三宅藤兵衛と申仕候所如是、藤兵衛方ヨリ申越候間、彼方書状之写を仕、懸御目申候、猶江様子尋ニ使者遣申候、今日罷帰候、天草ニモ蜂起仕候儀必定之儀

長岡佐渡様
有吉頼母様

長岡監物様
有吉頼母様

御報

或説ニ、凡兵ヲ用ルノ要、三軍ヲ頼ンテ動ス所ノ術ハ、用間ノ法ニ不レ如、用間行^{テメテ}ノ術千変万化有ト云トモ、其実ハ唯是敵ノ情ヲ知テ、其動静虚実表裏強弱等ノ形勢ヲ明ニ察シ、速ニ之ニ応シテ、全ク勝ヲ得ルニ在ノミ、而ルニ今肥侯ノ長臣能ク間ヲ用テ、鳴原天草ノ如キ凶賊ヲ起所ヲ早ク知ル事、勝テ計ヘカラス、殊更富岡ハ、同国タリト云トモ、熊本ヨリハ海陸數十里ヲ隔タル、遠島ナレハ縱イ、穆王ノ八匹ノ駿蹄ナリトモ、豈片時ノ往復ヲ為ンヤ、然ルヲ天草ノ賊徒凶変ノ兆ヲ知事、恰モ神ノ如シ、是ヲ以天草表ニ使者ヲ遣テ之ヲ訪、城代三宅モサル武功ノ老臣ニシテ、漸ク一昨日ヨリ賊乱ノ事ヲ聞付タリト返詞ス、然ルヲ遠途ヲ隔タル、熊本ヨリ早ク知テ相訪処ハ是ヨク間ヲ用タルニ非スヤ、三宅即答ニ加勢ヲ不レ乞シテ、即時ニ可申付ト云ル事、勇ミ有テ聞ヘシト云云、肥後ノ府城ニハ、長臣等日々長岡佐渡興長カ宅ニ会シ、三宅重利カ返書ヲ披見シ、此上ハ天草ノ一揆明白也、倡ヤ府内ニ注進セント、彼返書ヲ書写シ、重テ羽檄ヲ飛セシニ、兩監使披閱アル、其

書二曰、

(43)

昨日晦日之御返札、今朝日中ノ下刻參着致拝見候、鳴原之様子、追々

霜月朔日
長岡監物
有吉頼母
長岡佐渡
牧野傳藏様
林丹波守様

長岡佐渡

御報

兩所委細ニ披見在、弥当惑シ一揆カク処々ニ蜂起スル上ハ、江府ノ命令ヲ相待ニ不及、先近國ノ勢ヲ以、退治スヘキカト相談シ玉イケルカ、又怕クハ上裁ヲ不待、私ニ兵ヲ起疎忽ノ働也ト御尤^{トカメ}モアラハ、如何ト決断ナク、所詮江府ノ釣命ヲ受ルトモ、亦程アラシト議定セラレ、遂ニ返書ヲ送ラル、

御使札令拝見候、内々被仰聞候鳴原加勢之儀、御下知被相待候間、得其意存候、將又寺沢兵庫頭殿領分天草ニも右切支丹端々蜂起申候由、取沙汰仕候付、天草ニ罷在候、兵庫頭殿内三宅藤兵衛与申仕方ヘ、様子尋ニ使者被遣候ヘハ、天草ニモ蜂起必定之旨、藤兵衛申遣候故、彼方狀之写、御越則披見申候、此儀必定ニ候共、弥從江戸御左右次第、可然候、恐惶謹言、

十一月三日

林丹波守
牧野伝藏

有吉頼母様
長岡監物様

如是返詞アリ、隣国ノ援兵ヲ堅ク停止有シカハ、肥侯ノ長臣モ已事ヲ得ス、控居タリ、彼等モ具ニ書ヲ以、江府ノ邦君へ度々注進シ、毎度邦君自筆ノ返書ヲ玉ワル右所思不載之、領内所々ノ法令ヲ厳密ニシ、津々浦々ニ番所ヲ構ヘ、堅ク旅人ヲ出入ヲ改メ、間ヲ防ケ備ヲナシ、鳴原加勢ノ上裁ヲ今ヤ遲ト待居タリ、其外西國ノ大小名悉ク參勤ノ中ナレハ、国人此事ヲ伝聞、何ヲ弁タル方モナク、一犬影ヲ吠レハ、万犬声ヲ吠ルカ如語リ合、聞及ス候ヤ、邪宗ノ一揆起リ、肥前肥後ニ充满テ、其數幾千万人トモ計カタシ、賊徒相議シ、南蛮國ト牒シ合、程ナク日本ヲ攻取ル約ヲナシ、神社仏閣ヲモ炎上シ、神仏帰依ノ人民ハ悉ク切害セラレン、天下常暗トナルヘキト種々ノ凶瑞ヲ語リ合イ、浮説区々ニ喧シク、上ヲ下ヘト周章シ、貨財ヲ藏シ兵具ヲ荷イ、人馬ヲ集メ、糧水ヲ運、東往西遷鬧シク、市店ノ万物値ヲ倍シ、貴賤老少打集、論議評定トリ／＼ニテ、手足ヲ空ニシ驚騒キ、浮シ漂ヘル事斜ナラス、四海ノ洪波ト成ニケル、

擣三四郎之伯父母姊於郡裏浦付伯父母口書之事

中ニモ大矢野ノ大庄家山城小左衛門ハ、大矢野甚兵衛好次力弟ニテ、家産モ亦不乏、専ラ邪宗ニ染着シ無ニノ偏僻ナリシカ、其辺一万余石ノ地ヲ尽ク邪宗トナシ、其外一揆ヲ驅催シ、他ノ村里へ押寄ニ候、不隨者ヲハ切害シ、強テ邪宗ニ引入ル、兼テ支配ノ農民ハ暴威ニ怖レ、阿順リテ一人モ背ク者ナケレハ、甚兵衛父子ト肩ヲ並ヘ、逆威ヲ震事限ナシ、然ルニ賊長甚兵衛身ハ天草ニ在テ妻娘ヲ宇土ニ残置、今度ノ企露顕セハ必定、彼等ヲ召捕シ、誅セラレン事疑ナシ、而テ、我等六旬ニ余リ、栄耀ヲ極ムトモ、彼等ヲ殺サレテハ、何ノ樂力有ヘキト、日夜心ヲ傷シメ、窮食ヲ安ンセス、

(45) 弟ノ小左衛門此体ヲ見ルニ忍ヒス、潛ニ計リ、妻子ヲ連来ント云、甚兵衛喜ンテ小左衛門ニ之ヲ頼、遂ニ小左衛門上下十人斗、小舟ニ乗テ押渡リ、忍テ宇土ニ至ント、郡ノ浦ニ差向フ、郡ノ浦ハ宇土郡ノ内ニシテ、天草ヘノ海岸也、細川

家ノ領内ニテ、稠シク番ヲ相勤メ、旅客ヲ堅ク相改ム、カ、ル処ニ小左衛門思モ不レ寄、十月晦日申ノ刻斗ニウカ／＼ト着岸シ、転邪宗東九郎右衛門ト云浪人カ家ニ来ル、番人此体ヲ見ルヨリ早所ノ大庄官郡ノ浦彦左衛門ニ相達ス、折節彦左衛門ハ出郡ノ中ニシテ、嫡子太郎吉十五歳ニテ留守居セシニ、彦左衛門カ老母七旬ニ余ルト云トモ、血氣ナヲ衰ヘズ、此事ヲ聞、連々察セシ如クナリト、太郎吉ニソレ／＼ノ手術ヲ示シ合セ、其外ノ民首ヲ相催シ、サアラヌ体ニテ出合懇ニ挨拶シ供ノ者トモ別處ニヲキ、山海ノ珍味ヲ集メ、種々ノ饗応美ヲ尽候、舜泉ヲ瀧ノ如ニ酌テ醉ヲ勧メ、佳者丘ノ如積テ興ヲ催、甚之ヲ娛シム、元來貧愚ノ郷民、何ノ思慮ナク打クツロキ、残盃ニ集ル蠅ノ如ク上下不覺ニ沈醉シ、前後ヲ忘レ、枕席ヲ脱シ、齁々タル鼾声坐外ニ轟ク、老婆此体ヲ見スマシテ、時分ハ好ゾ早掛レト隠シ置タル、究竟ノ若者トモニ下知スレハ、太郎吉ヲ始トシテ侍カ子タリト戸壁ヲ蹴放チ、躍リ出ヅ、賊徒驚キ起上リケルヲ、老婆透サズ小左衛門カ手ニ取付テシツカト噛テ、少モユルサス、何モ啖レ逃ントスルヲ、ヒタ／＼ト取巻テ、太郎吉鉄炮スクメニシ、弥カ上ニ落重リ、一人モ不残擄捕ル、先一番三四郎力伯父、大矢野一揆ノ大将山城小左衛門其次ニ小左衛門力弟・同左太郎一本二／＼太兵衛小左衛門力舅・渡辺一本二／＼漁戸小兵衛・其弟同長次郎外ニ僕六人也、加之、惠部邑ニモ人ヲ遣、甚兵衛力妻之娘ヲモ共ニ擒ニシ、都合十二人稠シク之ヲ守衛セシム、此時郡ノ浦警衛ノ士永良彦太夫モ駆來リ、裁判シ囚所ノ者トモヲ獄屋ニ繫キ、即刻熊本へ注進ス、依之右生捕人受取トシテ、府城ヨリ金津又十郎・小林十右衛門ヲ差遣ス、彼等

囚人ヲ請取テ府城ニ帰り、堅ク守衛ヲ致サシム、邦君此節ノ勵ヲ感賞シ玉イ、郡ノ浦太郎吉ニ采地ヲ賜ワル、

伝ニ曰、郡浦太郎吉先祖ハ阿蘇大宮司家臣也、今度太郎吉ニ禄三十石ヲ賜リ、其後父彦左衛門力作高八十石ヲ、子三郎左衛門ニ下サレ、留守居組ニ召加ヘ、郡ノ浦ノ定番役トナルト云、又曰今度ノ囚人共ヲ熊本ヘ引寄セ、明年正月耶賊有馬籠城ノ中乃美市郎兵衛町市之允ニ令テ吟味シ、口書ヲ調シムル事如左、

(46) 私ニ曰、此節四郎カ母娘ヲハ、細川手

大矢野小左衛門口書

三測内匠昭正手ニ摘此書成テ、
後之ヲ聞事ヲ得タリ、故ニ附錄

朽木氏ノ伝ニ之ヲ書記ス、

四郎奉公仕候へと、甚兵衛私共も申候得共、十五・六の内ハ我身自由ニ仕候事不罷成候間、時分を以奉公可仕由申候、是ハ何共合点不參候事、

一私小兵衛被召捕候様子嶋原切支丹之起、十月廿五日頃軍御座候而、其様

子廿六日ニ口ノ津五郎作と申者鍋島ヘ参、所々同前ニ我等親傳兵衛藏野

村ニ居申候、左候へ共、四郎ニよしみ御座候付、彼藏野村ヘ罷居申候

者、五郎作湯島の清左衛門六・七人参、高来ニハ面白様子出来、四郎殿

を取持申候由申越候、何とて油断候哉、急渡海仕候へと申候付、十月廿

七日ニ栖本ヘ罷越、御代官へ大矢野皆々、貴理昨旦ニ立戻候由申候、廿

八日ニハ肥後の国ヨリ天草ヲ御ふミつふし被成候由、取沙汰申候付、藏

野ヨリ三角ヘ一兩人遣見候へ共、早船も無之左様成体も見候不申候、夜

中ニ而御座候而、知レ不申候由申候付、定而、然者様子不承者と存、我

等小兵衛ニ寔正其通ニ而御座候哉、去とてハケ様成、様子見届不申事、

浅間敷と存、我々廿九日之朝龍渡候、然処ニ我々申候ハ、郡浦彦左衛門

と申庄屋ニ小用所ニ而逢申度由申候而、毎の磯ヘ舟も付候へハ、御法度

二而御座候間、船津浦へ船ヲ着候へと申候付、船津浦へ参申候、左様候
へハ、小兵衛・太兵衛罷上リ、庄屋ニ逢申度由申候へハ、庄屋留守にて

其所ニ鉄炮ヲ持、年頃三十・五十斗の男式人參リ御法度ニ而候間、先々
留リ候へ様子庄屋ニ可申由申候付罷在候処、早速宇土郡奉行衆被成御
座、我々ニ被仰候ハ、何とて參越と御尋ニ付、右之様子申候へハ、天草
者を留置、如何ニ候へ共、惣奉行衆へ申達、御意次第ニ可仕と被仰、し
はらく御留置被召置候處、侍衆數多御出被成候而、我等ニ繩を懸候へと

被仰候間、則繩を懸リ、熊本へ参り候、其後跡之様子ハ存不申候、以

上、
寛永十五年正月廿五日
大矢野庄屋小左衛門 判
天草之内

(47)

乃美一郎兵衛殿
町 市之允殿

覺

一四郎母申候事、四郎時貞年ハ十六歳、九ツノ年ヨリ手習三年仕候、学門
五年程仕候、四郎長崎ヘ節々参、学門京・大坂ヘハ不參候、四郎九月
晦日ニ大矢野江参候而、宿ハ小左衛門弟所ニ罷在候、小左衛門弟ハ四郎
姉聟ニ而御座候、

一四郎親ハ十月九日肥後之宇土ヨリ迎ニ参候へ共、小瘡相煩申候由ニ而不
參候、親も一所ニ罷在帰リ不申候、四郎父祖も大矢野ニ在之候、

一小左衛門申口之事、医師之玄札年廿八、加藤与左衛門家老上田源太夫年
卅七八、大膳年五十、是等ハ松倉長門守家中ニ而、出入仕候時退候、
上津浦ヘ有之事、助兵衛年四十斗、右之大膳親類ニ而同時ニ退候、大津

ニ有之事、

一平兵衛年五十七・八、是ハ天草栖本譜代加藤肥後守ニ、數年奉公仕候

時、幼少之間、下川又左衛門と平兵衛万端申付置候成仰仕候而近年退申、十年以前ヨリ柳と申所ニ罷在候、定而今度ハ可致籠城之事、

一向坊主、是ハ廣嶋之浪人之子ニ而上津浦ニ罷在候事、

一喜兵衛年五十斗、七左衛門年廿七・八、七兵衛六十、右三人上津浦之庄屋

ニ而候事、

一弥兵衛五十歳、小左衛門舅庄屋ニ而御座候事、七左衛門年五十歳、是ハ大矢野庄屋と親類故罷在候、監物是ハ有江村ニ罷在候、此子先年宗門故

ニ相果候、右之奉公人、

一善右衛門是ハ、高来郡之者、すつニ罷在候、甚兵衛是ハ四郎太夫時貞父古小西摂津守奉公人也、戸浦忠右衛門五十、小川村太郎左衛門年六十

程、以上、

寛永十五年正月

乃美市郎兵衛
町 市之允

(48)

箕田島原記二戴ル所

肥後ノ国宇土郡ニテ召捕候人数、大矢野村小左衛門・同娘・同甥ヨイ小兵衛下人

四人四郎母五十四四郎姉廿四五四郎姉ノ娘七ツ、甥七ト云、愚按今本文ニ戴ル

所ノ人数ハ郡ノ浦氏ノ伝ニテ、此人数以下小異アリ、本文ハ又有馬記ニ因

テ書ストイヘトモ、是亦天草一揆ノ始発等ハ定テ、此小左衛門口書ノ趣ナ

ルヘシ乎、衆書ノ旨ニ任セテ四郎カ伯父小左衛門ト書ス、然ルニ四郎母口

書ニ小左衛門弟ハ四郎姉智ニテ御咄候トアリ、然レハ四郎姉ノ為ニモ小左

衛門弟ハ伯父ナリ、是ト夫婦トノ事不審ナリ、蓋シ小左衛門ハ四郎伯父ニシテ、其小舅小兵衛弟長次郎乃四郎カ姉智ナルヲ、偶誤テ、小兵衛ヲ小左

衛門ト書タルニヤ、

賊徒乗夜欲奪囚人付河喜多疑兵之事

去程ニ小左衛門カ船頭之ヲ聞テ逃還リ、然々ノ由ヲ語ル、甚兵衛父子大ニ怒リ、急度生捕ヲ奪返サスンハ、熊本ニ連越スヘシ、其時我等臍ヲ噬ムトモ、及マシ、一刻モ早ク発向スヘシト、血眼ニ成テ下知スレハ、宗徒ノ健民之ニ從イ、都合其勢一千余人鐵炮数百挺ヲ携テ、大小ノ船ニ取乗、霜月朔日、郡ノ浦ヘ押渡ル、郡ノ浦ヘモ此事聞ヘテ大ニ驚キ、防戦ノ術ヲ失、

郡ノ浦彦左衛門父子等相斗、地筒地侍ヲ少々駆集メ、鐵炮ヲ打タセント、海辺ニ並シカトモ漸々タル江岸ニ僅ノ人数ヲ置タレハ、何処ニ人在トモ見

ヘス、アワヤ敵船押寄ナハ一屯モ堪ヘシト危ミテ、互ニ遙ニ見合テ、啖呆タル行粧ナリ、茲ニ三角浦張番ノ士河喜多九太夫正重後改藤吉ト云者アリ、

今夕郡ノ浦近ク廻り來リ、敵寄來ル由ヲ聞テ、三角ヲ閣キ、直ニ驅着、郡ノ浦ニ至ル永良郡ノ浦等大キニ患イ申シケルハ、程ナク此地ニ敵寄來ル体ナレハ、防戦ノ手立ナシト云、九太夫聞テ敵味方ノ人数何程カラント云、天草大矢野ノ人数大凡千五百ノ積ニテ、五百ハ留守居トシテ今來ル處、千人程ナルヘシ、味方ノ人数ハ此四人ニ當所ノ地、人合テ五、六十ノ間也、此者トモモ、大方逃支度ノ体ナレハ、物ノ用ニ立ヘカラス、我等トモハ、当地持口ノ事ナレハ、此磯辺ヲ枕トシテ討死ノ外覺悟ナシ、足下ハ三角浦持口ナレハ、早ク帰ラレ可然ト云、九太夫四人ニ向イ、此急難ヲ見捨テ無

(49)

事処へ帰ルヘキヤ、心一致セスンハ事成マシ、八幡モ照覧アレ、各ト一所ニテ、如何様ニモ果スヘシト云テ相談ス、四人モ大ニ脱服ス、兼テ浜辺ニ付置タル斥候冲モノミノ方ニ、櫓声アル由ヲ注進ス、五人磯辺ニ下リ人数改ケルニ、六十人ニハ不足也、九太夫カ曰、各ノ心掛余義ナシト云トモ、退テ愚案ヲ廻スニ今、大敵ノ勢ヲ得テ渡来ル、海岸ヲ僅ノ人数ヲ以、抑ヘル事利アルマシ、ケ様ナルヲハ、古人モ敵地ノ兵トヤラン云テ嫌フトカヤ、味方

多勢ナラハ岸ヲ去テ陣ヲナシ、引上テ討ヘキ術モ有ヘシ、而レトモ斯小勢ニテハ、尋常ニテハ、中々難カルヘシ、明ナハ諸方ヨリ人數モ集ヘシ、今夜ハ謀ヲ以テ敵ヲ欺キ、孔明カ門ヲ開テ、敵ヲマトハセシ軍慮ニ習イ、賊徒寄付カサル様ニシテハ、如何ント云、彦太夫・彦左衛門大ニ悦ヒ、左様ノ計策アラハ、此上ヤ有ヘキ何事ヲナスモ、邦君ノ御為ニシテ、私ノ義ニアラス、然ルヘキ妙計アラハ、早々用意スヘシト、九太夫ニ任附ス、乃村繼キニ相触テ、男女童翁悉ク駆催、近刃ノ山々ニ上セテ、一・三里カ間ニ遠篝ヲ燒連ス、又切火繩ヲ四・五尺程ニ用意シ、或ハ竹ニ挟ミ、或ハ人ニ持セ、火繩不足ハ舟ノ綱を俄ニ解イテ、四・五尺ハカリニ糺テ火繩トシ浜辺四・五町ノ間ニ立並ヘ、篝ハ五・六十間程ニ段々ニ燒続ク、必定今夜ノ汐ニ来ルヘシト考ヘ、九太夫海岸ヲ走リ廻ル、短日忽夜ニ入テ暗ニ紛レ、物見ノ舟浜辺ヨリ二・三町ノ内外迄二三度来ル、暗夜ナレハ船ハ不見ト云トモ、櫓声ヲシルヘニ、切火繩ノ間ヨリ鉄炮ヲ少々打カクル、案ノ如ク賊徒ノ舟海上ヨリ見渡セハ山々谷々絶間無焼連タル遠烽ト浜辺ニ立ル火繩ノ光、海潮ニ相映シテ、幾千万ト云數ヲ不知鉄炮ノ響、浪ノ音、磯ノ松風吹、添テ鬨ノ声カト怪マル、此勢ニ眼ヲ奪ワレ僻易シテ、アナ夥シ熊本ノ猛勢已ニ出張シ、稠シク備ヲ設ケタリ、斯ル所ニ我々式替ル手立モナク、攻寄ルトモ利在マシ、飛テ火ニ入ル夏ノ虫命在テノ手柄也、嗚呼ノ高名ハセヌニ不レ如ト故、老ノ者トモ之ヲ制シ、一同ニ船ヲ漕戻シ、我先ニト北走ル、誠ニ河喜多力疑兵ノ謀略ニ依テ、刃ニ寡スチスラ大敵ヲ事故ナク退散セシメ、何モ虎口ノ難ヲ免カル、翌日府城ヲ始メ、諸方ノ人數集リテ、大勢ニ成シカハ、敵モ弥怖ヲナシテ來テ、子ハ暫、安堵ノ思ニ住ス、

唐津ノ軍勢加テ富岡城事

天草ノ片葉ヲモ早鎮カ語止サリシカハ、遂ニ銃鎗ヲ用ニ至リ、神敵弥強

大ニナリ郡中渾テ党ヲ結、邪志ヲツニシ年貢ヲ不レ収、日役ヲ不勤、宮

(50)

寺ヲ破壊シ寺院ヲ焼亡ス、寺沢家ノ法令有レトモ無カ如、鄉官ヲ挫キ、抑ヘノ輕卒ヲ却カシ、暴逆ヲ震事不レ斜、富岡ノ城代三宅藤兵衛重利大ニ怒リ、先張本ヲ召捕テ、糾明ヲ遂ヘシト、手勢百人斗ニ鉄炮六十挺ヲ相添、都合三百余人ヲ大矢野・上津浦辺ヘ差向ヘシト下知スル所ニ、代官其外押慕盛ニテ小勢ヲ以当カタシ、多クハ土民ノ一揆ナレハ、万端淺ハカナラント思イシニ、案ノ外ニ大方小西撰津守召仕イシ、度々合戦ニ名ヲ得タル、一騎當千ノ諸浪人、又ハ昔日ノ天草伊豆守家人ノ末ニテ、武具ヲモ多嗜ミ、兼テ軍法ヲモ伝受シ、物馴タル故、老ノ勇士多、殊更大將四郎ト申ハ、勇氣智謀無双外法成就ノ若者ニテ、壁上ニモ馬ヲ騎上ケ、浪ノ面ニモヨク飛行シ、雨ヲフラセ風ヲ吹セ、天地ヲ動カシ、雷霆ヲ挫ク、變化奇妙ノ術ヲ得タリ、其外相劣ス、曲者若干也、依之大矢野千束ハ云ニ不及、栖本上津浦渾テ郡中ノ村々不残一味シ、凡十万ニモ及フヘシ、斯ル剛強ノ大敵ニ小勢ヲ以テ向 WAN 事、卵ヲ以テ盤石ニ投ルカ如ク、偏ニ是蠟蠅カ斧ナルヘシ味方ノ敗軍必定也、然レハナマレイ 懸ナル軍ヲシテ、却テ武略不足ナト、世ノ嘲嘆ヲ受ン事如何アラント語リケレハ、サシモノ三宅当惑シ、此上ハ自力ニ及カタシト、大矢野發向ノ事ヲ止メ、先城下近郷ノ土民ノ妻子ヲ召捕テ、質ヲ委ね、此辺ヲ静メ置キ、唐津ノ家老ニ飛船ヲ以、此趣ヲ注進シ、援兵ヲ乞事頻ナリ、唐津ニハ城主參勤ノ中ニテ、留守居ノ臣相集リ僉儀スルニ、天草ヘ加勢ヲ差向ヘント云モアリ、又否々是ハ農民ノミノ企ニアラス、何様反逆ノ誠ニ、彼等ヲ勧メ、一揆ヲ起サントスル者アルヘシ、妄ニ加勢シ、根城ノ人數ヲ散シテハ、後悔スルトモ甲斐アラント云モ在リ、評議区々ニシテ更ニ一決セス、富岡ヘノ加勢延引ス、其間ニ賊四郎ハ益凶徒ヲ駆催シ勢竹ヲ破カ如、猛威ヲ振事無限、モシ急ニ制セスンハ、其災量ルカラスト三宅頬ニ喘ヘギ、唐津ヘ急ラ告ル事並波ヲ打チ間モナシ、而レトモ帆程五十里ノ海上ヲ隔シカハ、風ニ逆イ潮ニ向ヘハ、中々容

易ニ事ナラス、闊憤トモ為方ナシ、唐津城ニハ家老寄合緩々トシテ、土民ノ挺変血氣ニ侵サシ

(51)

縦イ、郡中ヲ一ツニシテ、起ルトモ鋤鉤ヲ以テ、耕耦ノ業ハ得ヘシ、弓矢ヲ把テ何ヲ合戦ノ道ヲ知シ、下劣ノ農夫武家ニ対シ、片時ノ勝負思モ不寄、異議ニ及ハヽ、一々ニ踏倒シ、搦捕テ首ヲ刎シニ、何ヲ難カラシ、而ルヲ如是有レ事ゲニ申越ハ、偏ニ是三宅藤兵衛衆愚ノ浮説ニ聞怖シ、仰天

セリト覚タリ、古来名ヲ得シ武士トモノ謀反ヲ企ル時、タニモ不レ騒ヲ以名譽トス、況ヤ野人土民ノ一揆スレハトテ、何事カ在之、怕ラクハ、藤兵衛老耄ノ所為ナラント相疇テ、時日ヲ移ス、三宅ハ弥憤激シ、飛札度々至來シ、書面ニ怒ヲ含シカハ、サラハ頓テ加勢ヲ差向ヘシト定ケルニ、寺沢家武道ニ怠惰アリシニヤ、予テノ軍備定法ナク我往ニ誰留シト互ニ進止ヲ相諍イ、甚以喧シカリシカハ、長臣等持扱イ、鬪ヲ取テ勝負ヲ定、其旨ニ可任ト之ヲ宥、勝鬪ヲ取テ向フ人々ニハ、士大将岡嶋二郎右衛門三千石・同七郎左衛門二千石・沢木七郎兵衛千五百石・三宅重利力嫡子藤右衛門千石・四人武者奉行ニハ、原田伊予千石・并河九兵衛五百石・二人組外林又右衛門義道千石・足輕大將ニハ柄本五郎左衛門五百石・並河太左衛門五百石・二人組外林又右衛門義道千石・渡辺与次右衛門五百石・国枝清左衛門五百石・小笠原斎五百石・柴田弥五兵衛三百石・嶋田十郎左衛門四百石・以上八騎一組、各足輕二十人都合鉄炮百六十挺、雜兵トモニ千五百人、十一月五日唐津ヲ出船シ、同七日午ノ刻斗ニ富岡ヘ着岸ス、

或說ニ、唐津勢会場風波不穏、同九日着船富岡云

箕田鳴原記曰、天草ノ切支丹トモ十月廿六日比ヨリ一揆ヲ発シ、天草ノ内大矢野村・上津浦村・下津浦村・須子・赤崎・島子・大浦・合津・今泉内村・河内村ナト、云、所々同心シ、同月廿七日ヨリ一揆ノ色ヲ立ル嶋原天草トモニ、是皆益田四郎時貞力勧ヲ信仰シテ一揆セシムル由中略三宅藤兵

衛十月十九日大島子ト云処ニ出張シ、町山口村・食場村ト云処ニ宗門勧ル伴天連アリシヲ、一兩人搦捕死罪セシ間、右両村ハ鎮ル、又宮司嶽ト云村ニ行フ、ケ様ニ稠シク仕ル間、村々一旦ハ、鎮ル中略三宅藤兵衛大嶋子ヨリ帰テ早々唐津ヘ申遣スハ、当表切支丹一揆ヲ起スノ間、大嶋子マテ今出張少々相鎮

(52)

候ヘトモ、上津浦中略柳ノ瀬戸辺、一揆漸々ニ令蜂起、此城ノ人数斗ニテハ難退治候間、為御加勢組頭衆ニ組程早々被差越候様ニト云、此使十一月二日卯ノ刻参着ス、唐津ニハ兵庫頭留守ヨリ岸田助太夫ト云者使ニテ、翌三日寅ノ刻江戸ヘ注進ス、其後何レモ評議シテ、三宅方ヨリ加勢ニ組ト申越セトモ天草モ大島ナレハ、一揆弥増モ難計、四組遣シ可然由、相決闘取テ、岡嶋以下之略四組同五日出船、海上四十八里同十日到着スト云、

賊徒欺唐津勢付寄手分散事

唐津ヨリノ援兵、飛龍ノ水ヲ捲テ天ニ昇カ如勇進シテ舟ヨリ上リ、城中二入テ、三宅重利ニ謁ス、城兵モ始テ蘇活ノ思ヲナシ共ニ進ンテ、賊徒誅伐ノ商議ヲナス、然レトモ衆評紛糾トシテ、未レ決空ク日ヲ費テ詮モナシ、兵刃ヲ接テ勝敗ヲ一戦ニ試ルニ不レ如、サレトモ上津浦ヘ押寄スルハ、長途ヲ経テ人馬ヲ勞シ、敵ノ迭スルヲ討ン事無謀ニ似タリ、然レハ五里程出張シ一本二理、本渡ノ辺ニ屯シ敵ノ動静ヲ見聞シ、其上ニテ軍慮ヲ廻シ、変ニ隨テ退治セント相計リ、同八日ニ富岡ヲ発シ、本渡ノ方ヘ押行テ、庄官カ宅ヲ本陣トシ、各村中ニ宿ヲ取泊ヲ求テ、心々ニ暫ク人馬ヲ憩息ス、四郎予メ之ヲ察シ、本渡・嶋子ノ郷民ヲ悉ク耶宗トシ、一味□血ノ盟ヲナシ、謀計ヲ委示シ合セ、人質ヲ取テ約ヲ堅クシ置シカハ、何モ何レモ心服シ居タリキ、斯テ民首等ヲ召集メ、岡嶋・澤木等威儀ヲカタ刷イ、敵ノ模様ヲ問ケレハ、民首頭ヲ地ニツケテ曰、近來大矢野四郎父子、邪宗ヲ弘メ、

親疎ヲ不レ選、理不尽ニ推テ宗門ニ引入レ、若違背ノ色アレハ忽ニ切害ス、依之郡中ノ諸民已ム事ヲ不レ得、當時ノ急難ヲ避ン為、旦ハ妻子ノ身命ヲ憐ミ悉ク一味仕ル、而レトモ当村ト鳴子ノ者ハ互ニ縁家ノ好ミアリ、殊更ニ忠高公二代ノ御領知ニテ、数十年ノ恩恵ヲ蒙リ候ヘハ、我等ニ於テハ縱イ、幾ノ難ニ逢トモ、今更邪宗ニ与スヘカラスト、両村一樣ニ申合セ、左右ニ事ヲ執計イ、今日マテハ一味ノ返答仕ラス、此旨志岐村御奉行ニ言上可仕処ニ、若上津浦ノ者トモ押懸狼ゼキ可仕歟ト用心シ、不思注進延引ス、斯ル處ニ御歴々大軍ヲ卒シ討出玉ヘハ、吾々蘇生ノ大幸也、四郎ヲ始鄉民トモ此猛勢ニ恐怖ヲナシ、無程降参仕ラン、尚又是ヨリ鳴子ノ辺ヘモ御人數ヲ分テ向ラレナハ、

(53)

味方ニハ勇氣ヲ添、敵ハ弥氣力ヲ落シ、何ノ手モナク易々ト御勝利必定ナラント実シヤカニ申ケレハ、三宅ヲ始、士大将何レモ安堵ノ笑ヲ含渠等力申旨ニ任セ、サラハ鳴子ヘ人數ヲ差向ヘシト、三宅藤右衛門ヲ大將トシテ、並河九兵衛・林又右衛門・砲長国枝清左衛門・中嶋与左衛門、古橋庄助、組ノ鉄砲六十挺、其外林小十郎・大野助左衛門等ノ騎馬十五人雜兵二百人余人ヲ引分テ、同九日本渡ヲ立テ、小鳴子ノ方ヘ進發ス、島子ト云ハ味方ノ陣ヨリ東北ノ方四・五里ヲ隔、南ハ峻嶺嵯峨ト側チ、北ハ江海蒼茫ト漾ヘ、東西ニ嶮岨ノ石径通シ、且本渡・栖本ノ間一里余ノ遠干潟ヲ涉ル芻蕘稚鬼ノ往来ニテ、一騎打ノ切所ナレハ、一夫怒テ戦ヲ揮ハ万卒モ通り難シ、僅ニ先箭一里ヲ隔テ、上津浦ニハ神敵猛虎ノ威ヲ震イ、勢漸九州ヲ呑テ充满タリ、斯ル地勢ヲ不レ弁、多カラヌ味方ヲ差向ケル、軍慮ノ程コソ覚束ナキ其ノミナラス、栖本ヘモ賊徒押寄ルト聞ヘシカハ、倡ヤ茲ヲ押ヘント岡嶋七郎左衛門ヲ將トシ、砲長栖本五郎左衛門ヲ差添ヘテ遣シケル、或日、鉄砲四十挺ヲ相添ルト云、而レハ外ニ一人足輕大將ヲ遣ケルカ未考肥前島原記二曰、栖本村ノ石原太郎左衛門ヨリ其子小太郎ヲ以、唐津

勢ヘ云越ケルハ、頃日一揆ノ方ヨリ申来リケルハ、若一味ナラハ其通リニテ召置ヘシ、左ナクハ押寄テ可討果ト云、此儀ヲ後ニ考ルニ、本戸ニ在ル唐津勢ヲ所々ニ分散セシメ、不意ニ可押掛トノ謀ト察セリト通達ス、依之何モ相議シ、返詞シケルハ、今太郎左衛門小勢ニテ在番無覺束、本戸ヘ越サレ可然ト云、而レトモ太郎左衛門・栖本ヲ明テ退ン事弓矢ノ道ノ恥辱也ト隨ハサリシカハ、岡嶋七左衛門・栖本五郎左衛門ヲ加勢トシテ遣ケルト云、又潮干ノ渡モ心許ナシトテ、鬼ノ池ト云処ニ前以遣置ケル人數ヲ引取テ、亀ノ河ヘ沢木七郎兵衛、砲長渡辺与次右衛門ヲ差遣シ、潮干ノ渡ノ押ヘトス、其外諸所ヲ見計イ二十人・三十人配分シテ、此所彼所ヲ守ラセシカハ、本渡ハ自ラ無勢也、寺沢家兵法ノ修練ナク、視觀察ノ眼ヲ不着ユヘ賊徒ニ欺レ敵ノ虚実ヲ不レ辨、唯是頑空ニ法モナク、守ル処多ケレハ不寡カヲ、所ナシト孫氏ノ言的然ナリ、此時若賊徒手ヲ廻シ、海辺ヨリ潛ニ富岡ノ城ニ攻入ラハ、何レモ出軍ノ内ニテ、誰力防者アラン、易々ト城ニ入替テ、根ヲ堅セハ勇々シキ大事成ヘキニ、賊徒モ心ヤ着

(54)

サリケン、寄手ノ士卒ノ僥倖也、

征伐記二卷二曰、一揆ノ徒党打寄口々ニ申ケル中ニ、山善左衛門ト云者甚兵衛ニ向テ申ケルハ、唐津人數大勢ニテ本渡・鳴子ニ打出シ、上津浦ヘ寄ルト云、先シスル則ハ人ヲ制スルノ利アリ、イサ此方ヨリ出向討テ、勝負ヲ決セント、上津浦近辺ノ在々ヲ烽火ス、是ヲ本渡ノ勢トモ方々ヘ散シヨキ、其隙ヲ討シタメトソ聞ヘシ、唐津勢ハ是ヲキ、内々サコソハ思イシトテ、アソコヘハ廿騎、爰工ハ三十騎、斥候ノ為ニツカワシケレハ、敵ノ慮計ニ乗シテ本渡ニハ無下二人コソ無リケレト云、

寛永治迹卷之三終

南島原市文化財調査報告書 第二十一集

『寛永治迹（一）』

島原・天草一揆関係文献調査報告（一）

令和三年三月三十一日

発行 長崎県南島原市教育委員会

〒八五九一二四一二

長崎県南島原市南有馬町乙一〇一三番地

印刷 謙早印刷株式会社